

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>1. ガイドライン全体（208件）</b>	
<b>&lt;賛成意見&gt;（56件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成する。（2件）</li> <li>・ ガイドライン案に賛成。消費者の誤解につながる不使用表示を規定することとなるため、今回のガイドライン案に賛成する。</li> <li>・ ガイドライン案に賛成する。食品表示基準第9条の禁止事項に該当するおそれがあり、消費者の誤認につながる不使用表示を規定する今回のガイドライン案について賛成する。（2件）</li> <li>・ 消費者の誤認につながる不使用表示を規定する今回のガイドライン案について、賛成する。</li> <li>・ 食品表示基準第9条の禁止事項へ該当するおそれがあり、消費者の誤認につながる不使用表示を規定する本案に賛成する。</li> <li>・ ガイドラインの内容に賛成する。</li> <li>・ 消費者の誤認につながる不使用表示を明確に規定する今回のガイドライン案について、賛成する。</li> </ul>	御意見ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成である。本来安全と国が認めている食品添加物をさも危険なモノの様に捉え、消費者に誤認を与える表示は、食品安全行政や消費者に不利益しかもたらさない。</li> <li>・ 賛同する。無添加が良いものだと思います。優先して購入している方がいるが、誤った誘導と思う。おいしく安全なものを優先して買えるようになるには、誤った表示を無くしてもらう必要がある。</li> <li>・ 従前よりガイドラインが定められていたにも関わらず実質的に野放しになっていた無添加表示がきちんと適正に使用されるようになるガイドライン案であり、大いに賛成する。事業者によっては大きな影響を及ぼすことになるが、消費者としては大きなメリットがあるのでぜひ原案のまま進めて頂きたい。</li> <li>・ 食品添加物は食品に彩りや香り、食感、日持ち等の機能を向上させることにより、食品を長期において美味しくさせるものであり、私たちの生活に欠かせないものである。昨今の食料不足やフードロスにおいても必要不可欠なものとする。しかしながら、食品添加物の機能をもつ食品を使い、あたかも食品添加物不使用とされる食品メーカーも存在しており、消費者に誤認を与えている状況にあるかと感じている。本来の機能をしっかりと消費者に伝えずに消費者に誤認を与え、食品添加物を使用していないことによって価値をセールスポイントにすることは誤ったやり方であるとする。食品添加物機能をもった食品や加工工程で食品添加物の機能を発揮させる使用については表示方法及び、そもそもそのような使用を取りやめるような検討を是非お願い申し上げる。</li> </ul>	今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場で見られる食品添加物の不使用表示の多くは、食品表示基準第9条第1項の第1号、第2号、第13号に抵触しているものが多いと感じていた。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型1から類型10で市場のほぼすべての食品添加物不使用表示がカバーできていると思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>案の10項目に賛成である。そもそも使っていないものをわざわざ不使用と表示されていることに疑問を感じていた。食品への表示だけでなく、折り込み広告やパンフレット、テレビCMといったものにも同様の措置をお願いしたいぐらいである。これを機に表示をシンプルかつ、わかりやすいものになっていけばと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>大いに賛成である。食品添加物のメーカーに「食品添加物不使用と記載する良い方法（または代替品）はないですか。」と問い合わせ使用しているにも関わらず、食品添加物を使っていないから美味しいと表記して食品を売る流通・食品メーカーの多いこと。そして食品添加物を悪者扱いする教育、マスコミがそれを増長させていると感じる。食品添加物を正しく使用しているから安全安心な食品を販売できている旨を説明してくれるメーカーがこれを機に増えてくれることを祈る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>10の類例を用いて具体的に示されたことについて非常に良い取り組みだと思う。なぜなら、今回の10の類例に記載いただいたような事例は、私達が希望する食品を選択し購入する際の妨げになる可能性が大いにあると感じたため。正直私も無添加と記載されているものを選んで購入している時期もあったが、見直したいと思った。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一括表示欄への正しい記載表示の推進について非常に良い取り組みと考える。今回の見直しにより、私達消費者と、表示する企業様方の両方に対して、一括表示欄への関心・認識を高めるよう、推進する効果があると考え。服用している薬との副作用や、アレルギー、消費期限、特定の着色料や甘味料などを避けたいなど、私達の選択・購入に際して確認すべき部分は一括表示欄であることがより分かりやすくなると考える。可能であるならば、ニュースなどメディアで大きく取り上げていただけると、良いのではないかと感じた。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の必要性についてSDGsの取り組みに沿った食品添加物は認識を改める時期に来ていると感じた。なぜなら、食品添加物の多くは、食べ物を無駄にせず、多くの人が美味しく食べられるようにするために役立っているものだから。国が安全であると認めている食品添加物においては、無添加や不使用の表示によって悪のイメージを植え付けられたり、無用の誤認となることは予防しなければならないと思う。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該ガイドライン案に全面的に賛成する。食品添加物は食品の美味しさ・安全性などを増加させる、現代の食品にとってなくてはならないものであると考えている。それなのに「不使用」などの表示によって、食品添加物が「できればない方がよいもの」という考えを助長させるような現在の状況には違和感を感じる。食品添加物の有無を、消費者が食品を選択する際の一つの指標にすることは個人の自由だと思うが、それを逆手にとった消費者の誤認を誘うような表示方法は規制されるべきだと思う。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン制定に賛成する。必要以上の無添加表示に疑問を感じていた。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の誤認につながる不使用表示を規定する今回のガイドライン案について賛成する。消費者の誤認を減らすために行政によるガイドラインの周知活動を展開していただきたく願います。同一物質が製品に含有されているにも拘わらず、不使用表示を過度に強調されることにより、消費者が同じ物質が含有されていないと誤認する恐れがあり、表示禁止事項に該当する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛同する。昔から不当な表示やメーカーが優位となる表示が目立つ。きちんと正しいルールを整備して、消費者に優良誤認とならない適切な表示とすることが重要である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の食品添加物を不使用と記載しながら別の食品添加物を使っていることや、そもそもその食品に食品添加物を使用していないのに不使用表示をしていることに、大変違和感があった。今回のガイドラインによって、食品添加物が正しく評価され、有効利用される事を期待している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛成である。理由なき不使用表示には反対である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成する。不使用表示を行うことにより、食品添加物が悪いものとの誤解を与えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成である。食品表示基準第9条の禁止事項に該当するおそれがあり、消費者の誤認につながるおそれの高い不使用表示は無くすべき。それを規定する今回のガイドライン案について概ね賛成する。現在も食品添加物の無添加、不使用等を表示した食品があふれており、食品添加物が使用されている食品の安全性が疑われるような印象を与えている。これは消費者に誤認を与えていると言わざるを得ず、そもそも食品表示基準の基本的な考え方に反している。「無添加＝安全」という認識の広がりや、「リスクの大小は量に依存する」というリスク評価の考え方の社会への普及を妨げ、国民の命や健康に関係する諸問題の合理的な解決の障害にも繋がっている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成である。消費者による適切な製品選択の一助となるような、正確な情報を提供する助けとなる内容であるため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成である。そもそも、食品添加物に関して、正確な情報を日本国内で浸透させないと、環境問題、フードロス問題への解決案を考える際、大きな障害になると考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは不適切な『無添加』等の表示が広く行われ、消費者が正しく商品を選ぶ機会が妨げられていたと考える。また、食品添加物の適切な使用は食品の安全や食品ロスの削減にも大きく貢献できることから、ガイドライン制定の効果は大きいと考える。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて賛成である。食品添加物に関する「無添加」、「不使用」表示だけを見て、食品を選択する消費者は、表示が無いものよりも安全であり、安心と誤認して購入している。本来、安全性とは関係のない「不使用表示」によって、科学に対する正しい理解が止まっていると考えられる。このガイドラインの類型を通して、今まで、任意で表示されていた根拠のない「不使用表示」が表示基準の9条の禁止行為に当たることが示されたことは大きなことだと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物への消費者の理解の状況や事業者間の公正競争の観点から誤認のおそれのある「不使用表示」に関するガイドラインの策定に賛成である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に賛成する。網羅的でなく「無添加」等の表示方法について曖昧な食品表示基準Q &amp; Aを補うものとして、本ガイドラインは食品表示基準第9条の表示禁止事項に該当するおそれが高い表示の具体例を示しており、その内容に賛同するため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン（案）を設けることに賛成する。消費者の選択性である表示であるが、明確なガイドラインなしには、消費者を欺く懸念、消費者の食品添加物への理解の誤認を招く懸念が容易に考えられる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案に賛成する。食品表示基準の不使用表示に関するQ &amp; Aは曖昧な部分が多いが、今回どのような表示が第9条の表示禁止事項に該当する恐れが高い場合なのか具体的に示され、その内容に賛同するため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示基準第9条の禁止事項へ該当するおそれがあり、消費者の誤認につながる不使用表示を規制する今回のガイドライン案に賛成する。現行の食品表示基準Q&amp;Aの無添加表示に関する記載は網羅的で無く、曖昧であるが、今回のガイドラインによりどのような不使用表示が食品表示基準第9条の表示禁止事項に該当するおそれが高いのか、その考え方と具体例が示されることとなり、その内容に賛同するため。（2件）</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無香料」、「香料不使用（無添加）」、「食品添加物不使用」及び「無添加」表示は購入者のためではなく、販売者の利益につながる表示と認識している。私は販売者がこのような表現で消費者に製品価値を高いものと誤解させようとする意図を感じている。食品企業は自社製品の品質や美味しさで勝負すべきだと思っている。このような表示は全て消費者（購入者）の利益のため、あるいは購入の選択肢を広げるための表示情報だとミスリードしていると考え。あたかも『貴方のために表示しています』という表示だが、実際は消費者（購入者）を軽視している行為である。消費者庁が消費者（購入者）のための省庁であるならば、食品の本質を誤解させるこのような表示は止めさせるべきだと考える。〇〇無添加・〇〇不使用表示が強く印象に残り、背景にある理由等が消費者に届かないと、ある側面の情報提供ということになりかねず、購買行為に対する誤った誘導に繋がりがかねないと思う。また、日々の購買行動の中で〇〇無添加・〇〇不使用表示に無意識に触れていると、理由はわからないがいつのまにか〇〇が良くないものと刷り込まれる懸念がぬぐい切れない。ガイドラインの存在により、表示のあり方に指針が示され、慎重な表示検討に繋がることが期待できる。香料についてのみ考えると、「無香料」と強調表示されることは「無香料」の優位性を謳っているように感じ、香料の価値をマイナスに印象付ける作用があると考え。香料を扱う側としては、香料を添加することにより、食品の価値を高めている認識があるので、「無香料」の強調表示には違和感がある。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への誤解を招く表記は避けるべきであり、ガイドラインへ賛成する。〇〇不使用、無〇〇と記載された場合、〇〇の部分が消費者の不安をあおり、〇〇が安全でないと消費者に誤認を与える恐れがあると考え。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案に賛成である。誤認を招く表示がなされた食品が少なくなることで、消費者の食品添加物に対するなんとなくの不安や誤解が小さくなることを期待する。ガイドラインの例示以外の表現であれば表示可能と捉えられることないよう、作成の主旨をしっかりと周知していただきたい。また、食品添加物についてのリスクもこれまで以上に推進していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常に有用なガイドラインと考える。不使用、無添加と書くことであたかもその食品が良いものとして錯覚してしまう現状は良くないと感じていた。保存料不使用といいながら、それと同等機能を持つ素材が入っているなど騙しの表示がなくなることを切に願う。ガイドラインが広く消費者に理解される取り組みも重要と考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は、食品添加物が体に悪いという誤った印象を持っており、食品添加物不使用と記載することで更に体に悪いと誤認させていると思っています。今回の是正処置で改善することを切に願う。また、消費者に食品添加物の必要性を強く認識して頂きたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に基本的に賛成する。無添加、不使用といった表示は消費者の食品添加物に対する正しい理解を妨げ、誤認を招く懸念があることからガイドライン案に賛成する。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の無添加表示は消費者の優良誤認を招いているのが現状であり、規制もしくは明確なガイドライン化は必要と考える。本来であれば使用されないような食品添加物について、あえて不使用と表示するようなケースも現状黙認されており、何ら企業努力がなされていないものについて消費者が良いものと認識して割高な商品を購入してしまう可能性が想定され、不利益が生じることを懸念している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型はわかりやすく整理されているが、消費者が知りたいのは何が使われているかである。将来、何が使われたかだけを表示した食品だけが店頭に並ぶようになるために、不使用表示を規定する今回のガイドライン案はその第一歩として意義があると思う。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の不使用表示に関し、これまで種々見られた消費者の誤認防止に寄与するとともに、当団体による「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示自粛の取組みとも整合するため、今般のガイドラインの策定に賛成する。</li> <li>（１） これまで、食品表示基準上に食品添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定がなく、消費者の誤認や事業者の混乱等が種々見られていた中で、今般、その防止に寄与するガイドラインが策定されることに賛成する。</li> <li>（２） 当団体では、食品添加物を直接使用せず、イーストフードや乳化剤と同等の効果が得られる代替成分（代替技術）を利用することにより、会員会社の提供する食パンや菓子パンのパッケージやホームページ等における「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示が拡大してきた実態があった中で、令和元年、以下のような消費者の誤認を招くおそれがあることから、当該強調表示を自粛する旨の自主基準を策定し公表した。</li> <li>① イーストフードや乳化剤は、国がその安全性、有用性を評価し、食品衛生法で使用が認められているにもかかわらず、食品安全面、健康面で問題があるかのような誤認</li> <li>② 当該強調表示をしている商品が、国が安全性、有用性を評価し認可しているイーストフードや乳化剤を使用した商品よりも優位性があるかのような誤認</li> <li>③ 当該強調表示をしている商品に、イーストフード又は乳化剤がその代替物を含めて一切使用されていない、もしくは含まれていないという誤認</li> </ul> <p>今般のガイドライン（「類型5」等）は、こうした強調表示がもたらすイーストフードや乳化剤に対する消費者誤認のおそれを防止し、当団体の自主基準とも整合性のとれた内容であり、賛成する。（2件）</p>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、食品表示基準に食品添加物が不使用である旨の表示に特段の規定がなく、食品関連事業者等が容器包装に任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っている。今回のガイドライン（案）において、10類型で食品表示基準の表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の考えが示されており基本的に賛成する。食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、厚生労働省での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されているものである。しかし、食品添加物の安全性が評価されていること等を十分に認識していない、又は、食品添加物を使用することに抵抗感を持っている消費者に対して「不使用表示」が商品選択に際し誤認を与えるおそれがある。消費者の商品選択に資する食品表示を求める。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準第9条の禁止事項に該当のおそれがあり、消費者の誤認につながる不使用表示を規定する今回のガイドライン案について賛成する。〇〇不使用、無添加という表示があることが、食品添加物に対する消費者の不安や危険という思い込みを増長させることにつながると感じるため。本当に食品添加物を避けたい消費者は食品表示を確認するし、不特定多数の消費者に不使用・無添加をアピールすることは優良誤認にもつながる。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>無添加・不使用表示の不適切で無秩序な容器包装掲載を回避し、消費者誤認を招かない表示とするために食品事業者が参照し、表示行政担当部署が指導・照会対応等に活用されるためにも、ガイドラインの策定は有意義であると考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物不使用が良い物という表示には反対である。今回の動きは素晴らしいと考える。表示だけでなくCM・広告でも上記の動きがみられるので、そちらも改善してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案全体について適切であり、賛同する。現在、店頭で多く見かける「無添加」「不使用」をうたった任意表示の中には、様々な理由で消費者誤認を招くものがある。その理由について、今回示されたガイドライン案は10類型を示したものであり、その内容は実際の店頭の実状に即したもので妥当であり、理由・例示も丁寧かつ慎重に示されており、網羅的にまとめられている。本ガイドラインを活用して食品事業者が自己点検を行い、消費者の誤認を招く不使用表示の縮減につながることを期待する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「3. 食品表示基準第9条に認定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示」の類型の考え方について、10類型の分け方、位置づけについて賛同する。検討の経緯を振り返ると、第6回目検討会では、11類型について「（1）第9条第1項の規定に該当するおそれのある表示」「（2）第9条第1項の規定に直ちに該当しないものの、消費者への誤認を生じさせるおそれのある表示」のどちらかに該当するか議論されて、第7回検討会ではどちらに該当するかではなく10類型にまとめられた。どちらかに該当するかを定めることは、〇×を示してお墨付きを与えることにもなりかねない。検討の経緯も尊重し、この10類型と位置づけについて賛同する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案の3. の考え方に賛成する。消費者が誤認するような表現、不適切な用語の使用などについて規定した今回のガイドラインによって、消費者が適切に選択できるような表示となることにつながると考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用表示ガイドラインは、消費者に正確な情報提供となる表示の留意点を示し、誤認を招く表示を防止する目的で策定されたものであり、賛同する。今後、本ガイドラインに基づく表示がされることにより、事業者や業界間での差が解消され、消費者にとってより分かりやすい表示に近づいていくことが期待される。ただし、食品表示とそのあり方は、消費者の意識や事業者の対応等により時代によって変化していくものと考えため、今後も社会状況を継続的に調査しながら、必要に応じて本ガイドラインを見直していただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてとりまとめたものであり、今後、消費者における食品添加物への理解の程度等を踏まえ、見直す可能性はあると考えています。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>&lt;反対意見&gt;（48件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>この「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」に反対する。私の経験から、日本は化学合成食品添加物の適切な表示のために、EUの「Eナンバー」制度を真剣に検討すべきである。現在の日本の食品添加物表示制度は情報不足で、消費者はどの食品添加物が使用されているのか理解できない。例えば、「イーストフード」という用語は、機能の異なる複数の化学食品添加物をカバーしている。また、合成着色料については、子供向けの食品にしばしば使用され、場合によっては海外で禁止されているものもある。EUの「Eナンバー」表示制度を、例えば「Jナンバー」制度として日本に導入すべきである。そうすれば、消費者が食品添加物を避けることができるようになる。日本の消費者は長い間「無添加」の表示になれており、ガイドラインを作って禁止する必要はない。日本に食品を輸出している多くの国で使用している「Natural」や「Chemical-free」など他の用語の表示はどうするのか。「無添加」という言葉は、引き続き認めるべきである。</li> </ul>	<p>御意見をいただいた件については、平成31年4月から令和2年2月に開催された「食品添加物表示制度に関する検討会」で議論され、現状維持とすることが適当であるとまとめられています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示に対する消費者の理解度を一律に捉えて規制を作ること無理がある。（2件）</li> <li>ガイドライン案には消費者、事業者の両面で課題があると考え。本委員会の議論及び、答申案については、「食品は食品添加物を使ってつくるものであること（食品添加物ありき）」が前提になっているように読み取れる。食品は食品添加物を使用しなくても、素材や原料と製法技術によりおいしく、安全に消費者に提供されてきた歴史がある。仮に食品添加物が安全であったとしても、食品における食品添加物の使用は最小限度にとどめるべきと考える。食品添加物に頼らずに、素材を吟味し、製法、技術にこだわってきた生産者、事業者の努力、そしてそのような食品を食べたいという、消費者の要望を無にすることのないよう配慮をお願いしたい。全体を通して、消費者が商品を選ぶことに役立つという視点が見落とされている。本案は表示をもとに消費者が選ぶ情報が著しく限定されるおそれがある（価格、パッケージ、そのデザインなど）。消費者が欲しい商品を選ぶ際に必要な表示であることに重要性があり、それを制限するような中身であるならば、食品表示法で規定された食品表示基準に紐づいたガイドラインとして、「～食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」（食品表示法第四条）から逸脱する可能性がある。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用を知ることが消費者の権利である。食品添加物の表示は制度的欠陥から一括名表示や表示免除があり、一括表示欄は字が細かいので、消費者は食品の選択に少なからず不自由を強いられている。無添加・不使用表示は食品添加物を減らしているという商品の特長を伝える情報であることから、徒な規制で消費者の選択の権利が侵害されてはならないものである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物を安全なものとする前提は間違っている。ガイドラインは食品添加物を安全なものとの前提で議論されていますが、食品安全委員会での安全性評価には限界があり、ADIを以って安全性が確保されているとは言えない。安全性に懸念のある食品添加物もあり、食品添加物の摂取を減らすことは消費者の当然の要求である。食品添加物を減らした事実を伝えるための無添加・不使用表示は規制すべきものではないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>誤認表記を禁止する方針は良いと思うが、消費者の知る権利が脅かされるルールと感じる。食品添加物は安全が担保されている旨が記載されており、食品添加物使用の有無を区別できなくするように書かれている。しかし、私自身、食品添加物が含まれている食品を避けて購入したいが、過度の規制により、その知る権利が脅かされている恐怖を感じる。食品添加物が無添加である表記がある事は購入する消費者の安心につながると思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>このたびの「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）」に反対する。消費者は食品添加物が少ない食品を求めている。しかし、現行の食品添加物の表示制度が不十分のため、できるだけ食品添加物を口にしたくないと思っても避けることが難しい状況である。一方で、消費者の声に応えようと、極力、食品添加物を使用しない食品を製造・提供しようと努力する企業もありそれが「無添加・不使用」の表示となっている。一部不適切な表示があることは認めますが、そもそも物質名を重量順に記載するという表示の原則が守られていないことが問題である。ついては、拙速にガイドラインを策定するのではなく、消費者の知る権利・選ぶ権利が守られる食品表示制度の確立に向けて議論することを求める。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用を知ることは消費者の権利である。食品添加物が少ない食品を求める消費者にとって、無添加・不使用表示は商品選択に資する情報であり、必要以上の規制は消費者の選択の権利を侵害することになる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>安心安全な食品を選びたいので 食品添加物不使用の表記を廃止することに反対する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一主婦として食品を選ぶときいつも裏を見る。裏には原材料表示がしてあり、なおかつ「食品添加物不使用」の記入があれば選択の幅が広がる。今まで食品添加物を知らず知らず身体に入れてきて、意識して、その摂取をやめるべき表示がなくなるのは何故か。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の安全性は理解していて、かつ、食品添加物を使っていないものがあるならそちらを食べたいと考える消費者もいる。その選択の機会を狭めないでいただきたい。食品表示の目的は、安全性の確保とともに、自主的かつ合理的な選択の機会の確保であったはずである。ガイドライン1（3）の、食品添加物の安全性を十分理解していないことと、商品選択の際に食品添加物の不使用表示がある食品を購入することとは、完全にイコールではない。食に興味のない消費者は、商品選択の際に不使用表示がある方が優良だと感じるかもしれないが、それは単純に食品添加物に対する普及啓発不足によるものである。食に興味のある消費者の多くは、食品添加物の安全性は既に知っており、それでも食品添加物を使っていないものがあるならそちらを食べたいと考える人がいるのであって、それは個人の選択の自由である。食品添加物の不使用表示は、実際のものより優良や有利だと表示している場合はもちろん論外であるが、そうではなく、ただ〇〇という食品添加物を使っていないと表示することは、消費者の商品選択時に必要な情報のひとつである。商品裏の一括表示を見れば良いと言うのであれば、一括表示自体をもっと見やすくするなど食品表示全体の改革が必要であるが、それはまた別の話である。事実に基づく不使用表示は必要であり、消費者の商品選択の機会に資するものである。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案は、国民の知る権利に反していると思う。身体に有害な食品添加物を知らされないのはあり得ないことと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物の時はいつも裏の表示を見て買っている。なるべく体に食品添加物を取り入れたくないからである。食品添加物の不使用表示が無くなってしまうと、日本のスーパーでの買い物ができなくなってしまう。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に優良誤認を与えることのないような表記で食品添加物名を示して添加をしていない旨を表記することは消費者に提供する情報として正しいと考える。自動車のスペックと同様に経済社会の中で特定の食品添加物を使用しないで製造された食品が市場で競争力を持って消費者に支持されることを阻害してはならない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>この度の「消費者庁のガイドライン案」については、今、作成する必要はない。消費者にとっては、保存料として何を使用しているのかなど、どのような食品添加物を削減したのかが正確にわかる表示が必要である。そして食品添加物の使用を削減している事業者の食品を消費者が選択することに資する制度こそが必要である。食品添加物は全面表示をすべきであると考えているが、せめてこのガイドラインの各類型については、「過剰な規制とならないようにする、食品添加物の使用削減の努力を阻害しないようにすること」が必要である。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加」という表示は重要である。買い物の際に、それがあれば安心して買えるから。そんな大事な表示をなぜ「禁止」するのか、意味不明である。今まで通り、表示をOKとすることを求める。「○不使用」という表示も、全く同様である。禁止するのは、消費者であり納税者である国民へのサービス低下であり、許せない。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインを策定することには賛同するが、本ガイドライン案の内容の一部について反対する。理由以下のとおりである。 食品容器包装の表示は、自由である。食品表示基準は、一般消費者が自主的かつ合理的に食品選択ができるようにするために設けられたものである。したがって、「食品添加物を使用していないこと」についてのガイドラインは優良誤認等の禁止をより明確にするために策定されるべきである(食品表示基準第9条)。ところが、本ガイドライン案は、いかなる表示を禁止するのかが不明確であるため、事業者には食品添加物を使用していないことの表示をすることを躊躇させることとなりかねない。ひいては、消費者において食品添加物が入っていない食品を知る権利が侵害され、食品選択の自由が不当に奪われることとなる。</li> </ul>	<p>解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不使用表示の大きな枠組みを設定することで漏れのない全体最適への最短ルートを目指すことに理解はできるが、現時点で消費者に優良誤認と不利益を生じさせていない正当な根拠をもった不使用表示もあるわけで、一部のセンシティブな消費者意見をもって、食品業界全体を一気に不使用表示規制することは、そこまで気にしていなかった消費者に不要かつ誤った不安感を抱かせてしまい、逆に食品添加物悪者論が加速する危険性がある。これは当局も食品業界も望まない方向と考えられる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案は消費者が食品添加物について事実に反して悪いイメージを持っていて食品添加物不使用と表示すると消費者が実際のものよりも著しく優良であると誤認するとの前提で書かれているように思う。しかし、消費者が食品添加物について悪いイメージを持っていてそれが誤解だと思うならば、消費者庁や事業者、事業者団体が誤解を解く努力をすべきである。食品添加物を使用していない食品に食品添加物不使用と表示することは、どのような食品添加物を使用していないのかが明瞭であり、それが事実であれば、消費者に正しい情報を提供しているものであり、原則として禁止すべきではない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>曖昧で拡大解釈のおそれがあるガイドラインは却って有害。類型の定義は曖昧で根拠が薄いものが多く、拡大解釈され、実質的に無添加・不使用表示が全て禁止されることになりかねない。そのようなことは消費者の望むものではない。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の表示に際し、不適切と考えられる任意表示が氾濫している現状に対し、対策が必要であることは一定の範囲で理解する。しかし残念ながら今回貴庁提案の「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）」は消費者の知る権利の侵害に当たるといふ重大な問題を内包していると言わざるを得ず、拙速に決めてよい問題とは到底思えない。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨内容について概ね理解はできるが、参考に挙げられている強調表示に関するコーデックス一般ガイドラインが一部、消費者の認知（主観）に判断を委ねてあるように、消費者の中には多様な人種、思想、嗜好の人間がいて、理解の度合いも様々であり、表示はすべての人に平等で、事実は事実として（使っているものは使っている、使っていないものは使っていない旨）ありのままを表示すべきであり、本ガイドラインが決して、各消費者が主体的に表示から内容を読み取ろうとする行為の妨げ（事実が読み取れない為、理解をあきらめるような事）にならない様にしてもらい、また、市場への新たなチャネルの商品の誕生の障害とならない様、特に類型については食品添加物否定派やより消費者に近い立場からの意見を収集した上での、再検討を求める。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の多くは本来摂取すべきものではなく、安全性評価にも限界がある。消費者が食品添加物の少ない食品を望み、事業者がこれに応じて材料の品質にこだわり、あるいは製造方法を改善して食品添加物を減らそうと努力している場合もある。そうした事業者が、食品添加物を削減したことについて、誤解のないよう適切な表現で表示することが過剰に規制され、使用削減の努力が阻害されないよう要望する。（2件）</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>私が店舗で購入する商品には、多くの原材料が書かれている。ほとんどが、私たちが家庭で使用しない食品添加物名で想像がつかない。食品添加物の安全性が評価されているということが、記述されているが、本当か。動物実験だけで、評価していないのか。あるいは、実験でOKであったとしても、他の食品添加物との複合しての試験は行われているのかが不安である。天然物も化学的合成品もいずれも使用が認められているとも、報告があるが、天然物も化学的なものも、口に入れる故に、使用を認めることは、重要なことである。これが、食品添加物不使用表示に繋がることは、違うと考える。製造工程で、食品添加物が使用されていないことが、確認できないため・・・云々とあるが、だから廃止するのではなく、これらを発生させないための仕組みを作る方が、重要ではないか。乳幼児から口にする食品に、何の情報もないものを、販売することは、大変な危険なことと思われる。このような考えをもっている消費者は多いと思う。化学調味料という言葉は、食品を口にするものとして、商品を買うときの羅針盤として大事な表記だと思う。もちろん、その化学の仕様基準をもっと明確にして、単体の食品添加物だけでなく、他のものとの複合した時の、状態、影響も確認して頂きたい。今の食生活の積み重ねが、未来の子供たちに重大な影響を与えない事を望む。それゆえに、もっと慎重に制度作りをして頂くことを切に望む。誤認表示等はあるべきではないが、それらとは一緒にしないで、真に国民の健康のために必要、不必要なことは何かを価値判断の基準として頂くことを望む。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインは曖昧で拡大解釈のおそれがある。ガイドラインに示された類型には、曖昧なものや根拠が薄いものが少なくない。こうしたガイドラインは、委縮した業界が拡大解釈をして無添加・不使用表示を全て禁止する方向に進むおそれ大きいと考えられる。このようなガイドラインの設定はすべきでないと考ええる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、詐欺的な内容でない限り、あまり規制は行わない方が良いのではないかと考える。例えば着色料について、その商品種の通常が一般に無添加であったとしても、着色料無添加をうたう商品がある事で業界に秩序が生じる事というのはあったりするものであろうから、着色料無添加となる商品が通常であったとしてもそれを望ましいようなアピール要素として広告・表示する事についての規制はすべきではないと考える。（そしてまた、消費者としても、出来れば着色料無添加であるものを買いたいと思う者がいたりするであろうから、消費者にもその様な広告・表示はメリットがあったりするものであると考える。）詐欺的な内容であるかどうかについて、また社会や消費者における有用性が全く無いかそれとも幾分かはあるかどうかについて考えて、規制は消極的に運用するようにするのが適切と考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の立場での一括表示欄をよく考え役立たせることに注力すべきで、「無添加」等の表示が目立つから一括表示欄が活用されていないという議論は全般的外れである。消費者の楽しみにつながる選択の機会を維持するため表現の自由は守られるべきであり、細かなメルクマールの作成の必要性はなく、最重要な事例のみQ&amp;Aで見直し、事業者の継続的な対応を促すことで充分と考える。また、メルクマールという聞いたこともないことばを使うこと自体が疑問である。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>メルクマールの用語は、令和2年3月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」において用いられていることから、引き続き使用しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の「無添加・不使用」表示の容認には基本的に反対。したがって本ガイドラインは、事業者の自己点検や消費者の啓発だけでなく、食品表示基準9条の禁止表示に該当するかどうかの、規制判断基準であるべきである。しかし根本的な問題として、「物質名を重量順に記載する」との食品表示法に基づく表示基準の原則は守られていないことを上げなければならない。そのため消費者は、「使われた食品添加物を知った上で食品を選択する」という権利が保障されておらず、むしろ目立つ「無添加・不使用表示」に惹かれて購入する傾向が否定できない。</li> </ul> <p>なお食品添加物に不安を抱き、できるだけ食品添加物の少ない食品を摂取したいという消費者の意向に応じて、材料の品質にこだわり、製造方法を改善するなどして、食品添加物をできるだけ少なくしようと努力する事業者も存在すると思われる。そうした事業者の努力の結果である「不使用表示」まで過剰に規制されることは不適切であると考え。（2件）</p>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「一般用加工食品の任意表示については、事実在即している限り、消費者の商品の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用表示は、食品添加物に関して、使いたくないから頑張って使っていない業者や、食べたくない、食べさせたくない個人の自由を奪うものである。安く、安易に、見た目良く製造出来る理由で使う業者にとって有利であるのに、正直に手間と時間をかけて不使用の業者にとって不利な表示制度になる。正直者が馬鹿を見る、という制度では困る。再考を願う。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの策定自体には賛成するが、本ガイドライン案の内容の一部には反対する。理由は以下のとおりである。 食品容器包装の表示は本来事実に即している限り自由であるが、食品を安全に摂取し、一般消費者が自主的かつ合理的に食品選択ができるようにするため、食品表示基準が設けられているのであるから、ガイドラインは食品表示基準第9条において定める優良誤認等の禁止表示の解釈をより明確にするために策定されるべきであり、限定的であるべきである。しかるに、本ガイドライン案は、どのような消費者の誤認を保護し、どのような表示を禁止しようとしているのか不明確な部分が多く、一般的に食品添加物の不使用表示や無添加表示を禁止する（ものと誤認させる）ため、事業者が食品添加物の不使用表示を不当に差し控えさせる萎縮効果（以下、単に「表示萎縮効果」という。）が大きく、また事業者の食品添加物削減への意欲や努力を減退させるおそれもある。そして、その結果、消費者が買い物にあたって短時間で商品の情報を得て商品選択をすることや、選択できる商品の幅が狭くなって、消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念がある。また、本ガイドライン案が不明確であるが故に、真に禁止すべき優良誤認等表示が埋没する懸念もある。（14件）</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「一般用加工食品の任意表示については、事実即している限り、消費者の商品の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインは、一般的に「無添加表示」を認めないとの誤解を与えるもので反対である。現在、食品添加物（保存料、着色、味覚、香料など）を避けたいとする消費者志向は強い。例えば、赤味噌の「無添加」表記は「原材料、大豆、塩」だけであり、これにかつおだし味などの表記などがあればそれは別の食品や食品添加物が混入されていると理解する。それは、消費者の食品選択の表示として機能している。 問題は「無添加」として表記をするときに、消費者に誤認混同を与える表記がされるときは、消費者に対する詐欺（的）、欺瞞的なものとしてその規制をすることには合理性がある。食品表示基準9条により表示禁止事項が定められている。これをもって誤認混同、不適切表示の規制としては機能しているところ、本ガイドラインは、あたかも無添加表示を禁じるようなガイドラインと見受けられる。 食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に「該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを取りまとめた」とするが、食品添加物の不使用表示や無添加表示が、詐欺（的）、誤認混同を及ぼすときはともかく、事実即している限りは原則として自由である。これについて、あたかも食品添加物の不使用表示や無添加表示が禁止されるものであるかのように誤認を与えるものである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 様々な事象を一律に判断しすぎており、ここで早急に決めてしまうのではなく、より多様な観点からの対策が必要であり、継続して協議、また対応が必要だと考える。全体を通して、「無添加」、「不使用」の表示は否定的であり、あたかも表示はしてはいけない（表示違反）ような印象を受ける。もちろん、事実を反する表示は即刻訂正すべきで問題外だが、「無添加」、「不使用」は事実であれば、表示しても問題ないことをまず前提として記載して、記載してはいけない表示違反の例、その理由という記載に訂正すべきと考える。また、「無添加」、「不使用」の表示のほとんどは特定の食品添加物を使用しないために、食品メーカーが努力を積み重ねた結果、表示できるようになったものであり、このガイドラインによりこれらの努力の結果、開発された革新的な技術を否定するものとなりえ、ひいては日本国の技術力低下を招きかねない判断になるおそれがある。消費者の食品添加物への不安を取り除くため企業の努力によって特定の食品添加物の使用をなくすことに成功した成果も認めるような内容を「背景及び趣旨」に追記してほしい。</p>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「一般用加工食品の任意表示については、事実在即している限り、消費者の商品の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている」旨を記載しています。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p><b>ガイドラインの位置付けについて（8件）</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無添加等の表示は、優良誤認を避ける為と消費者周知の理解を深める為に、枠内に記載されている品質表示内容より大きな文字ポイントは使うべきではないといった省令で対応すべきと考える。</li> </ul>	<p>食品表示法は、食品表示制度の大きな枠組みを規定するものであって、詳細な表示の内容及びその方式については、食品表示法第4条において、「内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」とされていることから、省令レベルとして、別途内閣府令により「食品表示基準」として規定しているところです。本ガイドラインは、この内閣府令における規定の解釈の明確化のために「食品表示基準Q&amp;A」別添として策定されるものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無添加等の表示禁止を法令改正でなく、省令で規制することには反対である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q&amp;Aの問題と受け止められるが、その場合Q&amp;Aで解決すればよいことになる。ガイドラインという形とした理由、また、Q&amp;Aとの関連性について明記すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項のメルクマールとなるものである。現在、食品表示基準のメルクマールとしては、「食品表示基準について」（消費者庁次長通知）、「食品表示基準Q&amp;A」（消費者庁食品表示企画課長通知）等がある。本ガイドラインは、意見募集の説明文で「食品表示基準Q&amp;A」の別添として策定するとされているが、ガイドライン本体には具体的な位置づけが明記されていない。また、ガイドラインの本体となる10の類型は現行の不使用表示に関係するQ&amp;Aと整理が違っており、現行Q&amp;Aで全く触れていない類型4、5、6、7、10のようなものがある。このままではQ&amp;Aとガイドラインのどちらを優先して事業者が判断すべきか混乱するおそれがある。このため、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項のメルクマールとするならば、ガイドラインはQ&amp;A別添ではなく、少なくとも消費者庁次長通知とすべき性格のものではないか。また、ガイドラインを踏まえたQ&amp;Aの見直し・整理を早急に行うべきではないか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの策定と併せ、食品表示基準Q&amp;A（平成27年3月30日付け消食表第140号）についても見直しを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインに従わない表示をした場合、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項にあたり、食品表示基準違反となるのか。違反となった場合、どのように指示・公表されるのか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるものです。実際の食品添加物の不使用表示においては、総合的な評価がなされた上で、食品表示基準第9条の規定に基づく表示禁止事項に該当するものとして、食品表示法第6条の規定に基づく指示、命令の行政措置が行われる場合があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインに合わせて食品表示基準を改正すべき。今回のガイドラインは通知の位置づけなので、拘束力の面で事業者間で解釈に幅ができると推測される。このガイドラインに合わせて食品表示基準自体を改正し、ガイドラインの効力を高めることで、より消費者の利益につながると思う。ガイドラインがない現状でも、消費者保護の視点で不使用表示を自粛している事業者もいる。事業者間の解釈による影響をなくすため、わかりやすさと公平性を確保するため、ガイドラインではなく、基準化を目指すべきであると考え。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メルクマールは食品表示基準9条の判断基準のガイドラインとのことだが、これに反した場合の処置を明確にすべきと考える。第9条に反するとして行政処分を考えるのであるならば、メルクマールではなく食品表示基準の中で明確にして改訂すべきと考える。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるものです。実際の食品添加物の不使用表示においては、総合的な評価がなされた上で、食品表示基準第9条の規定に基づく表示禁止事項に該当するものとして、食品表示法第6条の規定に基づく指示、命令の行政措置が行われる場合があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインは「事業者が消費者に対して正確な情報提供を行うための留意点となるものである」としているが、事業者の理解不足等で適正な表示でなかった場合は、どのような対処をするのか、ガイドラインの運用として記載すべきと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>ガイドライン本文の用語、文章、表現（94件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインの当該部分において、「食品添加物は安全性が評価されていること等について十分に理解されていない」という消費者の知識と、「商品選択の際に食品添加物の不使用表示がある食品を購入している消費者が存在する」、「食品添加物の不使用表示がある食品を購入する際に一括表示欄を確認しない消費者が存在する」という消費者行動とを続けて記載しているが、このように記載すると、一般的には、前者が原因で後者が結果のように理解されるため、あたかも、後者の消費者行動が前者の食品添加物の安全性に関する理解不足によるものであると言っているように見える。しかし、多様な生活スタイルや嗜好を有する消費者の商品選択基準は千差万別であり尊重されるべきである。このように、不使用表示食品を選択する消費者行動を単に理解不足によるものであるなどと断罪するかのように読める表現は避けるべきである。したがって、前者（消費者の理解）と後者（消費者行動）は別の文章とすべきである。（4件）</li> </ul>	<p>これまでの消費者意向調査において得られた結果を列挙しているものとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>冒頭「食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、…」とある。新規指定食品添加物はこのような対応ですが、食品安全委員会設立前から使用が認められている食品添加物もある。正確な説明をすべきと考える。</li> </ul>	<p>原則としての食品添加物の位置づけを記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに関するQAの作成をお願いします。</li> <li>ガイドライン案は、原則を記載した内容がほとんどであり、実際の案件での判断基準が不明確のものも含まれている。このため、ガイドライン案内容を補足説明できるQ&amp;Aの発行を行うべきと考える。</li> </ul>	<p>個別商品については、本ガイドラインに照らして、総合的な評価がなされた上で判断されるべきものであり、行政の中立性の観点からも、より詳細なQ&amp;Aの作成を行う予定はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構成について 食品添加物の不使用表示が10に類型される中、文章のみでは日常ガイドラインとして使用するには使い勝手が悪い、表にしたり少なくとも「類型」の表示内容に下線を引くなど見易くして頂きたい。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型の書き方について、表形式の方がわかりやすい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に記載内容（言いまわし）が理解しにくい。より平易な表現や用語を使用していただけると、より理解しやすくなるのではないかと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「3. 食品表示基準第9条に認定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示」2p 31~34行目の文章を2つに分けてほしい。「なお、実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは類型に当てはまるか否かで判断する。あわせて商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものである。」とする。理由は、①文章が長くてわかりにくい。②文章の前段のつながりが「当てはまることだけでなく」とあると、類型に該当することが前提であることが伝わらない可能性があるため。③文章の前段（類型に該当すること）と、後段（商品の性質等ケースバイケースで全体として判断すること）は別の次元のことであるのに、結語でまとめてしまうのは不適切で誤解を招くため。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加」、「不使用」等の表示はそもそも好ましくない旨をガイドラインに明記して欲しい。事業者が「ガイドラインに沿って表示している」とアピールすることで、消費者庁が「無添加」、「不使用」等の表示を推進していると消費者に受け取られて、食品添加物や加工食品全般についての誤認を増幅する懸念がある。そもそも「無添加」、「不使用」等の表示は好ましくないと明記することにより、このような「お墨付き」効果を抑止することができる。具体的には「（前略）各々の類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合を以下の通りまとめた」とされているところを、「基本的に表示禁止事項に該当するおそれが高く、中でも特に注意を要する場合を各々の類型ごとにまとめた」等と修正されることを要望する。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型として挙げられている10の中には、基本的に表示禁止事項に該当すると考えられるもの（類型3、6、9）、そもそも類型として挙げるべきではなく表示禁止事項に該当するかの考慮要素であるもの（類型10）、表示禁止事項にあたる表示であるかケースバイケースで慎重に検討すべき類型（類型1、2、4、5、7、8）が無秩序に並んでいる点を修正すべきである。（10件）</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示にて、「一般消費者の知識水準」、「取引の実態」、「ケースバイケース」の文字を削除する。ガイドラインの明確性が著しく低下するため。表示を行う側が一定のルールでどの消費者にも客観的に的確な情報を提供する必要がある、一般消費者の知識水準や取引の実態、ケースバイケースなどの用語を用いると、責任の明確さが低下するので良くない。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドライン案は当該箇所において、「食品添加物の不使用表示を10の類型に分け、各々の類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合を以下の通りまとめた」としており、本来、この10類型は単に不使用表示の類型にすぎないはずである。しかし、不使用表示の類型にはこの10類型以外にも存しており(例えば、単なる「食品添加物●●●(物質名)不使用」など)、この10類型で食品添加物不使用表示を網羅しているわけではないし、本ガイドライン案が続けて「食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは類型に当てはまることだけでなく、・・・などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものである」と記載しているため、「類型にあてはまること」自体が表示禁止事項に該当するおそれがあると誤認させ、事業者に対する表示萎縮効果を与える。したがって、類型の趣旨(位置づけ・意味づけ)を明確にするとともに、類型に該当することで直ちに表示禁止事項にあたるわけではないことを明確に示すべきである。(4件)</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示のうち、検討が必要な食品添加物の不使用表示を類型化した旨を明記いたします。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいて、「実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断する」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>10の類型が、「食品添加物の不使用表示」を単に「10の類型」に分けたものなのか、食品添加物の不使用表示のうち「表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合」を10類型として挙げているのか不明瞭である。ガイドライン案全体を通してみると、後者である印象が強く、ガイドライン案の挙げる10類型にあてれば直ちに表示禁止事項にあたるおそれがあるように読めるために、表示萎縮効果が生じている。したがって、類型の趣旨(位置づけ・意味づけ)を明確にするとともに、類型に該当することで直ちに表示禁止事項にあたるわけではないことを明確に示すべきである。(9件)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>10の類型は、食品添加物の不使用表示のうち「表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合」を挙げていると読むことも可能であり、事業者が食品添加物不使用の表示を躊躇させる原因となる。類型の位置づけ・意味づけを明確にし、類型に該当することで直ちに表示禁止事項にあたるわけではないことを明確に示すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要 (計758件)	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案では、食品添加物の不使用表示ができない旨の内容が主となっているため、どのような場合に不使用表示ができるかについても、明記いただきたい。ガイドラインには、食品添加物の不使用表示ができない内容・例が主として記載されており、不使用表示自体がほぼできないようなガイドラインに見受けられる。現在の任意表示では、誤認を与える表示も多いことから、ガイドライン自体には賛成であり、納得いく内容も多いが、ガイドラインの作成にあたり食品添加物を扱う企業及びその関連団体による意見を基にガイドラインが作成された印象があり、一部、中立性に疑問がある部分がある。また、食品添加物については、歴史的に一度許可された食品添加物でも後になって安全性に問題があることが分かり指定が取り消された事例もあることから、消費者が安全性を理由に食品添加物の入っていないものを選択することは、一定の理解ができる理由であると考えられ、一概に食品添加物の安全性を誤認しているものとは言えないのではないかと考えられる。当ガイドラインでは、食品添加物を使用していないことを知りたい消費者にとって、情報が不足してしまうと思われ、食品添加物を使用していないものに、使用していない旨を記載することは正しい情報提供となると考える。そのため、どのような場合であれば表示ができるのか、表示ができない場合と併せて、できる場合の内容の明記、例の提示がほしい。ガイドラインに表示ができる旨の明記が難しいのであれば、Q&amp;A等に対応いただきたい。また、多くの食品表示がある中で、例に挙げられている内容が少なすぎて、分かりづらく、パブリックコメントも出しにくい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各類型において「表示禁止事項に該当するおそれが高い場合」にあたる一般的要件が明示されておらず、また、挙げられている例の数が全ての類型について少ないだけでなく、その内容や表示禁止事項にあたる理由が不明確であったり(類型1、2、5など)、例として不適切なものが挙げられている(類型4、5、10など)。「表示禁止事項に該当するおそれが高い場合」の一般的要件とできるだけ多くの適切な具体例を明示すべきである。また、一般的要件を定める際には、打ち消し表示などにより表示禁止事項にあたらぬ場合があることについても明示的に言及すべきである。(9件)</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各類型において「表示禁止事項に該当するおそれが高い場合」にあたる一般的要件が明示されておらず、例示数が少なく、その内容や表示禁止事項にあたる理由が不明確(類型1、2、5等)あるいは、例として不適切(同4、5、10等)である。「表示禁止事項に該当するおそれが高い場合」の一般的要件の適切な具体例を明示するとともに、打ち消し表示などにより表示禁止事項にあたらぬ場合があることも明示すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要点として消費者に食品添加物使用の有無を、知りたい、（人によっては）避けたい、と考えていることはガイドライン（案）にも触れられている通りですが、今回のガイドライン（案）には抽象的な例示が多く食品事業者にとってどのような表示であれば適切であり、また不適切であるのかが具体的ではない。伴って、食品表示がさらに混乱すると考えられ、消費者が知りたい情報を届けるという食品表示の本来の役割が損なわれる。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの運用において判断に悩むことがないようにしてほしい。事業者は、本ガイドラインを用いて実際の表示を判断していくこととなりますが、現在の例示だけでは判断に悩む可能性がある。ガイドラインの運用において判断に悩むことがないように、類型毎の例示をよりわかりやすいものにしてほしい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型10項目全てに関して、事業者が自主的に判断できるよう違反に該当しない（又は該当する）表示の要件や、市場に出回っている商品を参考にした多くの具体例をガイドライン、或いはガイドラインのQ &amp; Aにて記載頂きたい。現ガイドライン案は、各類型の表現が抽象的な一方、事例が僅かであることから、自社内の表示の自己点検を行う際に判断に迷い、膨大なコストや時間のかかる改版の決断が困難であるため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、商品名に無添加に関するものが販売されているが、今後も無添加の条件にあえば商品名に使えるか、示すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示禁止事項に該当するおそれのある表示は理解できたが、どのような表示なら表示可能であるのかがよく分からないので、具体的な例を示していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドライン案は、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について類型に分けて記載されているが、どのような表示であれば適法かが示されていない。曖昧な表現の規制強化では、事業者の意図しない違反や消費者の混乱を招く。明確に「違反となる表現とその状況」、「違反とならない表現とその状況」を表示例として示して頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示可能な言葉「食品添加物不使用」の商品において、表示可能（適切）な用語はあるのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物を由来原料で限定して、不使用と表示すること、以下は適か、不適か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①植物由来の乳化剤を使用している食品に「動物由来の乳化剤は使用していません」と表示すること。</li> <li>②動物由来の乳化剤を使用した製品に、あたかも植物由来であるかのようなことを示す用語（たとえば「プラントベース」）を表示すること。</li> </ul> </li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型ごとの例について 類型ごとの解説文では「表示禁止事項に該当するおそれが高い」とすることはやむを得ないが、具体的表示例では「表示禁止事項」又は「表示禁止事項相当」など判断し易い記述にして頂きたい。表示禁止事項に対して一定の要件が満たしている場合はこの限りでない表示例があれば記述して頂きたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の無添加、不使用表示が類型1 から 10 に当てはまった場合に表示禁止事項に該当するか否かはケースバイケースで全体として判断するとあるが、表示禁止事項に該当するケース、該当しないケースを類型で示し内容を明確に理解できるようにできるだけ多くの事例を提示していただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインの主旨については賛同する。事業者としても本ガイドラインを参考に正しい表示を心がけていきたい。一方で事業者、消費者の食品添加物の安全性に関する誤った認識を正していくことも必要である。事業者により正しい表示の働きかけをすることが、消費者の正しい認識につながると考えるが、事業者により正しい表示を働きかけるためにも、今回のガイドラインの具体例や要件を増やしてほしい。</li> </ul> <p>また、今後の商品の動向に合わせて、随時具体例や要件を追加頂きたい。</p>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>本ガイドラインは、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてとりまとめたものであり、今後、消費者における食品添加物への理解の程度等を踏まえ、見直す可能性はあると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「表示禁止に事項に」は「表示禁止事項に」の誤植と思われる。（3件）</li> </ul>	<p>訂正いたします。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>1（1）項で、「しかしながら、…食品関連事業者等が容器包装に、任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っている。」とあるが、「しかしながら」を使うことによって、食品表示基準違反のような印象を受ける。「無添加」、「不使用」が事実であれば、食品メーカーの責任で表示して問題ないはずである。記載の変更を希望する。</li> <li>本ガイドラインは、「食品添加物の不使用表示の実態を把握し、実際の表示を基に類型化して検討を行った。これを踏まえて、現時点で食品表示基準第9条…に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを取りまとめた」とするが、食品添加物の不使用表示や無添加表示が事実即ししている限りは原則として自由である旨の記載がないため、広く、一般的に、食品添加物の不使用表示や無添加表示が禁止されるものであるかのような誤認を与える。これでは、事業者に対する表示萎縮効果が大きく、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念がある。したがって、総論部分には、不使用表示が事実即ししている限り原則として自由である旨の明記が必要である。（14件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインにおいて、「一般用加工食品の任意表示については、事実即ししている限り、消費者の商品の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>このガイドラインの類型に当てはまる・もしくは当てはまると思しき表現があることを根拠として「違反」と判断されるわけではない、とは読み取れない。その点を明記していただきたい。</li> <li>食品表示基準第9条第1号では「著しく」優良又は有利誤認と、「著しい」を要件としているのに対して、類型の該当箇所(類型2など)では、単に優良又は有利誤認の恐れをメルクマールとしている。仮に「著しい」を要件としなくとも、食品添加物不使用表示の類型では表示禁止事項に該当し得るとの整理であるとすれば、その妥当性や理由等について説明が行われることが適当と考える。</li> <li>「実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあるもの」という表現が多用されているが、「実際のものより「著しく」優良又は有利であると誤認させるおそれがあるもの」と修正すべきではないか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインにおいて、「実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断する」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインが食品事業者や表示行政担当部署等にとって内容が十分に理解され有効に活用されるよう、現行の無添加表示に関連するQ &amp; A(加工-90等)との関連も含めて、今回のガイドラインに関連する内容の改訂・拡充を行うよう、要望する。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの策定と併せ、食品表示基準Q&amp;Aについても見直しを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示禁止事項の該当有無は、類型に当てはまる以外の諸観点を基にケースバイケースで全体判断と記載されているが、判断の主体（食品事業者を含めだれが判断するのか）についての記載が適当と考える。また、食品事業者による判断を尊重することは重要だが、著しく不適切な不使用表示について、ケースバイケースの文言を理由にそれらの表示使用の継続が許容されないようにすることが重要である。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行うことができるものであり、また、地方公共団体等における監視指導の際にも活用されるものと考えています。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「1. 背景及び主旨」において本ガイドラインが誰に向けたものか、どのように活用されるべきかの目的を示すべき。拝察するところ、本ガイドラインはいわゆる「食品添加物の不使用表示」と食品表示基準第9条の関係性を整理することにより、（1）行政の監視における判断の斉一化と同時に、（2）食品関連事業者の遵法意識の向上のための客観的な尺度や基準を示し、もって消費者の利益に資することを目的としていると考えるが如何か。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行うことができるものであり、また、地方公共団体等における監視指導の際にも活用されるものと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件ガイドラインでは、食品添加物の不使用表示が食品表示基準の表示禁止事項に該当するか否かは、ガイドラインの類型のみならず、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するとされる。最終的にどのような表示が表示禁止事項に該当するかは判断できないといった事態が生じないように、より具体性のある内容とされたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条の解釈を示す食品表示基準Q&amp;Aが網羅的ではない、曖昧であるといった現状を踏まえ、解釈を明確にしたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン（案）を、企業により都合よく解釈すればどっちでもよさそうと判断されるようになった場合、合理的でない理由により、「不使用表示」をしていた方が得と考え、不使用表示は減らないと考えられる。ガイドライン（案）では、不使用表示は「ケースバイケースで全体として判断するものである。」とあるが、ケースバイケースや原則〇〇不可など、曖昧にしないでいただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「ケースバイケースで全体として判断」となると、判断のばらつきが生じて不公平感が生まれると思う。今までも行政担当者によって判断が違っていたこともあった。そのため、基準を明確にして欲しい。また「表示禁止事項に該当する」と判断した事例がある程度集まったら、それを事業者に開示して欲しい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集要領に「食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示」とあるが、「該当するおそれが高いと考えられる」の表現が曖昧である。ガイドラインに記載されている内容から、事業者が正確な判断ができるような内容でなければガイドラインとして不十分であり、より具体的な例示が追加されることを望む。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条の解釈を示す食品表示基準Q&amp;Aが網羅的ではない、曖昧であるといった現状を踏まえ、解釈を明確にしたものです。</p> <p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メルクマール、ガイドライン、ケースバイケース、アプローチは、解釈の幅を狭くして読みやすくするためにカタカナではない日本語で示してほしい。</li> <li>例えば、広辞苑第五版によれば、メルクマール：指標、ガイドライン：（政策の）指針、ケースバイケース：個々の場合に応じて、アプローチ：働きかけること</li> <li>※キャリアオーバー、フォントを除く。キャリアオーバー：食品添加物に関する用語として語句の解釈が固まっているため。フォント：語句の解釈が固まっているため。</li> </ul>	<p>令和2年3月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」において用いられている用語であることから、引き続き使用しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「メルクマール」という外国語ではなく、日本語で標記してほしい。多くの国民が理解しやすい言葉を使用してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体を通して「メルクマール」、「ケースバイケース」、「アプローチ」など、外来語をカタカナ表記しただけの表記は避けるべきと考える。特に本案は外国語を翻訳して作成されたものではない。日本語として適切な表現を創造するか、わかりやすい既存の日本語を使うべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「メルクマール」の意味が分かりづらいので、一般消費者も理解が可能な適切な日本語での表現が望まれる。あたかも法的な効力があるような印象を与えないことが必要と思う。「判断の目安」のような表現になるのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般における使用用語（食品添加物）の統一について 食品表示基準の施行に伴い、食品添加物は「食品添加物」という用語に統一されたものと認識している。このガイドラインでは、「食品添加物」という用語を使用しているが、「添加物」への統一をお願いしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品衛生法第4条第2項に規定する食品添加物」とあるが、食品衛生法第4条第2項が規定しているのは「食品添加物」である。食品表示基準においても用語「食品添加物」は使われておらず、「食品添加物」が使われている。したがって、ガイドライン全体を通じて、「食品添加物」ではなく「食品添加物」を用いるべきである。ガイドライン案「類型②」でも、「食品表示基準に規定されていない用語」（の使用）は不適切としているところである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示基準における用語としては、「食品添加物」ではなく「添加物」ではないか。</li> </ul>	

御意見の概要 (計758件)	御意見に対する考え方
<p>その他 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一括表示に記載されていない食品添加物には、①キャリアオーバーや加工助剤を含めて、商品に一切使用されていないケース。②食品添加物として使用されているが、キャリアオーバーや加工助剤として扱われ、食品添加物表示がされていないケース。この2通りが考えられる。食品事業者が「不使用」を謳うケースでは①が多いと考えられるが、②のケースで「不使用」を謳う事業者もあるため、一括表示欄のみで消費者に正確な情報を伝達できるわけではない。単に不使用表示を禁止するガイドラインではなく、どうすれば消費者へ正しい情報を伝え、誤認が無くなるかを示すガイドラインの策定をお願いしたい。(2件)</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>2. ガイドラインの適用範囲（34件）</b>	
<b>無添加、不使用表示の範囲（8件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「表示」に外国語の表記が含まれるか含まれないか明示してほしい。（non-MSG等）カリグラフィーのようなデザイン性の高い外国語表記についても整理をお願いしたい。</li> </ul>	<p>一般用加工食品の任意表示については、事実在即している限り、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられています。それゆえ、任意表示は邦文に限るものではありません。一般的に消費者に意味が通じる表示であれば、外国語表記であっても、消費者を誤認させる表示が許容されるものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入ワインのラベルにフランス語で「サン・スフル（亜硫酸を使わない）」と既に記載されていて、アルゴンガスを使用してるものについては、「邦文で表示」していないので問題ないと考えてよいか。輸入品のラベル（表示）を変えることはほぼ不可能であるため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲に関して、特に輸入品では既作成のラベルやパッケージが使用され、そこにデザイン性の高い文字（カリグラフィーのようなもの）や「Non-MSG」、「No artificial sweeteners used」のような表示がされることがあるが、これら外国語表示が適用範囲に入るかどうかを明確にするように要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>このガイドラインの適用範囲は、国内で流通販売する一般用加工食品の確認であっているか。国内で流通せず輸出品として製造する商品の表示については適用範囲外との理解で良いか。輸出品のラベル等には事前に輸出国の規制に合わせて「Non-MSG」等と表示する場合があるため。</li> </ul>	<p>食品表示基準は、日本国内において販売される食品の容器包装等の表示のルールを定めています。本ガイドラインは、この食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について示したものです。輸出品の表示の方法は輸出先の法令等を確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加、不使用等」には、使用を減らした旨、必要最小限に抑えた旨等も含まれるのか。含まれる又は含まれない旨を明記してほしい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインにおける食品添加物の不使用表示は、食品添加物が不使用である旨の表示です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「不使用」、「無添加」に加え、「無香料」という用語も対象となることを明確に示していただきたい。例えば、3. の前文に明記する、3. の個々の種類の「無添加」、「無添加あるいは不使用」等の表現に「無香料」を追記していただきたい。「無香料」という表記が代替の表記として乱用されることを懸念する。「無添加等」といった形で「”等”に含まれる」とするのではなく、対象として明記いただくことを希望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>無添加〇〇で商標登録しているもの（例：無添加調理、無添加加熱等）についてもガイドライン（案）は該当するのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案へ賛成する。無添加、不使用の表示は消費者が添加又は使用した商品に対して不安を覚え、誤った認識を与える。強調表示ではなく「無香料も用語として明記」としてはどうか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>業務用加工食品（4件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般用加工食品の容器包装における食品添加物の不使用表示について適用するとあり、食品表示基準第14条もガイドラインを準用する事とある。これは業務用加工食品もガイドラインの対象となるのか。</li> </ul>	<p>食品表示基準において第9条の規定を準用するものは、本ガイドラインの対象となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン（案）の「2. 適用範囲」には「一般用加工食品」とあり、「業務用加工食品」は適用外のように読み取れます。第7回検討会において、食品表示企画課は「業務用にも一定の範囲内で適用される」とコメントしたように記憶している。「業務用加工食品における食品添加物の不使用表示」の扱いを明確にするため、「2. 適用範囲」に「業務用加工食品」の扱いについて、明示をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示基準第9条が一般用加工食品の容器包装上への表示禁止事項であることから、業務用加工食品の容器包装上の表示に対してはこのガイドラインは対象外と考えて良いか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務用加工食品の容器包装にも適用されるのか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p><b>生鮮食品（1件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生鮮食品は適用範囲外と受け止められるが、生鮮食品でも食品添加物の表示がある。また、生鮮食品の場合、容器包装以外での表示も認められており、それらも規制の対象のはずである。食品表示基準（第9条）が規定するものすべてを対象とする旨を明記すべきである。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの適用範囲は、一般用加工食品の容器包装における、食品衛生法第4条第2項に規定する食品添加物の不使用表示となります。</p> <p>食品表示基準において第9条の規定を準用するものは、本ガイドラインの対象となります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>広告等（21件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は容器包装とあるが、無添加・不使用表示が多く見受けられるECサイトや生協カタログ等も共にガイドラインとして規制を求めるべきではないかと考える。容器包装だけに規制をかけると、逆に一部の消費者はウェブ販売やカタログに強調表示されているものが「無添加」、「食品添加物不使用」であると優良誤認する可能性もあるため、検討を希望する。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。なお、容器包装における表示又はそれ以外の表示かを問わず、景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる表示を禁止しています。景品表示法上問題となるおそれがある表示については、同法に基づき厳正に対処してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>景品表示法による不使用表示を謳った広告・宣伝への監視・指導強化をしてほしい。広告・宣伝において不適切な不使用表示が溢れている。無添加等の不使用表示についての食品表示基準のガイドラインが制定され、監視・指導の基準が明確になったことを受け、景品表示法での不使用表示を謳った広告・宣伝の監視、指導を強化すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準だけではなく、景品表示法による指導も必要と考える。今回のガイドラインは、食品表示基準への適用のみと思われる。しかし、広告やCMなどでも食品添加物を使っていないことを宣伝の一部として利用している。メディアによる、食品添加物不使用の宣伝も、消費者へ食品添加物は悪いものとの誤解を与えている一因である。消費者へ正確な情報伝達を行うためにも、食品添加物不使用を謳うことも、監視・指導の対象とすべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に類型6の安全や健康と関連付ける表現についてECサイトで使用されているケースがある。ECサイトをはじめ、広告・店頭POP等の表示にもこのガイドラインは適応されるか見解をいただきたい。これらを当該ガイドラインの対象としない場合でも、当該ガイドラインが景品表示法等の判断に強く影響するかの見解をいただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の「不使用」、「無添加」表示の禁止を容器包装上の表示だけではなく、広告の表示にも広げるべきである。消費者の食品添加物の「不使用」、「無添加」表示に関する誤認は、容器包装上の表示によるものだけではなく、広告の表示も大きく影響を受けていると考える。このため、食品添加物の「不使用」、「無添加」表示の禁止は、容器包装上の表示だけではなく、景品表示法とも連携して広告の表示まで広げていくべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準だけでなく、景品表示法にも同様のガイドラインを設けてほしい。本ガイドラインは食品表示基準の規定に基づいているため、適用範囲が一般用加工食品の容器包装に限定されています。一方で、チラシやウェブページ等で「無添加」、「不使用」等を謳って消費者に誤認を与えて自社製品の購入へと誘導するものが多数ある。これらに適用できるガイドラインを設けないと、事業者から消費者に正確な情報提供を行うという目的は達成できないものとする。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの対象は、容器包装への表示であるが、誤認を惹起するのは、それ以外の媒体や通販等における広告、商品説明等に及ぶことから、景品表示法との連携が不可欠で、同法の啓発資料にも本ガイドラインの概要の付加が望ましい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。なお、容器包装における表示又はそれ以外の表示かを問わず、景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる表示を禁止しています。景品表示法上問題となるおそれがある表示については、同法に基づき厳正に対処してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品現品のみならず様々な媒体で行われる広告、宣伝等で示される無添加・不使用表示の監視、指導をお願いしたい。本ガイドラインの徹底を握るカギは適切な監視と指導と思われる。紙媒体や電子媒体を問わず対応する必要があると思われる。無添加等の不使用表示についての食品表示基準のガイドラインが制定され、監視・指導の基準が明確になったことを受け、景品表示法での不使用表示を謳った広告・宣伝の監視、指導を強化すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件ガイドラインの対象範囲 ECサイトでは、酸化防止剤無添加等を謳って販売されている輸入ワインが見受けられる。このような画面表示は、製品の容器及び包装への表示を対象とする本件ガイドラインの規制対象外であり、無添加等の扱いが広告媒体間で著しく異なることとなる。結果的に、著しい誤認を消費者に与え、却って業界、市場及び消費者の混乱を招くことになりかねないと思慮する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの対象を容器包装上の表示だけでなく、広告・宣伝・カタログ上での表示も対象として、監視・指導を強化すべきである。コロナ禍においては、飲食品の購入は実際の店舗でばかりでなく、通信販売等による購入・消費も増えている。また、無店舗販売という流通消費形態もあり、消費者が商品パッケージを見ることなく、広告・宣伝・カタログなどから商品情報を得て選択することも多くなっている。それらの媒体にもキャッチコピーとして、不適切な「無添加」、「不使用」等の表示が氾濫しているので、消費者に正確な商品情報を提供するためには、容器包装上の表示以外のそれらの媒体にも、原材料名等の一括表示を義務付けるとともに、今回のガイドラインの趣旨に則り、景品表示法とも連携した監視・指導を強化すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景表法の運用でも本ガイドラインを参照し、広告・宣言における表現の適正化を図っていただきたい。本ガイドラインによって、表示禁止事項に該当するおそれが高い食品添加物の不使用表示が防止されることに大きな期待を寄せている。一方で、不使用表示の適正化のためには、容器・包装表示への適用のみでは不十分であり、消費者の誤認防止に向け、今回のガイドラインの適用を広告・宣伝に広げる必要があると考える。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインは食品表示基準の「禁止表示事項」にかかるもので、食品の容器・包装上の表示に対象が限られますが、ウェブサイトや広告における食品添加物の「不使用」等の表示に関して景品表示法に基づく要請、命令等を行う、又は行わない際に、本ガイドラインに何らかの位置づけが与えられるか否かお示しいただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の「不使用」、「無添加」表示及び「無香料」表示に関するガイドラインの対象を容器包装上の表示だけではなく、広告の表示にも拡げていくべき。食品添加物の「不使用」、「無添加」表示あるいは「無香料」表示に関する消費者の誤認は、容器包装上の表示だけではなく、広告の表示にも大きく影響を受けて生じているものと推測される。このため、今後景品表示法とも連携して、今回作成されたガイドラインを容器包装上の表示だけではなく、広告の表示にも適用していくよう検討すべきと考える。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。なお、容器包装における表示又はそれ以外の表示かを問わず、景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる表示を禁止しています。景品表示法上問題となるおそれがある表示については、同法に基づき厳正に対処してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインが直接適用される範囲を、食品表示基準の規定に基づく容器包装とすることは理解するが、加えて、より幅広い消費者の誤認防止の観点から、ウェブページ、店頭等も含めた表示ルールを規定する公正競争規約の見直し等が進むよう、多様化する情報提供における「あるべき表示」の取組みの必要性についても、本ガイドライン上で何からの明記をしていただくよう、お願いする。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、公正競争規約、業界自主基準、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。なお、容器包装における表示又はそれ以外の表示かを問わず、景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる表示を禁止しています。景品表示法上問題となるおそれがある表示については、同法に基づき厳正に対処してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインは食品表示基準に基づくものであり、基本的な適用範囲は容器包装への表示になるが、本ガイドラインの考え方が、食品表示以外の広告や情報提供等においても参考にされるよう、関係省庁や関係団体と連携して取り組んでもらいたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。</p> <p>表示制度を含む食品添加物に関する普及啓発については、引き続き関係省庁及び団体と連携して行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案では、適用範囲は「一般用加工食品の容器包装」となっている。現在、ホームページ等で不使用食品添加物リストを掲載している場合がある。消費者における食品添加物への理解が深めるためには、それらも対象とすべきと考える。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料不使用というコンセプトで商品開発を行い、「〇〇シリーズ」という社内ブランドにしている。容器包装では「〇〇シリーズ」というブランド名（ロゴ）のみを表示するが、ウェブページやカタログなどで「〇〇シリーズは着色料不使用」と説明する場合、ガイドラインに抵触するか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に強調された表示（意見）「容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不当用表示」とあるが、容器包装に文字にて表示の記載がなければ大丈夫という理解ができ、判断の基準が曖昧で照会等が増加することが想定される為、容器包装に文言の記載はせず、QRコードを使用し、リンク先で「無添加」等を表示するケースが想定されるので、その場合の指針を設け、基準、具体例を明示して欲しい。</li> <li>・ 「広告、ポップ等にも、ガイドラインを参考にすることが望ましい」旨を付記していただきたい。「食品添加物表示制度に関する検討会」の報告書では、「ガイドラインの検討段階において、事業者がその用語について広告等を含め表示することがないような検討も併せて行うことが望ましい。」と記されている。現在、容器包装上の表示以外にも、広告、ポップ等の表示で消費者の誤認につながる不使用表示が多用されており、ガイドラインの考え方を参考にして見直しを進めることが望ましいため。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、ウェブサイトや広告等の表記は対象ではありません。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>3. 類型（376件）</b>	
<b>類型1（18件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は昔から作られていた食品が安全と思っている。このような記載が食品のパッケージに記載されていると、昔と同じ製法や素材から作られており安全との容認をする。昔は ready to use だったものがスーパーの棚に並んでいるだけでも食べる時期が延びているのに、同じ事をやって安全という保証は無い。消費者に誤認を与えるので取り締まってもらいたい。</li> </ul>	御意見ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>「3.食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示」に関して、内容には同意するが、実際にこのように意味のない表示が存在するのかが疑問に感じる。そのため、類型1として規定する必要があるのか疑問である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物を一切使用していない食品に「無添加」と表示することをも禁止するものと誤認させる類型設定であるため、事業者に表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する。</li> </ul>	消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる「無添加」表示について、消費者は食品添加物を添加していないと考えるのが通常であるため、「一般的に消費者が推察した内容」は、食品添加物無添加である。実際に食品添加物を一切使用していなければ優良誤認や内容誤認を与えるおそれはない。しかしながら、当該類型は、食品添加物を一切使用していない食品に「無添加」と表示することをも禁止するものと誤認させる不明確な類型設定であるため、事業者に表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念があることから、明確になるよう修正が不可欠である。まず、実際に食品添加物を一切使用していない場合であれば、単なる「無添加」表示をしても良い旨明記すべきである。また、表示禁止事項に該当するおそれが高い表示例についても、該当するおそれがある場合を明確に示すべきであり、例えば、「例：単に「無添加」とだけ記載した表示（食品添加物を一切使用していない場合を除く）」、「例：食品添加物を使用しているにもかかわらず単に「無添加」と記載する表示」などとすべきである。（4件）</li> </ul>	また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者はスーパーで手に取った製品に「無添加」と表示されていたら、一般的に「食品添加物が一切入っていないもの」と理解されていると思う。スーパーで売られているパンには保存料等、食品添加物が入っているものがほとんどだが、稀に原材料に「小麦粉、酵母、塩」のように食品添加物を入れていないものもある。このパンのように"本当に何も食品添加物を使用していない食品"には、「無添加」と記載してくれた方が、裏をひっくり返して原材料を確認する手間が省けるので消費者としてありがたい。</li> </ul> <p>食品添加物は安全だからこそ、ほとんどの加工食品に入っているのだと理解はしていても、食品添加物はできるだけとりたくない、という人が増えている世の中の流れがあり、特に小さいお子さんを持つ親はなおさらそうだと思う。食品添加物が何も入っていない加工食品に関しては、わかりやすく商品に「無添加」と記載してくれている方がありがたい。ついては、「ただし食品添加物が一切使用されていない加工食品については"無添加"と表示をすることができる」の一文の追記を希望する。</p>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の加工助剤等詳細まで遡って、全く何も食品添加物を使用していないことが確認できるという条件のもと、食品添加物を全く使用していない旨の記載をすることは問題ないのではないか。（そのような商品を求めている消費者は多い）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加」の用語は規制されるべきではない。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正競争規約等で認められている「無添加」表示、みそ公正競争規約にて表示可能とされている「無添加」等、業界団体で可能としている「無添加」表示は継続して使用できるようにしてほしい。「無添加」の表示が浸透していること、定義が明らかでないことより、誤認を招くことがないため。</li> <li>・ みその無添加表示は第9条表示禁止事項に該当しない。            第一に、公正競争規約は消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けたものである。これまで法令に適合していた事を、今後法令を改正せずにガイドラインで規制する事は、矛盾している。規約制定当時は単なる「無添加」が承認されたが現在では分かりにくいのであれば、具体的な代替案を示すべき。            第二に、一般的に消費者が推察した内容と事業者の意図が異なる場合には内容物を誤認させるとは言えない。みその無添加表示は規約に基づいておりキャリアオーバーや加工助剤もなく、食品添加物全てが無添加であるという事実に即したもので、消費者と事業者の考えに何ら齟齬はない。            第三に、消費者意向調査報告書問62で、食品添加物が国に認められたものである事を理解していない消費者が平成29年度以降常に約6割もあるのに、国として消費者の誤認解消を実現できなかった事こそが問題の本質である。事業者に一方向的に規制をかけるのではなくまずそこから対応すべき。問64の不表示を商品選択の参考にする消費者が約6割いる事実も無視してはならない。これこそが現在の消費者ニーズであり、これに対応した食品を生産する事業者がすることは、食品表示法第一条の目的「消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること」にも合致している。また景品表示法が保障する事業者間の公正な競争や憲法が保障する営業の自由とも矛盾する。</li> </ul>	<p>食品添加物の不表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>また、本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、公正競争規約、業界自主基準、ウェブサイトや広告等は対象ではありません。</p> <p>なお、公正競争規約変更の要否につきましては基本的には業界の自主判断となりますが、公正競争規約が消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとならないよう配慮すべきであるということには言うまでもありません。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みその無添加表示は合理的であり公正規約で十分管理されており、新規の規制はかえって食文化の多様性を損なう結果を招く可能性が高く、結果として将来の消費者に不利益が生じるとされる。前記意見の理由や補足意見は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 みその状況。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 量り売りではアルコール添加せず製造販売してきた。</li> <li>1.2 量販店での販売に向く包装形態に対応するためアルコール添加する製法を導入した。</li> <li>1.3 消費者ニーズを捉えてだし入りみその製法を考案導入した。</li> <li>1.4 アルコール添加が不要な製法と容器を導入した。</li> <li>1.5 当社では上記全ての製法で製品を製造販売し消費者ニーズに対応してきた。</li> <li>1.6 同業他社も同様の状況であると推察する。</li> <li>1.7 したがって、みその無添加表示は優良性ではなく内容物の区別のための表示であることは周知公知の事実である。</li> <li>1.8 優良誤認の可能性を検討するのは、みその無添加表示に対する消費者の理解度に疑問があるという「上から目線のメッセージ」と捉えられるおそれもある。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>また、本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、公正競争規約、業界自主基準、ウェブサイトや広告等は対象ではありません。</p> <p>なお、公正競争規約変更の要否につきましては基本的には業界の自主判断となりますが、公正競争規約が消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとならないよう配慮すべきであるということはいうまでもありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みそ業界において無添加は「みその表示に関する公正競争規約」第7条（6）において明確な定義がなされており、みそのカテゴリとしても無添加は幅広く認知され、みそ業界が消費者に対して地道に築いてきたものと言える。</li> </ul> <p>規約が定める無添加の定義「大豆、穀類、食塩、種麹菌及び発酵菌以外の原材料又はキャリアオーバー若しくは加工助剤を使用しない」は、みそ業界では厳しく遵守しており、また、消費者の立場で捉えてもこの事実よりも勝るような誤認にはつながらないため、「公正競争規約」に従った場合での無添加表記は許容されることを明確にしていきたい。なお、弊社では、消費者より無添加について紛らわしい等のご指摘をいただいた経緯はない。</p> <p>みそ業界としては「公正競争規約」での定義見直しを含め、より消費者の選択に寄与する無添加の表示を考えていきたいところ。みそ業界で確立したカテゴリを衰退させるような一律の「無添加」表記の否定は、和食文化の発展でも大きなマイナスにつながり、最終的には消費者の利益にも反すると考える。また、無添加のカテゴリはみその輸出にも貢献しており、このカテゴリの衰退は国益にも反するものとする。「無添加」ということばを組み入れ商品名とすること、あるいは、商標権を取得している場合の表記も、「公正競争規約」に従った場合は許容されることを明確にしていきたい。</p>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者を誤認させないという点で賛成。ただし、対象を明示して無添加と一連で表示（例：香料無添加）とするよう、条件を追加してほしい。「無添加」と大きく表示し、その下に小さく「香料」と書くとか、裏面に「無添加」と表示し表面に「香料使用せず」のような書き方だと、単なる無添加であると誤認させる可能性があるため。また、例示に省略形「無添」も「単なる無添加表示である」と追記希望。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる無添加のような、対象が不明確な不使用表示が、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合としてガイドライン案に示されたことを支持する。ただし、類型を「単なる「無添加」のような表示」にし、類型の説明を「無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載したような表示をいう」として、「化学調味料無添加」表示も例に加えていただきたい。単なる無添加の表示は、対象が不明確なことが明白であるが、「化学調味料」についても消費者の理解は曖昧であり、その無添加表示は「何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させる」ことになるため。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「この類型は、無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示をいう。」の「対象が不明確」について、注釈で対象となる食品添加物名を近傍に記載する方法も不可とする旨を明確に記載してほしい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型 2（46件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型の表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の考え方及び例示に賛成する。人工、合成、化学調味料のような用語について良くない印象を持つ消費者が多く、無添加等と共に用いること <input checked="" type="checkbox"/> 実際のものより優良又は有利であると <input checked="" type="checkbox"/> 誤認させるおそれがあると <input checked="" type="checkbox"/> 考えるため。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工・合成・化学のような基準に無い用語等を使った、消費者の誤認を招く表示が表示禁止事項に該当するおそれが高い場合としてガイドライン案に例示されたことを支持する。 人工甘味料、合成着色料、化学調味料、及びこれらに類する表現の使用は、表示において天然と合成を区別しないという食品添加物表示制度と齟齬があるため。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工〇〇や化学調味料など一定の消費者理解が進んでいる用語の使用を制限することは、明らかに消費者の知る権利を侵害していると考ええる。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品表示基準」そのものに問題がある。「食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示する」というのは、国民の求めている情報を抑え込むものである。「人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は、・・・実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある」というのは、逆に人工・合成・化学食品添加物の不利さを擁護するものに過ぎず、国民の多くが求めている天然系食品添加物に限定された食品探索の妨げになる。このような表現は認めるべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者にとって「人工甘味料不使用」等は1つの重要な購入判断情報と考える。単純に禁止のおそれの対象にすべきではない。ただしこれだけでは「合成、化学調味料など」使用しているかもしれず、正確ではない。表記に工夫が必要である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工、合成、化学を冠した用語を用いた不使用表示は表示禁止事項に該当するので、直ちに禁止するべきと考える。従来より食品添加物については、「いずれの場合においても天然又はこれに類する表現の使用は認められない。」との規定があり、このような表現の使用は禁止されている。人工甘味料、合成着色料、化学調味料、及びこれらに類する表現の使用は食品表示法と齟齬があると考えられ、第9条の禁止事項に直ちに該当すると思われる。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準に規定されていない用語を用いることが基準に抵触するのか、単に「人工」、「合成」、「化学」、「天然」といった特定の単語を使用するのが問題なのか、わかりやすく記載してほしい。もし前者なら、逆に使用できる用語である「食品表示基準に規定されている用語一覧」を明示してほしい。</li> </ul>	<p>食品衛生法において、食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められています。</p> <p>食品表示基準において、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）でも、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていません。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されています。</p> <p>化学調味料の用語は、かつてJAS規格において使用されていましたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学的方法で作られた食品添加物を好まない消費者は大勢いる。化学的方法で製造されたものより天然のものを好むのは、必ずしも食品添加物について無知なためではない。そして、そのような消費者の好みに応じて化学的方法で作られた食品添加物を用いず天然の原材料だけで食品を製造し、その旨表示して販売している事業者も多い。人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示を禁止すると、そのような消費者から化学的方法で作られた食品添加物が入っていない食品を選択する自由を奪い、事業者から消費者の好みに合った食品を製造販売する機会を奪うことになり、適切ではない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示」について 当該類型は、消費者にどのような誤認を与えるものを禁止するのか、どのような用語を禁止するのか不明確であるため、事業者に表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念があることから、明確になるよう修正すべきである。</li> </ul> <p>まず、食品表示基準に規定されていない用語の使用を全面的に禁止する趣旨ではないのであれば、消費者にどのような誤認を与えるものを禁止する趣旨であるのか、より明確に記載すべきである。「適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語」との表現があるが、食品表示基準に規定されていない用語の中でも、適切ではないもの（誤認を与えるもの）と適切であるものがあるのかについて、明確にすべきである。</p> <p>また、本類型のうち表示禁止事項に該当するおそれがないものを具体的に明らかにすべきである。例えば、食品添加物である調味料や甘味料を使用していない商品について、どのような不使用表示であれば良いか明記すべきである。（4件）</p>	<p>本ガイドラインにおいて、「実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断する」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準に規定されていない用語の使用を禁止する、「適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語」とあるが、消費者にどのような誤認を与えるものを禁止する趣旨であるのか不明で、不適切ある。食品添加物である調味料や甘味料を使用していない商品について、誤解や混乱を与える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>定義はなくとも「化学調味料不使用」は食品添加物で表記される調味料が使われていないことと理解されている。誤認でも何でもないため、事業者が説明責任を果たせばよいと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学調味料という言葉は、食品業界だけでなく、消費者の中にもかなり浸透した言葉ではないかと考える。この表現で、食品添加物の調味料（アミノ酸等）が使われていないことだという解釈でメーカー側と消費者側で認識の違いはないように感じている。この表現を使えなくなると各メーカーで別な表現を使うようになり、伝わり方がそれぞれで変わってくると考えられ、消費者にとって、わかりにくい状態になるのではないかと考える。この表現は、食品添加物の調味料（アミノ酸等）が使われていない意味ということで、引き続き使えるようにしていただきたい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「化学調味料」は用語として明確な規定がないところだが、すでに消費者には広く認識されている用語であり、調味料と表記される食品添加物を含まないことと捉えられている。消費者の選択の機会を確保する点から、実際にこれらの食品添加物を含まない事実があり、消費者がこの事実にも価値を見出している現状から誤認に当たることは全くないと考える。なお、弊社では、消費者より化学調味料不使用について誤認に当たるご指摘をいただいたことはない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示が優良又は有利誤認させるおそれがあると記載されている。こうした文言を使ってはならないというのであれば、その旨を明確に書いてほしい。そうではなく説明文などを付ければ、こうした文言を使えるのであれば、その旨を追記してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「うま味調味料」のように一般的に認知されていれば、類型2に該当しないとしていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示法に規定されていないからといって「無添加」、「不使用」を使ってはならないわけではない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学調味料の用語を表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として挙げることに賛成する。なお、化学調味料等の無添加を意図して「無化調」あるいは「無調味」のように「無〇〇」と略された表示についても、本ガイドラインにおいて不使用表示として取り扱うべき表示例と考えて差し支えないか。もしそうであれば、同様にガイドラインに例示いただきたい。食品添加物表示制度に関する検討会報告書において、「化学調味料」は法令上ない用語であり消費者の食品添加物に対する理解に影響を与えることが指摘されているため。また、消費者意向調査でも、「化学調味料」無添加等の表示は、安全性や成分に関する消費者の誤認を招いていることが示されており、禁止すべき不適切な表示と考えられているため。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物表示が表示禁止事項に該当するおそれがあることを明確に示してほしい。悪い表示例に、人工甘味料、合成着色料、化学調味料、天然〇〇など類型で示す内容が明確になるようできるだけ多くの事例を提示していただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「等」について 食品表示基準において規定されていない用語の例示として、「人工、合成、化学調味料、天然」があるが、これら以外で類型2に該当する用語を明確に示して頂きたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの中で、類型2では、「食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいう。」、類型5では、「「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいう。」と記載されている。「化学調味料」に代わる、食品表示基準に規定されている具体的な表示例の提示を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学調味料不使用の表示に関して、用途名が「調味料」である食品添加物（グルソー等）を使用していない旨の表示をする際に、「調味料系食品添加物不使用」や「調味目的の食品添加物不使用」といった表現は可能なのか、問題のない代替表現を例示いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案では、食品表示基準で用語が規定された「保存料 無添加」、「着色料 不使用」のような表示はできるが、規定されていない「化学調味料 不使用」のような表示は禁止されると考える。一方、食品添加物としての「調味料」の表示は食品表示基準で定められているため、「調味料 不使用」の表示は可能と考える。しかし、単に「調味料」の表現では消費者は食品添加物としての「調味料」なのか、一般食品である醤油や味噌、醸造酢、砂糖といった広義の「調味料」なのか判別しにくいと思われる。この点も踏まえて、食品表示法で規定された用語であることから「調味料 不使用」という表示は可能と考えて良いのか、また、この表示と併せて「調味料」の範囲や意味についての注意書き等が必要であれば具体的な表示例もご提示頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「天然等」には「自然」も含まれる旨の追記を希望。事業者によって「等」の判断が異なる場合があるため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「化学調味料」は、「食品添加物としての調味料」という事が消費者に広く周知されていると認識している。よって、具体的な物質名をお示しいただいた上で、加工助剤・キャリアオーバー含め使用が無い場合「化学調味料不使用」の表示は消費者に誤認を与える事は無いかと考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「天然等」には「自然」も含まれる旨の追記をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の規定が問題となるのであれば、日本うま味調味料協会の定義に従い、「うま味調味料不使用」の表記を許容することを明確にするべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存料」を指して、食品表示基準にはない「防腐剤」を用いた不使用表示が行われた場合、「防腐剤」が食品表示基準で規定されている用語であると誤認するおそれがある。これは、類型2に該当する場合はあると解釈してよいか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「うま味調味料」表示について、「食品表示基準に規定されている用語」として、食品添加物を調味料としての目的で使用するものは「調味料」しか規定されていないのか、「うま味調味料」は規定されているか。一般的に食品素材の塩や砂糖など、調味に使う材料としての「調味料」とどのように区別して表示すべきか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物としての「調味料」を使用していない製品の表示について、食品添加物としての「調味料」を使用していない製品に、「うま味調味料不使用」、「食品添加物 調味料不使用」の表示は可能か。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「化学調味料」に代わる表示として、同様の内容の「うま味調味料」や「調味料（アミノ酸等）」は使用可能か。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に「化学調味料」と呼ばれている食品添加物は、一括表示内では、「調味料（アミノ酸等）」となっているので、「調味料（アミノ酸等）不使用」との記載は問題ないと考えてよいか。不使用である旨の記載する場合、食品表示上で用いられている食品添加物名を用いること、といった内容を明記いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>弊社では、これまで天然甘味料（ステビア等）に相対する言葉として、人工甘味料（アスパルテーム等）という文言を使用してきた。ガイドライン（案）において「人工」という文言を使用しないという主旨は理解するが、一方でお客様からは人工甘味料使用の有無を知りたいという要望があり、他の表現で情報提供が必要と考える。「人工甘味料不使用」表示の代替となり得る表示可能な具体的な表現についてQ&amp;A等での例示をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>香料等、起源原料によって品質に違いがあるような場合において、「産地」や「精油」を訴求すること（例えば「国産ペパーミントの精油を使用しています」など）は天然又はこれに類する表現ではないと考える。訴求可能な事例としてQ&amp;Aなどで示していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「人工甘味料不使用」といった「不使用」の規定であるが、「天然～使用」とし、暗に「人工」を不使用と見せかけることは規制対象か否かを明記すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品表示基準に規定されていない用語」に対する消費者の「悪い又は良い印象」に起因する優良又は有利誤認のおそれという類型化はあまりにも広範に過ぎ、行政による監視実務の斉一化や食品関連事業者の遵法意識の向上に資するというガイドラインの目的と合致しないばかりか、事業者の表現の自由に対して過度な制約を課し委縮させるおそれが高い。従って行政による運用は相当に慎重かつ抑制的に行われるべきであり、表示禁止事項に該当する用語はガイドラインにおいてネガティブリストの形で明確に示す必要がある。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>適切とはいえない人工、合成、科学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は（天然香料を除く。）、 について、（天然香料を除く。）とした理由を教えて欲しい。天然香料が除外されている理由を知りたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>適切とはいえない人工、合成、科学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は（天然香料を除く。）、 について、（天然香料を除く。）とした理由を教えて欲しい。「天然香料」という分類は食品衛生法で定義はされているが、もともと表示上は許されていないため、除外する意味はないのではないか。また、天然香料と無添加・不使用といった言葉を共に用いるケースがわかりにくい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>天然香料を除くとした理由を教えて欲しい。類型2では、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示のことを言っており、「天然香料を除く」とした場合、天然香料無添加、天然香料不使用という表示は食品表示基準に矛盾するのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>（天然香料を除く。）は不要と考える。天然香料であっても天然オレンジ香料といった表示はできない。また天然香料無添加・不使用の表示は可能と誤解を招くおそれがあるため。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>（天然香料を除く。）は不要と考える。香料の表示では、「天然」という言葉をつけることが認められているものは無いとの理解である。また、「天然香料無添加（あるいは不使用）」との表示は可と読めてしまう可能性もあると考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語」では「適切といえる人工、合成、化学及び天然の用語」があるように誤解させてしまう。「人工、合成、化学及び天然の用語は不適切であり、これらを用いた食品添加物の表示は・・・」にしてはどうか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>適切とは言えない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた不使用表示を行わないよう事業者への周知徹底を求める。現在でも「化学調味料不使用」と表示した商品が見受けられ、事業者はそのことを強調するために複数個所に目立つように表示している。適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は、消費者がこれらの用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用とともに用いることで実際のものより優良又は有利であると誤認してしまいがちである。事業者に対しガイドラインの周知徹底と指導を求める。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型 3（18件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準にて満たされるものと考えられ不要であり削除すべきである。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止されている食品添加物を「不使用」と表示することは優良誤認にあたり禁止すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>トマトケチャップは、着色料の使用が法令で認められていないが、消費者の誤認を払拭するために、「無着色」と記載することを認めていただきたい。トマト加工品であるトマトケチャップは、食品表示基準では、着色料は使用できないと定義されているため、着色料を使用したトマトケチャップは存在しない。しかし、市場には「無着色」と表示したトマトケチャップが、数多く販売されている。トマトケチャップの主原料は加工用品種である「赤系トマト」であり、その赤い色はトマトの色素であるリコピンによる自然な色である。しかし、消費者には、この赤い色が、一般的に販売されているピンク系の生食用トマトから製造されるというイメージを持たれず、着色料を使用しているのではないかと誤解されることが多い。ついては、業界として、消費者に丁寧に情報を伝える観点から「無着色」と記載することを推奨してきた経緯がある。団体をはじめ、会員メーカーにおいては、パンフレット、ホームページ、各種勉強会等を通じて、消費者に対する啓蒙活動を行っているが、まだまだ誤解が取り除けたとは言えない状況である。従って、消費者に丁寧に情報を伝える観点から、「無着色」と記載することを認めていただきたい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の一括名、用途名のグループ中に一つでも「食品添加物の使用が法令で認められていない」食品添加物が含まれていれば該当するのか。それともグループ全てが「食品添加物の使用が法令で認められていない」食品添加物でなければ該当しないのか。（※例えば、そうざい(グラタン)に「保存料不使用」と表示する場合。保存料の「ソルビン酸」は法令で使用できないが、保存料の「ポリリジン」は使用できる。）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示で、このような表示をしてもよいのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「法令により清涼飲料水にはソルビン酸を使用してはいけませんので使用していません。」</li> <li>「マヨネーズに保存料をいれることは法令によりできませんので使っていません。」</li> </ul> </li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の使用が法令で認められていない食品であることを消費者が正しく理解していない場合、その食品の正しい情報を消費者へ啓発するという観点で不使用表示を例外的に認めていただきたい。ベビーフードの大半はレトルト食品で、食品衛生法上の「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」に該当する。容器包装詰加圧加熱殺菌食品の規格基準では、保存料の使用が認められていないことからガイドライン案の類型3に該当し、「保存料不使用」の表示は望ましくないと解釈できる。しかしながら、レトルト食品が法令で保存料の添加が認められていないことを理解している消費者はごくわずかである。消費者の大部分は保存料が使用されているため常温で長期間保存できると誤解していることから、保存料不使用の旨の表示はレトルト食品の正しい情報を啓発するため重要な役割を果たしている。また、ベビーフード及び乳幼児向けの製品は、一般食品と比較して消費者が食品添加物の使用に対して敏感であり、適切に食品添加物不使用の表示をするなど配慮が必要となっている。今後、法令上で食品添加物の使用が認められていない食品への不使用表示が認められない場合、上記のような誤解を払拭することができず利用機会の減少や損失につながるおそれがある。また、保存料の使用有無について消費者からの問い合わせが事業者が増えることが予想され、消費者、事業者双方に混乱が生じると考えられる。類型3に該当する場合でも食品の正しい情報を消費者に啓発するといった観点であれば、不使用表示については強調表示を除き下記のような平易な表現を用いることを条件に、例外的に認めていただきたい。（例）「この商品は、高温殺菌を行って、長期間の保存性を与えた食品です。保存料は使用しておりませんので、開封後はお早めにお召し上がりください。」</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には内容に同意する。ただし、例1は清涼飲料水にソルビン酸を混入した事故や事件が報道され、社会的に問題になった場合、各企業が混入がない旨を保証するため、「ソルビン酸は使用していません」と記載する柔軟な対応ができなくなる。これは個別事案として認められるのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工食品の原材料として「無塩漬ソーセージ」を使用し、一括表示の原材料名に「無塩漬ソーセージ」と記載した上で、任意表示として「発色剤不使用のソーセージを使っています」と表示を行った場合、例2に該当するとの認識で良いか。また、「無塩漬ペーコン」、「無塩漬ハム」は食品表示基準別表第5に名称の規定を持たないが、同様に「発色剤不使用」と表示した場合には例2に該当するとの認識で良いか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>トマト加工品に「無着色」と表示することは、「着色料を使用していない良い商品」という意味合いではなく、ピンク系の生食用トマトと赤系の加工用トマトの違いを消費者に啓蒙する意味合いで業界として表示してきたため「類型3」は商品特徴により表示できるような表現への変更を要望する。また、「トマトケチャップ」に類似した商品として「トマトミックスソース」であれば「無着色」と記載できるため、消費者にとっては同類の商品で誤解を生じる可能性があることも懸念している。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>トマトケチャップやトマトジュース、 トマトミックスジュースは、着色料の使用が法令上認められていないが、消費者の誤認を払拭するため、「無着色」等の記載を認めて頂きたい。 トマト加工品であるトマトケチャップやトマトジュース、 トマトミックスジュースは、食品表示基準において着色料を使用しないものと定義されており、着色料を使用したものは存在しない。これらの主原料は加工用品種の「赤系トマト」で、製品の赤色はトマトの色素リコピンからくる自然な色である。しかし消費者には、一般に生食用として販売されている「ピンク系トマト」のイメージから、製品の赤色は着色料によるものではないかと誤解されることが多くある。ついては、消費者へ丁寧に情報を伝える観点から「無着色」等と記載してきた経緯があるが、誤解が取り除かれているとは言えない状況である。事実、着色料使用に関する消費者からの問合せは、毎年数十件単位で寄せられている。従って、引き続き消費者へ正しい情報を伝える観点から、無着色など着色料を使用していない旨の記載を認めて頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>無塩漬（せき）ソーセージ、無塩漬（せき）ハム、無塩漬（せき）ベーコンは、発色剤を使用しない製法による商品であり、この商品の説明として、従来のおり「無塩せきとは発色剤を使用しないで作られる製法です。」と書いても問題ないことを確認したい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には表示禁止事項に該当するおそれがあると考えられるので、その旨明記すべきである。（4件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>トマトケチャップに着色料は使用できないが、類似品のケチャップには使用できる。そのような類似食品がある場合は、類型3には該当しない旨を明記していただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装加圧加熱殺菌食品（レトルトパウチ食品）が日持ちするのは保存料を使用しているからだと思う消費者が多いので、例示に追加を希望する。</li> </ul>	<p>実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>例2は具体的な悪い表示例とはなっておらず、むしろ類型3の型本文に入れて整理されるべきものと考えられる。例2では別途該当する悪い具体的な表示例を明記してほしい。その際、例1とどのように違うのかも分かるようにしていただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型4（47件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存料不使用」を求める背景には、「保存料」に含まれる物質（安息香酸、ソルビン酸など）に対しての不安などから、摂取を好ましく思わないという消費者が一定数いる。こうした消費者にとっては、同じ目的の異なる食品添加物（日持ち向上剤）が使われていることによって、その商品が実際のものよりも優良であると誤認しているとは考えにくく、正しい情報（用途名としての「保存料」が不使用であること）を伝達することが、消費者の利益につながる。例2（合成着色料）も同様と考えられる。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者にとっては「保存料」等一部の物質に対する不安があり、同じ目的の異なる食品添加物（日持ち向上剤）が使われていることによって、その商品が実際のものよりも優良であると誤認しているとは限らない。正しい情報（用途名としての「保存料」が不使用であること）を伝達していただくことが、消費者の利益につながる。例2（合成着色料）も同様である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の消費者にとって同一機能・類似機能の判断は難しく従来の表示ルールに基づいて事実がそのまま表示されている方が理解し易いように思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能なのに合成や天然などの言葉と共に使用している場合への対応に賛成する。合成というと石油を想起させ食品にそぐわないというイメージを持つが、天然からの抽出品の方が健康被害を生じる成分が入っている可能性があり、これを適切に除去することで食品添加物として認められているという認識が消費者には弱い。また合成には何があり、天然には何があるのか、消費者にはわからないので、食品メーカーの欺瞞に満ちた宣伝行為としか考えられない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>原料メーカーによって、どのような食品添加物が使用されたのかの開示レベルが異なる。この場合に、食品添加物が使用されていることを知らなくて「不使用」表示した場合、食品表示基準違反になるのは調査しなかった我々なのか、それとも情報を出さなかった原料メーカーなのか。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保存料と比較して一般的にその効果は弱いとされる日持ち向上剤を使用している場合、食品添加物名を併記することにより、「保存料不使用」表示は可能としていただきたい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するかどうかは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能、類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示禁止の基本的な考え方には同意するが、一般飲食食品添加物にも該当する果汁の取り扱いについて除外をお願いする。着色料を使用しない果汁入り飲料に着色料不使用を表示することは事実在即していると考ええる。しかし、果汁には一般飲食食品添加物の着色料と分類されるものもあり、一般的な果汁として使用するにもかかわらず、果汁が着色料と同一機能・類似機能を持つ食品添加物とみなされる懸念がある。一般飲食食品添加物の着色料に分類される果汁を使用しても、着色目的で使用していない場合は類型4に含まれないことを補足説明いただくことを要望する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「〇〇と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物」、はどのように判断するのか。一般飲食物食品添加物リストに載っている着色料を、着色以外の目的で使った場合、「着色料不使用」を表示する事は、優良誤認にはあたらないと考えるが、そのような場合も類型4に該当すると判断されてしまうのか。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食安基発0701第1号、食安基発0701第2号のいわゆるアルミニウム通知によって、アルミニウムを含有する膨脹剤の使用量の低減の依頼があった。その後、生食発1130第2号によって基準値が設けられたが、運用上の注意として記載がある通り2次原料由来で使用した場合においては基準値を上回る可能性も有る。アルミ低減取り組みについては、代替で重曹などの食品添加物を用いた場合であっても、アルミ不使用表示は消費者の選択のために意味があると考え。よって、行政が低減取り組みを依頼しているアルミのような食品添加物については、代替食品添加物を用いた場合であっても、例外的に不使用表示を認めて頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて規制されることになる表示であり、さらに議論を加えた上で、今後精査すべきものであり、今回は削除すべき。例1は保存料以外のものであるという事実を即した表示であり、日持ち向上目的で使用したグリシンなどが保存料には分類されていないことから、罰則を伴う規制を受けるべき性格の表示ではない。例2は合成という用語は禁止されているので、用いることはできない。また、本類型は食品表示基準第9条第1項第1号の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる」との基準にはあたらない。あたるとするならば、類型4の説明文に第9条第1項第1号を引用し、「著しく」との強調形容詞を記載すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用している食品添加物が一般的に複数の機能を持つ場合、専らの使用目的が客観的に明らかな（例えば表示されている）場合は、類型4の範囲外であることを明記頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例示について、例1はどのようなものを想定しているか不明である。具体的な例示となっていないと思料される。例2は類型2で適切でないとして示された「合成着色料」という言葉を例示中に用いることに疑問がある。別の例示に変更していただきたい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>例2については、本ガイドラインに反映いたします。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能の範囲が不明確で、事業者に対して表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念がある。ガイドラインは食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして策定されるのであるから、表示禁止事項にあたる場合を抽象的に示すだけでなく、もっと多くの具体例とその理由を示すことで明確にすべきである。また、同一機能・類似機能の範囲を定めるにあたっては、消費者のどのような期待を保護しようとしているのかを明らかにすべきである。その上で、食品添加物Aの不使用を表示しながら、同一機能・類似機能をもつ食品添加物Bを使用している場合に、その食品添加物Bの使用について、食品添加物Aの不使用表示と同程度に顕著な表現で表示されていれば表示禁止事項に当たらない等、表示禁止事項に当たらない場合についても明確に言及すべきである。なお、表示禁止事項に該当するおそれが高い表示例「例2」はそもそも類型2でも例として挙げている「合成」着色料に関するものなのであるから、当該類型の数少ない例としては不適切である。（4件）</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に「保存料不使用」と表示することが例に挙げられているが、これは酸化防止剤が入っていた場合も含まれているのか「日持ち向上目的の保存料以外の食品添加物」を具体的に何なのか提示していただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能、類似機能と認められる事例を併記、もしくは業界団体ごとに個別に定めるべき。そもそも日持ち向上剤、pH調整剤は、保存料と使用目的がほぼ同一であるため、適切にガイドラインを制定することで誤認を防ぐことが可能となる。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の目的を持つ食品添加物の不使用表示の可否について、優先するのは目的か、物質かを明示すべき。例えば、「グリシン」を「日持ち向上」の目的ではなく「調味料」の目的で使用する場合に「保存料不使用」と表示することの是非について。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1の日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した事例では、具体的にどのような食品添加物が問題となるのか理解ができない。事例であれば具体的に示すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1「日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物」は、例えばグリシンが該当すると思われるが、日持ち向上目的以外でこれを使用したものに保存料不使用と表示した場合、意図せずこの類型4に該当してしまう。該当する可能性のある食品添加物は、例えばQ&amp;Aや何らかのリストで公表いただかないと、意図せず該当する可能性のある食品添加物を避けがたいと思われる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的に物質名を一覧表で示して頂きたい。 例：香料 → 右欄の100種類の物質が加工助剤・キャリアオーバー含め使用が無い場合「香料不使用」の表示が可能。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の機能を有する食品添加物を使用した場合に、「同一機能・類似機能でない用途で食品添加物を使用した場合の取扱い」として、明確な考え方を示すとともに表示禁止事項に該当するおそれのある例と、おそれがない例をそれぞれ明確な例で示してほしい。そもそも日持ち向上剤は保存料のように使用基準や表示上のルールは設定されておらず保存料ほど効果がないため「日持ち向上剤」となっている。よって、同一機能とはいいがたく、日持ち向上剤を使用しても「保存料不使用」は事実に沿った内容であるため、問題は無いと考える。これを明確にするため、日持ち向上剤の機能を有するグリシンを本来の調味料として使用する場合は、「保存料不使用」と表示しても問題ないことを例示として記載してほしい。また、微生物の増殖を抑制するため使用された「pH調整剤」も「日持ち向上剤」と同じ扱いになるのではないか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>用途名が「保存料」である食品添加物を使用していない食品を求める顧客に対しての表示が難しくなる。その旨の表示をする際に、「微生物増殖抑制系食品添加物」という表現は可能なのか問題のない代替表現を例示いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同一機能・類似機能を持つ食品添加物を、別用途として使用している場合には該当しない」ことを明記していただきたい。（※例えば、保存料でもある「亜硫酸ナトリウム」を漂白剤目的で使用している場合の「保存料不使用」表示や、日持ち向上効果もある「グリシン」を調味料目的で使用している場合の「保存料不使用」などの例）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物には複数の機能がある。例えば加工でん粉は増粘目的で使用される場合もあれば、冷凍変性防止目的の場合もある。冷凍変性防止で加工でん粉を使っていたとしても「増粘剤不使用」と表示することは不適切となるのか明確にして欲しい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1の「保存料」と「日持ち向上剤」の関係以外に行政が「同一機能・類似機能」と考える食品添加物（一括名、用途名）を教えて欲しい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例示には「既存食品添加物の着色料を使用した食品に、「合成着色料不使用」と表示することは誤認させるおそれがある」とされているが、既存食品添加物の着色料を使用した食品に「指定食品添加物の着色料は不使用」と表示するのは問題ないか。問題がある場合「指定食品添加物の着色料は不使用（既存食品添加物の着色料は使用）」はどうか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存食品添加物の着色料を使用した食品に、「合成着色料不使用」と表示することは実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあるとしているが、例えば抹茶を使用して着色した食品に「合成着色料を使用せず抹茶を使用して着色しています」という表示であれば問題ないという理解でよいか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1は日本では食品添加物の用途は食品添加物ごとに規定されていないため（使用基準で規定されている場合を除き）、日持ち向上目的で使用したら保存料以外の食品添加物を使用しても保存料となるとの理解なので、そもそも単純に表示違反ではないか。もし、違反となる具体例があるのであれば具体的に記載してもらった方が、理解しやすい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用している場合の「〇〇不使用」の表示であって、〇〇を物質名、簡略名により特定し、当該の特定の食品添加物についてのみ不使用の旨を表示することは問題ないとの認識で良いか。（例：ベーキングパウダーを使用する製品で、当該ベーキングパウダー中には酸性剤としてミョウバンを使用せず、その他の酸性剤を複数組合せて使用している場合に、簡略名によりミョウバンを特定し「ミョウバン不使用」を表示）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同一機能・類似機能を持つ食品添加物」を使用した場合という意味は、文字通りその機能を持つ食品添加物をその目的で使用した場合という理解で良いか。その場合、「A」という機能もあるが異なる「B」という機能で使用している場合に、「A剤不使用」ということはこの類型4には当てはまらないという理解で良いか。</li> </ul> <p>また、言い切りをせずに説明する場合は、類型4には当てはまらないか。例えば、原材料にきれいな色の果汁や野菜汁を使用しているために、最終製品がキレイな色をしている場合、果汁や野菜汁は着色目的では使用していないので「着色料不使用」としても、「商品の色は原材料の果汁（野菜汁）の色です。」等と併記すれば、類型4には当てはまらないと理解して良いか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>日持ち向上目的の「アルコール」や酸化防止剤を使用している製品に「保存料不使用」などとの表示は不可ということか。ある程度の具体例が必要。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例示に「香りを持つ他の食品添加物（香辛料抽出物）を使用した食品に、香料を使用していない旨を表示」を追加してほしい。具体例を入れておいた方がガイドラインとして分かりやすいためである。（3件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例の意図が伝わりにくいためより分かりやすい具体的な事例に変更して欲しい。</li> </ul> <p>例1：日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物（例グリシン）を使用した食品に、「保存料不使用」と表示</p> <p>例2：酸化防止目的を併せ持つL-アスコルビン酸を使用し、ビタミンCと表示した上で、「酸化防止剤不使用」と表示</p> <p>など食品業者と一般消費者には食品素材や食品添加物について、知識の際がある。現在市場で多くみられる事例を挙げることで、消費者も知識が付き、食品業者も消費者に情報を適切に伝え、食品添加物が安全性や健康に影響しない旨を伝える努力をするきっかけになると思う。</p>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者毎に判断が異なると意図せず問題となるので、保存料と日持向上剤の様に類似機能と見なす食品添加物の用途の組み合わせを具体的に追記して頂きたい。また、「グリシン；調味料と日持向上剤」、「クエン酸；酸味料とpH調整剤」のように複数の用途がある食品添加物については、「〇〇不使用」と表示した食品添加物と同一機能・類似機能を有しているか否かをどのように判断するのか考え方を示して頂きたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1を「日持ち向上効果のある食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示」とする。 例2を「着色効果のある食品添加物を使用した食品に、「合成着色料不使用」と表示」とする。 例えばクエン酸、酢酸ナトリウム又は酢酸などを添加することにより食品がその効果で美味しくなるので添加しておいて、ついでに「保存料無添加」と記載する例が実際に存在していた。後述の類型10の意見を採用されれば、この類型4自体が不要になる。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型4の削除を要望する。食品添加物の表示方法は、「物質名」、「用途名併記」、「一括名」で表示しており、明確に区別されている。同一機能・類似機能というものがあれば、どの食品添加物とどの食品添加物を類似と考えるのか明確な基準が必要と考える。今回の案ではその判断基準が示されていないため、削除を要望する。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同一機能・類似機能を持つ食品添加物」の定義を明らかにしたうえで、類型4に該当する可能性のある食品添加物の組み合わせを予めリスト化して明示すべき。そうしておかないと、どれとどれは同一機能なのかそうではないのか、これとこれは類似機能なのかそうではないのか、運用にあたり混乱が生じる。</li> <li>「同一機能」、「類似機能」の定義や食品添加物の組み合わせを明示する際は、食品表示基準で規定している食品添加物の分類や表示のルール（用途名併記が必要な食品添加物や一括名での表示が認められている食品添加物など）との整合が必要。それら食品表示基準の既存の規定に加え、コーデックスガイドライン「食品添加物の機能分類と国際番号付けシステム」CXG 36/1989を参照して、国際的に通用するガイドラインにする必要がある。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>また、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」（CXG 1-1979）は、強調表示に関するガイドラインであり食品添加物のガイドラインではないこと及び本ガイドラインにおける食品添加物の不使用表示は義務表示事項ではなく任意で行われる強調表示であることから、考え方の参考としました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型2において「人工、合成」が不適切とされているのだから、類型4の例示に「合成着色料不使用」を使うことは不適當ではないか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示の例示について例2の「合成着色料」は類型2で適切でないとする表現であり、禁止例に二つの禁止要素が含まれることは誤った解釈を与える可能性がある。例2は類型4の禁止例として適切ではないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例2に「合成着色料」と表現されているが、類型2においてこのような表現は不適切とされている。既に禁止されている表現を類型4の不適切な例に使用すると類型4の不適切とする例の主旨が何か分かり難くなるため事例を変更した方が良いと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 「酸化防止剤」は、食品中味に添加・混和等され、食品成分に代わって自身が酸化されることによって、食品の酸化を防ぐ作用を示すものであり、最終製品に溶解するなど、残存して効果を発揮する。このためその使用の有無は飲用される消費者にとって商品選択の際の重要な情報である。果実酒において広く使用されているピロ亜硫酸カリウム等がこれに該当するが、これら「亜硫酸塩」に対しては過敏症の方もいる。こうしたことからこれら酸化防止剤は、物質名（例：亜硫酸塩）だけでなく、用途名「酸化防止剤」を併記して表示することが、食品表示基準で義務付けられている。一方、PETボトル入り果実酒に広く使用されている窒素や、果実酒等の製造工程中に使用される窒素及びアルゴン等の不活性ガスは、製品中味周囲の雰囲気酸素分圧を下げていただけであり、上記「酸化防止剤」とはその働きが全く異なる。用途名としては一般的に「製造用剤」と呼ばれているこれら不活性ガスは、最終製品への残存は極めて微量である上に、開栓とともにヘッドスペースからも消失している。したがって食品表示基準では「加工助剤」となり、食品添加物名の表示免除となっている。なお酸化防止剤と不活性ガスは用途が異なることから、組み合わせて使用されることもある。</p> <p>このように、酸化防止剤と不活性ガスはその用途、働き、最終製品での残存や効果の有無、健康影響が異なり、食品表示基準における表示のルールも異なることから、「同一機能、類似機能を持つ食品添加物」には該当しないと考える。したがって、製造用剤として不活性ガスを使用しつつ、製品中味には酸化防止剤を使用しない食品は、類型4の、「同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品」には該当しないと考える。</p>	<p>類型4は、同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示です。なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 製造用剤として不活性ガスを使用しつつ、製品中味には酸化防止剤を使用した食品は、類型4には該当しないことは自明と考える。</p> <p>「酸化防止剤」は、食品中味に添加・混和等され、食品成分に代わって自身が酸化されることによって、食品の酸化を防ぐ作用を示すものであり、最終製品に溶解するなど、残存して効果を発揮する。このためその使用の有無は飲用される消費者にとって商品選択の際の重要な情報となる。果実酒において広く使用されているピロ亜硫酸カリウム等がこれに該当し、これら「亜硫酸塩」に対しては過敏症の方もいる。こうしたことからこれら酸化防止剤は、物質名（例：亜硫酸塩）だけでなく、用途名「酸化防止剤」を併記して表示することが、食品表示基準で義務付けられている。一方、PETボトル入り果実酒の充填時にヘッドスペースに封入されるなど広く使用されている窒素や、果実酒等の製造工程中に使用される窒素及びアルゴン等の不活性ガスは、製品中味周囲の雰囲気酸素分圧を下げておくだけであり、上記「酸化防止剤」とはその働きが全く異なる。用途名としては一般的に「製造用剤」と呼ばれているこれら不活性ガスは、最終製品への残存は極めて微量であるうえに、開栓とともにヘッドスペースからも消失してしまう。したがって食品表示基準では「加工助剤」となり、食品添加物名の表示免除となっている。なお、酸化防止剤と不活性ガスは用途が異なることから、組み合わせて使用されることもある。このように、酸化防止剤と不活性ガスはその用途、働き、最終製品での残存や効果の有無、健康影響が異なり、食品表示基準における表示のルールも異なることから、「同一機能・類似機能を持つ食品添加物」には該当しない。参考として引用されているコーデックスガイドラインの表現を借りれば、両者は「当該食品に同等な特質を与える」関係ではありません。したがって、製造用剤として不活性ガスを使用しつつ、製品中味には酸化防止剤を使用した食品は、類型4の、「同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品」には該当しないことは自明と考える。</p>	<p>類型4は、同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示です。なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 結果として食品にもたらす食品添加物の機能と類似の食品添加物があったとしても、食品への作用機 作が大きく異なる場合、食品表示基準に基づく食品添加物の用途名は異なっているものと思われる。 （例えばワインにおける亜硫酸(酸化防止剤)と窒素(製造用剤)）</p> <p>用途名を冠した不使用表示をすることについて、機能が類似の別用途の食品添加物が使用されていた 場合についてまでNGとすることは、食品表示基準における食品添加物の用途名表示のルールに反す ることであり、正しい食品添加物表示をしようとする食品事業者や正しい食品添加物表示を理解しよ うとする消費者や学生等に混乱を与えることになりかねない。従って、食品表示基準における食品添 加物表示のルールと整合がとれるよう、類型4については「同一用途の食品添加物を使用した食品へ の表示」とし、用途名を冠した不使用表示を行なおうとする場合、例えば「食品表示基準について(平 成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)／別添 食品添加物関係／別添 食品添加物2－1 既存食品添加物名簿収載品目リスト」に記載の用途と異なる食品添加物を使用している場合を除く旨 の説明を付記するべき。</p>	<p>類型4は、同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品 への表示です。なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第 9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のう ち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当 てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水 準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基 に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型 5（68件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側の課題としては、特に類型5 同様な効果、類似の効果の定義は曖昧であり、多様な効果をもつ食品と単一効果を示す食品添加物を同等として、規制をかける事は無理と考える。正当な企業努力をすべて否定するような内容はガイドラインとして不適切と考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳化作用を持つ食品は卵や大豆をはじめ、幅広く存在する。このような中で食品添加物としての乳化剤を使用せずに、それらの食品そのものが持つ力で乳化作用を代替することを求める消費者は一定数いると考える。これらの「より食品に近い成分」での商品づくりを望む消費者が、「科学的な同一性が失われている食品（食材）」を使用した商品に対し、優良又は有利であると誤認するおそれがあるとはいい難い。また、「食品添加物」の不使用表示に対して、「原材料」の使用を制限することは、消費者の選択の機会を確保することと相反すると考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は「より食品に近い成分」での商品づくりを望んでおり、「科学的な同一性が失われている食品（食材）」を使用した商品に対し、優良又は有利であると誤認しているとは限らない。類型5については消費者の選択の機会を確保することと相反する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の消費者にとって同一機能・類似機能が分かりづらい。消費者にとってはうま味調味料を嫌うニーズは一定の割合で存在し、代わりにエキスを_usingしている製品を選択したい場合、従来の表示法の方が分かりやすい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物は食品に必要な不可欠な場合のみに添加することが特別に許可されているもので、食品とは全く異なるもので、そもそも「食べもの」ではないため、食品と同列に扱うことは不適切である。食品添加物の一種である調味料を使わずに、だしの素材で作ったものは、いわゆる化学調味料とは全く異なったものであり、「食品添加物としての化学調味料が不使用である」とはっきりと表示してもらうことが、私たち消費者が商品を選択するうえで、極めて重要で、絶対的に必要である。消費者から選択の自由を奪わないでいただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 規制の必要性は無いと考える。食品添加物（調味料）を使用していない商品にアミノ酸等を含有する抽出物（食品）を使用することや、食品添加物を削減するために、食品で代替（例：クエン酸→レモン果汁）することは、後述する条件内であれば、問題無いと考える。まず前提事項として食品添加物自体は食品製造において適切に使用された場合、製造者、消費者双方に有用性があるというのが当会の基本的見解。しかしながらその安全性に懸念が見られる食品添加物もあり、実際に過去登録され使用され続けてきた既存食品添加物や指定食品添加物がいくつも登録取り消しとなった。科学的知見の積み重ねにより、これまで安全と言われていた物質の評価が変わることは今後も起こり得る。自社では予防原則の考え方から、独自の基準を設け、食品分類ごとに食品添加物の使用を制限し、また食品添加物を使用しなくても製造が可能か検討している。さらに複数使用しているものは減らす試みをするなど、種類と総量の削減に取り組んでいる。食品添加物を削減することには製造者、消費者共に意義があると考えている。自社では「厳選した素材を使い、食品添加物にはできるだけ頼りません」と消費者に約束している。これは食品添加物を使用しないことを売りにしているのではなく、自社の商品は、単なる「モノ」ではなく「食」と「農」をつなぎ、いのちの力があふれる社会を、次の世代にきちんと手渡したいという、商品づくりの原点に立ち返った結果でもある。また食育の観点からも、本来の素材そのものをきちんと味わうことができるよう、そしてその味覚を育めるよう化学調味料を使わない商品開発と食卓提案に取り組んできている。調味料分類の食品添加物は、特定の旨味成分を高純度で添加することを可能とし、画一的な商品を製造することができるが、一方で質の悪い原料を使用してもほぼ味にはばらつきの無い商品製造が可能となり、結果的に原料の鮮度や質が蔑ろにされかねない。生産者が努力して作った原料の、素材としての良さや、想いを最大限活かす商品づくりに化学調味料は不必要である。また、そして食育の観点からも、強い旨味を持つ食品や、素材をマスキングしてしまうような食味は特に味覚の発達が未成熟な幼児には避けるべき。このため調味料分類の食品添加物には頼らずに、だしなどの抽出物を用いるべきと考える。このように、商品づくりに対する姿勢、食品添加物に対する考え方を明示したうえで、消費者への情報提供として、食品添加物の削減や不使用を示すことは、優良誤認や有利誤認には当たらず、本項目を表示禁止事項に入れることは不適当と考える。</p>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて規制されることになる表示であり、さらに議論を加えた上で、今後精査すべきものであり、今回は削除すべき。例1、2ともに、原材料として用いられているものが、食品添加物として整理されていない以上、事実即ちした表示であり、罰則を伴う規制を受けるべき性格の表示ではない。また、食品表示基準第9条第1項第1号の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる」との基準にはあたらない。あたるとするならば、類型5の説明文に9条第1項第1号を引用し、「著しく」との強調形容詞を記載すべき。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物を同一機能・類似機能を持つ原材料で置き換えた場合の食品添加物不使用表示に対しても規制を掛ける類型化は食品関連事業者の創意工夫や我が国の食品産業におけるフードテック等のイノベーションを阻害するおそれが高い。原材料間の置き換えの際の表示と比較しても過重な規制となり衡平を欠く。例えばナトリウム塩を使わない代わりに他の原料で風味を補った場合には「同一機能、類似機能を有する原材料について明示」は求められないと承知している。「だし」をアミノ酸で置き換えた場合のように、そもそも食品添加物は食品中の原材料が持つ機能を置き換える形で使用されている事例が多く、翻って食品添加物を原材料に置き換える場合はCAC/GL 1-1979に定める「同等な特質を与える他の物質により代替されている場合」に該当しないと考える。行政による監視実務の斉一化のために、表示例に示された「高度に加工」となる客観的な基準をガイドラインに明記する必要がある。基準を明示できないのであればそもそも本類型には無理があり、ガイドラインに盛り込むべきではない。「不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示」する場合の表現例をガイドラインに収載し、事業者の遵法意識の向上に資するべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能の範囲が不明確で、食品添加物でなく原材料に関するものであり、事業者に対して表現萎縮効果を与え、食品添加物削減への意欲や努力を減退させる虞があり、消費者の知る権利や商品選択の権利を害する。削除すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の特定の成分を抽出することは、だしを取るなど食品を調理する過程でも行われることである。単に呈味を示す食品添加物を使用した場合と比較して、複雑な呈味を有するだし等を原材料に使用したものに消費者が価値を見出しているのであれば、誤認に当たることは全くない。だしなどはそれ自体が優れた食品素材であり、その使用により当然に価値を見出されるべき事実であることから、誤認につながることはなく類型5は全く必要ないと考える。非常に分かりにくい基準であり、メルクマールとして示すこと自体に無理があり不要である。社会通念上食品であるものと考えられないのであれば、単純に食品添加物に指定すればよいだけのことである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学調味料を使用せず食品調味原料を使用するメーカーの努力を阻害する必要はない。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示禁止事項から外した方が良いと考える。なぜなら、アミノ酸と乳化剤は生鮮食品に元から含まれている成分であり、その食品を原材料とした商品を検出すればおのずとアミノ酸と乳化剤は検出されてしまうため、線引きが難しいと思う。「食品通念上食品であるとは考えられないもの」の定義も難しい。</li> </ul>	<p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。」を削除していただきたい。原材料を明示していれば、〇〇無添加、〇〇不使用と表示してもよいとお墨付きとも解釈され、食品添加物のイメージダウン、消費者の優良誤認につながる。原材料や食品添加物の使用に関しては、義務表示欄で確認できることが本来の表示の在り方である。（2件）</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の余地があると考える。「〇〇無添加」、「〇〇不使用」の〇〇を実際には使用してはならず、なおかつ加工されているとは言え食品添加物を直接使用していないのだから表示禁止事項に該当するとは言いえないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品の特定の成分・・・誤認させるおそれがある。」の表現が難解かつ意味不明である。多くの方が理解できるようその趣旨を平易かつ明確に表現した文章とされたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品添加物の〇〇不使用」と表示した場合、他原料の含有を含め「食品添加物の〇〇」が不使用であれば、それは嘘偽りのない事実と考える。同一又は類似機能を有する食品素材を用いている場合は、強調表示に関するコーデックス一般ガイドラインから「食品添加物の〇〇不使用」と表現してはいけなく、というのが類型5の趣旨と捉えたが、全面禁止とするのはいかがなものか。コーデックスでは、「同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、」とあるので、「食品添加物の〇〇不使用、同一機能の食品素材△△使用」と表現すれば矛盾はないと考える。事の是非はさておき、「食品添加物(調味料)」が入っていないければ良い、というニーズがある事実がある。表現の可能性と味づくりの手法を狭めるべきではないと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用しているも、食品添加物を使用していないのであれば、誤認には結びつかないとする。例えば、当社では、コーンスープに、じゃがいもなどから抽出したでんぷんを使用することで、同類商品で使用実態の多い「増粘剤不使用」としたり、食パンに、類似機能を持つバターを使用することで「ショートニング不使用」とするなど、食品事業者による工夫と努力によって、消費者からの要望に応えた事例があり、商品づくりの考え方を紹介する取り組みとして、ウェブサイト等に掲載している。これらは事実に基づく表示であり、食品表示基準第9条に違反していると評価できないことから、本ガイドラインの対象となる類型項目にはならないと考える。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型5の削除を要望する。伝統的な料理等において、味や製法のこだわりのために、食品添加物「調味料」を添加しない場合、「食品添加物調味料不使用」と謳うことは、消費者に対してその価値を伝える大きなアピールになると想像できる。しかしながら植物や動物の食材には類似した機能を持つアミノ酸等が自然に含有されており、類型5が認められた場合、「食品添加物調味料不使用」と謳うことができなくなる。消費者の商品選択の幅を狭めることとなり、消費者の利益になっていない。著しい優良誤認ではないと考えられる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高度に加工」と記載があるが、表現が明確ではなく、事業者が高度であるか否かを判断することは困難であるとする。より明確な判断基準を示していただくか、表示禁止事項から「類型5」を削除していただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一製が失われて」いるとしても、その原材料は「食品」であることには違いない。それなのに「社会通念上食品とは考えられないもの」とはどういうことか。「食品とは考えられない」のであればそもそも食品の原材料として不適当なものになってしまう。表現の変更を希望する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一機能・類似機能の範囲が不明確で、事業者に対して表示萎縮効果を与え、食品添加物削減への意欲や努力を減退させるおそれがあり、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念がある。しかも、当該類型は類型4とは異なり、現在の食品表示基準では食品添加物とは区別されている原材料に関するものであるから、消費者の認識も類型4の場合とは異なっていると思われる。ガイドラインは食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして策定されるのであるから、表示禁止事項にあたる場合を抽象的に示すだけでなく、類型4の場合より、より一層もっと多くの具体例とその理由を示すことで明確にすべきである。また、同一機能・類似機能の範囲を定めるにあたっては、消費者のどのような期待を保護しようとしているのか（たとえば、「例2」でいえば、消費者の「食品添加物である乳化剤を使用していない」という期待を保護しようとしているのか、「乳化作用を利用していない食品」との期待を保護しようとしているのか）を明らかにすべきである。その上で、食品添加物Aの不使用を表示しながら同一機能・類似機能をもつ原材料Bを使用している場合に、その原材料Bの使用について、食品添加物Aの不使用表示と同程度に顕著な表現で表示されていれば表示禁止事項に当たらない等、表示禁止事項に当たらない場合についても明確に言及すべきである。さらに、表示禁止事項に該当するおそれが高い表示例「例1」として、類型2でも例として挙げている「化学調味料」の用語を使用する説明は妥当ではないし、「例2」については「乳化作用を持つ原材料を高度に加工して使用した食品」とあるが、「高度に加工」とはどの程度のものを指すのかを明らかにするとともにその具体例を示すべきである。（4件）</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型名では、「同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品」とされているが、本文や例では「科学的な同一性が失われていると考えられるもの」、「社会通念上食品であるとは考えられないもの」を使用した場合に限定するとされている。本ガイドラインでの線引きや、実際にどのような場合に該当するのか、より分かりやすい表現で示していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「社会通念上食品とは考えられないもの」という表現はとてもわかりにくいので明確な表現を希望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高度に加工」ということが曖昧である。どのような加工が「高度」であるかは事業者によって判断が異なるため消費者庁が明確にすべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「…当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。」この表現の意味がわかりづらい。「社会通念上食品であるとは考えられないもの」が具体的にどのようなものを指しているのかも良く分からない。理解しやすい表現をご検討いただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>（2）で「食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもの」と「社会通念上食品であるとは考えられないもの」が何に該当するか具体的な例示をして頂きたい。 例えば、大豆や小麦等を加水分解した「たん白加水分解物」や、酵母を処理して得られた「酵母エキス」は食品であり、食品添加物に区分されませんが、これらが上記に該当するのかわかりたい。また、「不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示」する場合の具体的な例示を頂きたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたもので</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「例1 原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、化学調味料を使用していない旨を表示」のうち「アミノ酸を含有する」の表現が曖昧で、食品により成分含有量が違うため、どの程度含まれたら禁止事項なのか判断できず各社で対応が異なり、業界判断や消費者が混乱する為、客観的に判断できる基準の明確化が必要と考える。</li> </ul>	<p>す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもの」、「社会通念上食品であると考えられるもの」、「社会通念上食品であるとは考えられないもの」、「原材料を高度に加工して使用した食品」の各々の記載について、その範囲が不明確であるため、事業者がガイドラインを参照する際に混乱を招くおそれがあるため、基準の明確化及び具体例の追加を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的な食品名（例えば例1に“たんぱく加水分解物”が該当する場合にはその例示を、該当しない場合には該当する食品名）の例示を要望する。商品の色調に影響のある原料（例：みそ）を使用する場合は、着色料不使用表示は出来ない整理となるのかどうか、若しくは類型8に該当するとの整理になるのかどうかなど、具体例をもって内容の明確化を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出物やエキスという言葉の範囲が広く明確ではない。素材をただ煮出したものに対しても、エキス・抽出液のような言葉が使用されている実態を鑑み、抽出物にアミノ酸が含有されていても、加工度が低いこと（ただ煮出しただけ、煮出汁を粉末化しただけ等）が確認できれば、この類型には当たらないと考えて良いのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を有する原材料の例示が少なく、意図せず不使用表示をして違反となることを防止する観点から具体的な例示を増やしてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1「原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、化学調味料を使用していない」は、例えばたんぱく加水分解物が該当すると思われるが、これを規制するとなると、類型5に該当しないよう食品の範疇としていたものを食品添加物同然の扱い・考えとしないといけな。該当する可能性のある食品は、例えばQ&amp;Aや何らかのリストで公表していただかないと、意図せず該当する可能性のある食品を避けがたいと思われる。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当すると考えられるケースは多岐にわたると考えられ、定義が包括的かつ曖昧が多くあるのではないかと懸念する。個別の詳細なケース等の例示明記が多数無ければ定義とするには説明不十分であると考えられ対応が困難である。食品添加物における調味料を不使用と強調表示する場合においてたんぱく加水分解物の使用が認められるか等、食品添加物を含まない旨の強調表示する場合において使用が認められない食品原材料を列挙定義する等、ケースバイケースの詳細例示列挙併記がないと判断に曖昧さが大きく含まれると考える。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>商品に「甘味料無添加」と表示する場合に、その商品に糖類（ショ糖等）を使用していた場合、糖類は同一機能・類似機能を持つ原材料とみなされるか。また、糖類を成分として含む果実、果汁等を使用した場合、この果実、果汁も同一機能・類似機能を持つ原材料とみなされるのか。ガイドラインのQ&amp;Aに明記するようお願いする。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>判断に迷うため、該当する食品群をリスト化していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料に糖類を使用した場合、「甘味料不使用」という訴求ができなくなると理解したが、甘味料を避けて糖類を使用した商品を選択したいお客様が一定数おられる中で、訴求を禁止されると商品価値を十分に伝えられなくなる可能性がある。ガイドライン（案）には「不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、・・・」という誤認を与える可能性としての条件が示されているが、Q&amp;A等で表示不可の事例と表示可能な事例を、より具体的な事例として明示願う。例）原料に糖類を使用し甘味料を使用していない商品において、「甘味料不使用」を訴求できる具体表示例として「糖類使用、甘味料不使用」という表示は可能か。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同一機能・類似機能」の定義を明確にしていただきたい。鰹節・昆布等でだしを取っただし液・しょうゆ・抽出したエキスも「アミノ酸を含有する抽出物」になる。これらを使用していて食品添加物不使用と表示できないのは趣旨と違うように思う。Q&amp;A等で定義を明確にして頂きたい。天然物から抽出したものに関しては除外を希望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会通念上食品とは考えられないもの」という表現は分かりづらく、どのようなものが該当するかの判断が難しいため、明確な表現・記載、具体例の記載を要望する。「参考」のコーデックス一般ガイドラインの「同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き」について、Q&amp;A等で具体的な例示の記載を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の色調に影響のある原材料を使用した場合は「着色料不使用表示」は出来ないのか、明確にして欲しい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>卵黄はエサ由来の色がでる。例えばオレンジ色が強い卵黄を使用したカスタードプリンやスポンジケーキでは、卵黄の色が商品の色に影響する度合いが大きいため、色の薄い卵黄を使用したものに比べて色味が強く出るのがこの場合に「着色料不使用表示」はできないということか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「アミノ酸を含有する抽出物」はどの程度の抽出物なのか。例えばかつお節の場合、かつお節だし、濃縮かつおだし、かつお節エキス、かつお節エキスパウダーのどのレベルになったら不可なのか。明確にしていきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>調味料（アミノ酸等）不使用と記載した場合に表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる同一機能、類似機能を持つ原材料とはどんなものか。かつおエキス、酵母エキス、たん白加水分解物、それぞれはいかがか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「高度に加工して」は、どの程度の加工なら高度なのか。例2において、乳化作用を持つ原材料を「高度に加工して」使用した食品に、乳化剤を使用していない旨を表示とあるが、以下は不適であるのか。①卵または卵黄を乳化剤の代わりに使用した場合に、乳化剤不使用と表示すること。②精製度の低い（あまり加工していない）赤いパーム油やブドウジュースを着色料の代替に使用した製品に着色料不使用と表示すること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物である調味料（いわゆる「化学調味料」や「うま味調味料」）の代わりに、うま味を付与するため大豆や小麦等を加水分解した「たんぱく加水分解物」や、酵母を処理して得られた「酵母エキス」等を使用することがある。しかし、これらの原材料は、必ずしもうま味の付与に機能が限定されるものではなく、コク味や複雑味、まろやかさの付与等、多岐に渡る機能を持っており、製造者はこの味覚に関わる複合的な機能を目的に使用している。従って、これらの原材料について「うま味」付与の機能に限定して適用することは実態を反映したものにはならない。「調味料」を使用していない製品に対して、このような機能が限定されない原材料を使用した場合は、「調味料 不使用」の表示は可能として頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「たんぱく加水分解物」、「酵母エキス」について、「たんぱく加水分解物」、「酵母エキス」は、類型5の例1「原材料としてアミノ酸を含有する抽出物」に該当するのか。うま味物質のアミノ酸（20種類）はさまざまな食品に含まれているが、アミノ酸を含む昆布、白菜、トマトなどから抽出しただしやエキスも該当するのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ原材料を使用している場合の「〇〇 不使用」の表示であって、当該原材料を使用している旨を「〇〇 不使用」の表示とともに併記すれば問題ないという理解で良いか。（例：酵母エキスを使用している製品で、「アミノ酸を含んだ酵母エキスを使用しており、調味料（アミノ酸等）は不使用」と表示）</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会通念上食品であるとは考えられないもの」とは、具体的にどのようなものを指しているかが不明であり、また「社会通念上」という線引きは難しいと考える。「昆布エキス、かつおエキス、〇〇エキスを使用していますので、食品添加物のXXは使用していません。」という表示であれば、その食品添加物の代わりに何を実際に使用しているかがわかるので内容を誤認させず、類型5には当てはまらないと考えて良いか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の調味料を使用せず、あごだし、かつおだし、こんぶだしで味を出した製品に、「調味料不使用」は、ガイドラインに抵触しないと考えて良いか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>例2に高度に加工して使用した食品とあるが、具体的にどのような加工が高度な加工に該当するか。具体例の明示をお願いしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ原材料とは何か。うま味を付与する原材料の「酵母エキス」、「たんぱく加水分解物」、「発酵調味料」等を使用した製品に「化学調味料不使用（無添加）」と同等の表示は不可ということか。ある程度の具体例が必要。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われている…」の「等」とはどのような処理を指すのか、「同一性が失われている」の判断基準を明確化する必要があるのではないか。発酵や酵素処理、加熱処理によって風味強化した原材料にまで及ぶのか。濃縮処理した果汁を添加して着色した場合、砂糖を加熱処理した原材料が苦み付与や着色した場合はどうか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程中に生成されるものも含まれるか否かを明記すべき。（例：パンのイーストフード、乳化剤不使用）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品の特定の成分のみを抽出したこと等」だと、かつお節だし、こんぶだしも「抽出物」になってしまう。しかしこれらは「社会通念上食品であると考えられるもの」ではある。つまりかつお節だしや昆布だしを使用している商品に「調味料（アミノ酸等）不使用」と表示するのは問題ないはずであるが、例示に、「問題とならない場合」がないと混乱が起これると思われる。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1として、「原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に化学調味料を使用していない旨を表示」を挙げることに賛成する。さらに、たんぱく加水分解物のような「アミノ酸を含有する分解物」もここに明記して頂きたい。また、例1に「化学調味料を使用していない旨」だけでなく、うま味調味料や調味料（アミノ酸等）及びそれらの食品添加物名の不使用表示も併記していただきたい。</li> </ul> <p>「アミノ酸を含有する抽出物」はあくまで例であり、抽出物に限定されるものでは無いと考えられるので、蛋白加水分解物のような「アミノ酸を含有する分解物」も含むべきである。また、酵母エキスや蛋白加水分解物のような、「うま味調味料」や「調味料（アミノ酸）」と同一の成分を含有し、同じ機能を有している代替物を使用していながら「うま味調味料不使用」等の表示をした場合にも内容物の誤認につながると考えられるため、不使用表示の対象にうま味調味料や調味料（アミノ酸等）またその具体的な食品添加物名も併記していただきたい。（2件）</p>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型の表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の考え方及び例示に賛成しますが、例示に「アミノ酸を含有する抽出物」だけでなく「分解物」を、また、「化学調味料」だけでなく、「うま味調味料」等も追加していただきたい。</li> </ul> <p>いずれも「〇〇無添加」等と表示しなが☒、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している場合であることは明確だが、解釈を分かりやすくするため。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の製造に食品添加物を使用することが前提ではないので、「社会通念上食品であると考えられる原材料が持つ、消費者により認知されている機能を利用している場合（例えば、寒天の凝固作用を利用する場合）」と「社会通念上食品であると考えられる原材料（もしくは社会通念上食品であるとは考えられない原材料）を、食品添加物の代替として使用している場合」とは異なり、前者は類型5の範囲外であることを明記していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1及び例2は共に、“～使用していない旨を、アミノ酸を含有する抽出物（乳化作用を持つ食品を高度に加工した原材料）が同一機能・類似機能を有することについて明示しないで表示”と正確に記載いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示事業者がガイドラインを参照し適切な表示をするために、「不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示」する方法について、具体例の記載を要望する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>例2に関する一例として食品酵素の利用があるが、これは本来なら乳化作用を持たない素材原料を酵素により有効活用することで従来使われていた食品添加物の使用をやめることができるという極めて持続可能な革新的技術である。この例示により、日本ではますますこのような革新的技術が発展しない、利用できなくなる危機感を感じる。また、この酵素の使用の場合は、「乳化作用を持つ原材料」ではないため、「乳化剤不使用」表示は可能と理解した。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同一機能・類似機能を持つ原材料」の範囲が、明確でない。分類上食品添加物ではなく食品となっているが、「社会通念上食品であるとは考えられないもの」で代替した場合のみ表示が禁止されているとの認識でよいか。分類上食品であっても「社会通念上食品であるとは考えられないもの」とは、特定の成分だけを抽出等したようなもので、食品添加物ではなく「食品」にあたるもの（たんぱく加水分解物や酵母エキス等）という考えでよいか。また、例2の「高度に加工」というのはどの程度のことなのか明確でない。類型5の内容をもっと具体的に、明確にするべきであると考え。 「社会通念上食品であると考えられるもの」で代替している場合は、その機能を持つ食品添加物を使用していない旨を記載できることを明記していただきたい。例えば、製品のpHを下げるために、食品添加物であるpH調整剤を使用せず、代わりに柑橘果汁を使用した場合等は、商品に「pH調整剤不使用」ということを記載しても問題ないと思われる。このように「社会通念上食品であると考えられるもの」で代替した場合の記載も規制されるのであれば、この項目については反対である。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>作用を持つ食品の基準が不明確であり、意図せず違反になる可能性がある。例えば、着色料を使用していない食品に対し着色料不使用と書くことができるのは、どのような食品なのか。物質名で不使用表示を行なうと、この類型から外れるのか。曖昧な基準を設けると、企業も消費者も混乱するため、より具体的な例を複数記載して頂きたい。</li> </ul> <p>その他、例1に「化学調味料」と表現されているが、類型2においてこのような表現は不適切とされている。既に禁止されている表現を類型5の不適切な例に使用すると類型5の不適切とする例の主旨が何か分かり難くなるため、事例を変更した方が良いと考える。</p>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>例1については、本ガイドラインに反映いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「類型2」食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示にて「化学調味料」の表記を禁止事項に該当するおそれが高いとする旨を記載しているのにも関わらず、「類型5」の例1：にて「・・・化学調味料を使用していない旨を表示」と記載されている、別の類型（類型2）で禁止に該当のおそれと言っているのにも関わらず、「化学調味料」という文言を例示に採用するのは不適當ではないか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型 6（6件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物削減による安全性追求を全面禁止することは予防原則に基づいて消費者が望む安全性の確保を阻害する。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該類型については、基本的には表示禁止事項に該当するおそれがあると考えられるので、その旨明記すべきである。（4件）</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1、例2として示されたものは、表示例になっているとは考えられない。改めて類型の趣旨となる具体的な表示例を明記していただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>類型7（29件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「賞味期限及び消費期限」は安全以外と関連付ける表示としてよいか疑問である。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本類型で例示されているものの中には、商品特徴を伝えるため、もしくは注意喚起のために表示されているものも含まれる。特に例3で示されている「製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示」は、変色と着色料の用途との関係は一定理解できるように思われる。消費者への情報提供の競点で有用性・合理性がある表示に対する過度な規制をすべきではないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1～3について規制するという論調は、例えば、食品添加物を使わないからおいしい、と解釈される懸念について、理解としては不十分であり、説明が不足していると考え。基本的に食品添加物自体は食品製造において適切に使用された場合、製造者、消費者双方に有用性があり、この規制の問題点として法の範囲内とはいえ過剰に使用する、本来食品製造時に補完的に使用するような用途の食品添加物であるにもかかわらず、原料の鮮度や質を下げて製造するためのテクニックとして使われるなど、法で取り締まることができないようなモラル低下や安易な利益追求を目的とした事例に対し、優位にはたらくことになりかねない。食品添加物は有用であるが、万能ではない。今後新たに安全性に疑義が生じる技術や物質が可能性としてある限り、予防原則の考え方にに基づき保守的であるべき。生産者（製造者）の中には、「厳選した素材を使い、食品添加物にはできるだけ頼りません」という姿勢で真摯に製造する方が多くいる。そういった企業努力が、商品としてまったく表現不可能になることは、ややもすれば食品製造の競争原理が脅かされる事態になり、消費者への情報提供を奪い、選択の機会を失うことを強く危惧する。</li> </ul> <p>食品添加物を削減するという企業努力は尊重されるべきであり、消費者に適切な情報を提供し健全な競争が保たれるためにも規制に反対する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物不使用のために食品原料にこだわっていることを表示することは消費者の選択権が広がるため了解する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料を使用することによって色調を安定化させることがある食品群において、不使用の商品での色調のばらつきの原因として、「着色料不使用」表示は許容としていただきたい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」の表示を制限する記載を削除していただきたい。保存料不使用商品は保存料使用商品と比べて微生物増殖が速く、消費者の意図せぬ誤使用のようなケースには危害がより大きくなるおそれがある。そのため、その点にも配慮した注意喚起の手段として許容いただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例に「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」とあるが、なぜ禁止なのかが分からない。例えば、有名パンメーカーのパンは1週間の消費期限があるが、ベーカリーショップのパンは2日。世の中では圧倒的に有名パンメーカーのパンが多く売られているので、一般的には消費者は食パンは1週間日持ちすると思っている。そこへベーカリーショップのパンを買って1週間日持ちすると思っていたら、カビが生えてきた、となると消費者が困る。「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と記載するのは、日持ちがしない理由が保存料不使用以外にないなら、そのように書いておいてほしい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」に言及せずに表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある」としているが、「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」に言及せずに表示しても、期限表示がある以上、消費者は消費期限又は賞味期限より早く食べなければならないとは思わないだろう。このような表示は、保存料を使用していないため類似の食品より消費期限又は賞味期限が短いときに消費者の注意を喚起するために行われると考えられ、そうであれば問題ないのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無添加・不使用を「おいしい」理由と根拠なく結び付けて表示することは不適當、との本ガイドライン案の考えには賛成する。一方で、食品添加物の使用有無で商品の品質に明らかな差がでる場合は、消費者への注意喚起としての表示が必要と考える。 例えば、「酸化防止剤不使用のため褐変することがありますが、品質上問題ありません」等の表示は、事実在即するのであれば問題にすべきではなく、むしろ表示を規制することで消費者への正確な情報提供を阻害しかねないため、規制対象とすべきではないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例2の削除を求める。無添加であることが心底安全である、と考えて商品を作成している業者の一部には伝統製法であることを重視して不衛生な作成を行っているケースが多々ある。安全を優先して考えるとこの表示は許すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連付けられた内容と食品添加物不使用であることとの因果関係を説明できる場合は、記載が可能である旨の明記をしていただきたい。例2の「「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」との表示」について、「開封後」を言及した上での表示は問題ないと考えが、ガイドラインの内容はそのような意味でよいか。例3の「製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示」について、酸化防止剤の場合、褐変、変色などを防止する目的で使用される。例えば、柑橘果汁等は、未開封でも時間の経過とともに徐々に酸化して色が濃くなる（褐変）現象が起こるが、色が濃くなったとしても賞味期限内であれば、商品の品質・喫食 に問題がないため、酸化防止剤等の食品添加物は使用していない。しかしながら、賞味期限内であっても製造後時間が経過した商品と、あまり時間が経過していない商品とでは、見た目の色の差が発生することがある。その説明のため、酸化防止剤を使用していない旨を記載することは、変色と食品添加物の用途との因果関係を説明できるので、問題ないとする。上記の様に因果関係が説明できる場合にも、記載が難しい場合は、類型7の内容については、見直す必要があるとする。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者にどのような誤認を与える表示を禁止するのか不明確であるため、事業者に表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念があることから、より明確にすべきである。他の類型にもいえることではあるが、当該類型では特に、表示禁止事項に該当するおそれがある表示の一般的要件が明示されていない。例えば一般的要件として、食品添加物とその訴求する効果との因果関係が科学的に説明できない場合には実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあることを明記すべきである。</li> </ul> <p>また、表示禁止事項に該当するおそれが高い表示例として挙げられている3つが、その前のそれぞれの説明と切り離されているため、あたかも表示例の3つはいかなる場合にも表示禁止にあたるように読める。したがって、それぞれの説明の後に例示として示すか、あるいは、表示禁止事項にあたる場合をもっと詳しく説明するべきである。（4件）</p>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「因果関係を説明できない場合」との前提条件の下での類型であるならば、景品表示法でカバーできるため、そもそも類型7自体に必要性はないと考える。例2については、期限表示よりも早く喫食しなければならないと印象を与えることは、消費者が期限表示の意味を正しく認識していないことの証であり、表示を規制する問題ではなく行政を中心とした啓発が必要な事項と考える。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の品質と食品添加物の不使用との関連に関する表示に関して、食品関連事業者の遵法意識を高め消費者の誤認を招かないために、より多くの事例とともに、「因果関係を説明」する場合の表現例をガイドラインに収載するべき。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康、安全以外」という分類が曖昧であり、「おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等」以外にどのようなものがあるのか、具体的な例示をお願いする。例2について、安全性に関わる注意喚起表示であることから、「開封後」を加えた上で、不適切な例ではなく、表現可能なものとして例示していただきたい。</li> </ul> <p>-----</p> <p>「健康、安全以外」という分類が曖昧であり分かりにくいと考える。「おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等」以外にどのようなものがあるのか、具体的な例示をお願いします。特に、この類型については、因果関係を説明できれば不使用表示が可能であると読み取れるので、誤認させるおそれのある表現と、因果関係が説明でき誤認を与えないと考えられる表現、双方の具体的な例示が必要と考える。</p> <p>また、「保存料不使用なのでお早目にお召し上がりください」との表示が例2に記載されているが、例示から除外していただきたい。ハム・ソーセージ類の公正競争規約の解説文には、「食品添加物は安全評価されたものであり、事業者は商品設計上必要なものを必要な量使用しており、むしろ、添加していないことによる注意喚起が必要な場合に、その理由とともに表示すべきです。」と書かれており、保存料の不使用表示をする場合は「保存料を使用していませんので、開封後は、お早めにお召し上がりください。」と併記するよう例示が示されている。本ガイドライン案には、不適切な表示として「保存料不使用なのでお早目にお召し上がりください」との例示が示されましたが、その結果、安全性に関わる注意喚起表示が記載できなくなるような事態は断じて避けていただきたいと考える。むしろ、このような安全性に関わる注意喚起表示については、「開封後」を加えた上で、表現可能なものとして例示していただきたい。</p>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「おいしい理由については、食品添加物を使用していないこととの因果関係の説明ができること」、となっているが、保存性に関する「開封後」の注意喚起についても、表示する場合には科学的根拠が必要との解釈でよいか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「開封後」に言及すれば、食品表示基準第3条の規定に矛盾するおそれがないということか。「保存料はしようしていませんので、開封後は当日中にお使いください。」と表示することは問題ないのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料不使用のイチゴジャムと使用のイチゴジャムで賞味期限内での色調の変化を測定し、実際に着色料不使用ジャムでは退職・変色してしまうのであれば「着色料不使用なので変色する場合があります。」のような表示は可能だという理解でよいか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存料を使用しない場合、開封後傷みやすい。そのため、「保存料不使用なので、開封後お早めにお召し上がりください。」は使用可能としてほしい。事実在即しての表示であり、注意喚起したいため。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本文の記載から、例2の記載は『「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」とのみ表示』と変更すべきではないか。つまり「保存料不使用なので開封後はお早めにお召し上がりください」という表示は問題ないと理解するので、このままの例文だと理解が難しい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「関連付ける」表示について、具体例をあげて明確に表現していただきたい。具体例：おいしい〇〇無添加△△OK、無添加なのでおいしい△△NG、おいしい〇〇無添加△△（△△は食品の一般名称）という記載あった場合に、「おいしい」は、△△を修飾、無添加とおいしいとの因果関係があると捉えられる可能性は少ないと考えられるためOKと解釈してよいか。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「おいしい理由と食品添加物を使用していないこととの因果関係を説明できない場合には、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。」について、因果関係が説明できる場合の事例(例えば「消費者調査結果を以て説明することが可能」など)を追記いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハム・ソーセージ類公正競争規約第4条第5号において、ある種の原材料又は食品添加物を使用していない旨の表示をする場合の基準、施行規則第3条第7項イにおいて「製品の内容又は品質について特に説明必要がある場合であって、説明文において強調しない範囲で表示することができる。」と定めている。また、具体的な表示例として、「保存料を使用していませんので、開封後は、お早めにお召し上がりください。」など安全性に関わる製品の取扱上の注意喚起として、説明文を加えることで表示可能としている。表示例に「良い表示例」として、「保存料を使用していませんので、開封後は、お早めにお召し上がりください。」を追加していただきたい。表示例1、例3として示されたものは、表示例になっているとは考えられないため、改めて具体的な表示例を明記していただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>・ 例1を、実際に不使用と表示され、健康、安全以外と関連付けられている可能性が高い食品添加物を用いて表現してほしい。例：香料、甘味料不使用だからおいしい など、より具体的に記載することで、表示する側の類型7の真意が理解しやすくなり、なおかつ、現代における食品添加物への誤認を解消するきっかけにもなる。消費者における食品添加物への理解をさらに深めることを同時に行える有益な方法である。（2件）</p>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型8（34件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型8のような、消費者の判断に委ねられる内容について、仮に類型として残すならば、消費者の判断（考え方・認識）は、時代とともに変わり得る為、定期的に見直し、改定をする必要がある（改定した際は、経過措置期間も必要）。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてとりまとめたものであり、今後、消費者における食品添加物への理解の程度等を踏まえ、見直す可能性はあると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型8 削除すべきである。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例1の「食品元来の色を呈しているものに『着色料不使用』と表示」は、例えば漬物など着色料を使えばより鮮やかな色合いが出せ、また着色料を使用した食品が流通している場合は「予期されていない」には該当しないと考える。こうした表示の中には、売り場で外観上類似した商品との誤購入を防ぐためのものもあり、消費者の商品選択の観点で有用性・合理性がある表示に対する過度な規制をすべきではないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例1に関しては、問題ないと考える。自然の色であることが事実であれば強調しても問題ないと考える。逆に消費者により正確で詳細な情報を提供している一括表示の活用により、誤解はなくなると考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に使用されない食品添加物を「不使用」と表示することは禁止すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「例1:食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」と表示」について。例えばチョコミントは着色するのがむしろ一般的であって、無着色チョコミントに対してはそのように断らないと「チョコミントでない」と消費者が勘違いすることになるので、そういった場合の無着色表示は認めるべきである。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「当該商品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれ」があったとしても嘘の表示ではなければ問題はなく、敢えて類型として入れるべきではないと考える。消費者は実際のものよりコスト、機能面、安全性などで総合判断するので優良又は有利であると「誤認させるおそれがある」かどうかは一概に言えない。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1：「食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」と表示」とあるが、「食品元来の色を呈している食品」の具体例を記載いただきたい。</li> <li>例2：「同種の商品が一般的に当該食品添加物を使用していないことから・・・」とあるが、「一般的に」の解釈を明確にしてほしい。</li> <li>同カテゴリに複数の商品があった場合、どれくらいの割合の商品について共通することが「一般的」に該当するのか明示いただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同種の製品」の範囲を、具体的に明記いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料不使用と表示する場合、ビールは食品添加物の使用が予期されていない食品とみなされるのか。また、発泡酒、新ジャンルは食品添加物の使用が予期されていない食品とみなされるのか。ガイドラインのQ&amp;Aに明記していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の使用が予期されていない食品への表示の解釈について ビール類に「着色料不使用」の表示を行うことを想定した場合、ビールは食品添加物（着色料）の使用が予期されていない食品とみなされるのか。発泡酒、新ジャンルについても同様に、消費者の解釈について、事業者側での判断が難しいと感じているため、ガイドラインのQ &amp; Aに明記していただくようご検討をお願いします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型8の「消費者が予期しない」は判断が難しいと考える。次の場合はこの類型8には相当しないと考えて良いか。珍しい原材料・素材を使って作った製品がきれいな色をしていたが素材由来である場合、もしくは、濃い色の果汁を選択的に使用し一般的な同等品よりも濃い色の製品である場合、「着色料不使用」をいうこと。あるいは、言い切りが不適切であり、「着色料不使用」、「素材由来の色です」等、何がこの色を出しているかを説明するものが併記されていれば、「XX不使用」はこの類型には当たらないと考えるか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>着色、着香、甘味料添加した果汁もどきの清涼飲料水が一般的に多く売られている中、100%果汁のジュースに対して「着色料、香料、甘味料無添加」と表示することは、「同種の商品が一般的に食品添加物の使用を予期していない状況」に当たらず、問題ないと考えてよいか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況」とは如何なる状態なのか、具体的に明記いただきたい（ミネラルウォーターの例は極端すぎて、判断の参考にならない）。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「同種の製品が、一般的に食品添加物は使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況において」については消費者がどう感じるかという視点で判断すべきと考えるが、判断、根拠とする基準などがあれば示していただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型8の「食品添加物の使用の予期」は、判断の基準が「消費者の、通常の理解」に委ねられる。この基準は消費者の知識水準により、判断が分かれ、「必ず誤認を与えない」と言えない」故、類型から外すべきと考える。（2件）</li> </ul>	<p>表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の例として、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況である旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該類型については、類型の名称として、類型8の本文に合致するように「一般的に食品添加物が使用されていない食品への表示」と修正すべきである。消費者の知識や期待は様々であり、どの程度の消費者が個々のケースについて食品添加物の使用を予期しているか否かを客観的に判断することは非常に困難であり、このような不明瞭なメルクマールにより規制することは妥当ではないからである。もっとも、市場においていかなる場合が「一般的に」食品添加物が使用されていないと判断させるのかについての基準も明記されるべきである。（4件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般的に食品添加物が使用されることがないため」の「一般的」とはどの程度のことをいうのか不明瞭である。事例にある食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」と表示することについては、合成的な色と勘違いする知識のない消費者に向けての親切表示の意味合いもあったと考えられる。「一般的」、「同種」について定義をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示の解釈について「食品添加物の使用が予期されていない食品」の定義が曖昧であり、消費者が食品添加物の使用を予期しているか判断するが不明瞭なため、類型8の解釈で混乱を招くことが懸念される。明確な判断指標を明示いただくことを要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種の製品に当該食品添加物が使用されることがある点をもって「消費者が当該食品添加物の使用を予期している」と言えるのか、明記いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例1「食品元来の色を呈している食品」とあるが、複数の原材料が混合された色を呈している場合等の扱いについて明確にしていきたい。</li> <li>例2「一般的に」とあるが、食品添加物の使用実態と消費者の認識にずれがある場合の考え方を示していただきたいと考える。</li> <li>また、「一般的」に使用実態があると判断するための目安を示していただきたいと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例2にある、「消費者が当該食品添加物の使用を予期しない商品」の判断基準が曖昧ではないか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品添加物の使用が予期されていない食品」が不明確すぎる。消費者はどのように予期していないの判断をするのか。使用している、していないの理解が消費者によって相当異なる。（未だにレトルトパウチ食品やマヨネーズは保存料をつかっているから日持ちする、と思っている消費者もいる。）また、事例は「ミネラルウォーターには着色料などを使用しているとは予期していない」ことを前提にしているが、最近ではミネラルウォーターに色や味をつけたものも出回っている。それらは法令上は「ミネラルウォーター」ではなく「清涼飲料水」になるのだが、両者の区別ができる消費者ばかりではない。この場合に消費者がミネラルウォーター（らしきもの）には香料や着色料は使われている、と予期しているのであれば、ミネラルウォーターに「香料・着色料不使用」と表示しても誤認にはならないと読み取れてしまう。</li> </ul>	<p>表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の例として、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況である旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準Q&amp;A（加工-90）にある「通常同種の製品が～ものであって」という条件との表現の差異がある。Q&amp;A（加工-90）との関係も踏まえて、統一等を検討願いたい。</li> </ul>	<p>表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の例として、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況である旨を記載しています。</p> <p>また、本ガイドラインの策定と併せ、食品表示基準Q&amp;Aについても見直しを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が通常、食品添加物の使用を予期していない食品の定義はあるのか。消費者が通常、食品添加物の使用を予期していない食品と認識している食品とは一体何か。例示のミネラルウォーターについても消費者は食品添加物を使用できないことを理解しているのか甚だ疑問である。具体的な食品の例も伝えるべきではないか。類型9の加工助剤に関しての内容に当てはめても、例えば砂糖、その精製時に実際、加工助剤が使用されているものもある。通常、砂糖そのものを消費者は「食品添加物の使用を予期しない」と考えるのが普通ではないのか。類型8の事例に沿うと加工助剤を使用せず精製した砂糖に「加工助剤不使用」と記載するのは禁止事項に該当のおそれありともとれるが、判断はどのようになるのか。</li> </ul>	<p>表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の例として、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況である旨を記載しています。</p> <p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に類型 8 を残すのであれば、「同種の商品において一般的に使用しているか、使用していないかの判断基準を設ける」、「不適切と思われる具体事例を増やす」等、正否が容易に判断できるような、ガイドラインを策定する必要がある。また、判断に困る場合は相談できる窓口を開設する必要もある。（2件）</li> </ul>	<p>表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の例として、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況である旨を記載しています。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>食品関連事業者等からの照会や監視指導に関しては、引き続き、国及び都道府県等の関係機関において対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例 1 は、通常着色料を使用しない商品に対して書かれている内容であると考え。その旨を例の最初に追記願う。</li> <li>・ 例 1 は単に「食品由来の色を呈している食品に『着色料不使用』と表示」する場合には問題があるのではなく、前提として例 2 同様に、同種の商品が一般的に当該食品添加物を使用していないという条件があります。そのため、「同種の商品が一般的に着色料を使用していない場合であって、食品由来の色を呈している食品に『着色料不使用』と表示」と明記していただくことが必要と考える。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型9（26件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示に関して原料の確認も行わず「無添加」表示を禁止する事には大いに賛成である。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型9について反対である。本来加工助剤やキャリアオーバーの原料はその効果が無いことから表示が必要でなく、ものによっては原料のさらに原料に遡ってその使用状況を完全に把握することは難しい状況である。記載の適用範囲が不明瞭なことから「保存料不使用」表示を望む食品会社が原料会社に対し問い合わせが多発する可能性があることと、問い合わせを受けても明確に回答することが難しいことから適用範囲の明確化を行うか、類型からの削除を検討するべきと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の必要はないと考え、削除を希望する。どちらも最終製品に影響しないことは明らかであり規制の必要はないと考える。特に加工助剤は「最終製品には影響しない、効果がない、取り除かれる食品添加物」との定義から規制根拠はない。また原料メーカー等が開示しない場合があり、原料包材に記載が無ければ調べる事はできない。過剰規制にあたるかと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている食品への表示」は、「原材料に同じ用途の食品添加物が使用されている（ただし当該最終食品においては効果を発揮しておらず加工助剤又はキャリアオーバーとして表示免除となっている）食品」と修正すべき。そもそも「加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている食品への表示」とは、いったい何が使用されている食品のことか。加工助剤として使用されている食品とは何か。キャリアオーバーとして使用されている食品など、意味不明である。ガイドラインが示そうとしているのは「原材料に同じ用途の食品添加物が使用されている（ただし最終食品においては効果を発揮しておらず加工助剤又はキャリアオーバーとして表示免除となっている）食品」と判断し、この修正案を提案する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する原料のどこまで遡って判断するのか。1次原料としては食品添加物は使用していないが、2次、3次と遡ると食品添加物を使用していることがある。起源原料の生産時にまで遡るのか。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>もともと食品表示基準Q &amp; A（加工-90）では「加工助剤やキャリアオーバー等で表示に不要であった食品添加物を使用している場合には、食品添加物を使用していない旨の表示をすることができません。」とある。このQ &amp; Aにおいて「加工助剤やキャリアオーバー」というのは2次原料についてだと理解しているが、今回のガイドラインでも同様の理解でよいか。つまり「〇〇不使用」の表示をする場合に、3次原料以上まで遡って使っていないことを確認しなくてもよいか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品添加物の表示については、当該食品の原材料の構造又は加工の過程まで確認を行うことが必要。。。」とあるが、「過程」とはどこまでを指すのか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工助剤やキャリアオーバーの情報を提供あるいは入手する点は、事業者によりその精度に著しい差が生じることが予想される。どの程度の精度で確認を行うべきか（例えば3次原料までを確認する等）を全く言及しないガイドラインであるならば意味がなく、類型9の必要性は全くない。例えば海水を原料とする食塩で一般的には加工助剤として扱われる塩酸、食品製造用水の殺菌目的で用いられる次亜塩素酸ナトリウムについても、類型9の食品添加物として扱うのか全く分からない。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の加工助剤も含むことを明確してほしい。 「加工助剤、キャリアオーバーとして食品添加物が使用されている食品への無添加あるいは不使用の表示」との記載がある。キャリアオーバーは原材料に使われた食品添加物を指すので原材料に使われたものが対象であることは明らかであるが、加工助剤については原材料に使われたものを含むのかどうか明確になっていない。加工助剤を使用した原材料を含む食品に「無添加」「不使用」等を表示するのは適切ではないため、その旨を明確にしていきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1に関しては、キャリアオーバーは効果を発揮しないのが条件であるため、最終製品に対しては、保存料として添加していないし、保存のための効果はない。キャリアオーバーとして表示を免除されている理由（効果を発揮しない）と矛盾し、指導に一貫性がなく、例は不適切ではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用している特定の食品添加物についてのみ不使用・無添加表示ができるのか、1つでも食品添加物を使用していれば全く不使用表示ができないのか、どちらにも解釈できる。これらには大きな違いがあるため、明確に示していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている食品への表示」と、「（又は使用されていないことが確認できない食品）」と、例2を、削除すべき。 食品関連事業者は、原材料に使用されている食品添加物が最終食品において加工助剤やキャリアオーバーとみなせるかを適切に判断して食品添加物を表示しなければならないことが、食品表示基準に規定されている。この判断を助けるための参考書も刊行されている。例2の「原材料の製造工程において食品添加物が使用されていないことが確認できないため、～」は、そのような義務を遂行しないことが常態として許容されているかの如く読み取られるおそれがあり、不適切です。 また、食品事業者が、使用しようとしている原材料にどのような食品添加物が使用されているかを、当該原材料の食品添加物表示を根拠に判断する（確認する）ことは、食品表示基準に違反した行為ではない。使用しようとしている原材料に加工助剤又はキャリアオーバーが使用されていないことを表示とは別の方法で必ず確認することが、食品表示基準で義務付けられているわけではない。以上の理由から、類型9の記述のうち（又は使用されていないことが確認できない食品）を、削除すべきである。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p> <p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用される原料は、そのさらに由来原料に遡って加工助剤やキャリアオーバーが存在するが、その情報は正しく開示されていない。当該情報の入手には原料メーカー企業秘密等で開示が困難であり、不正確な情報にて判断すべき事態に陥り、多大な混乱を招く。ガイドライン化は慎重かつ綿密な内容が要求される。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p> <p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工助剤、キャリアオーバーとして「使用されていないことが確認できない」の確認レベルの判断基準はあるか。「使用されていないことが確認できない」と判断するのは当該商品の表示責任者になるのか、どこまで確認したことが「確認できない」ということになるのか。確認レベルの判断基準を明示してほしい。行政は、収去してどのように確認をするのか教えてほしい。</li> </ul>	<p>食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要です。</p> <p>食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かの判断において、収去検査は必須ではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工助剤、キャリアオーバーとして「使用されていないことが確認できない」の確認レベルの判断基準はあるかどうかも含めて、確認レベルの判断基準について明示を要望します。「使用されていないことが確認できない」と判断するのは当該商品の表示責任者になるのかどうかなど。また、どこまで確認したことが「確認できない」ということになるのかどうかなど。例:複合原材料に使用している原料など。また、収去した商品を、行政がどのように確認するのかについて明示を要望する。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には表示禁止事項に該当するおそれがあると考えられるので、その旨明記すべきである。（4件）</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「確認結果に基づいた表示」であれば、該当食品添加物を使用していない製品へ「（該当食品添加物）不使用」と表示するのは今後も可能か。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「加工助剤、キャリアオーバー」に関して、直接使用されている原材料に限らず、それらの原材料の出発原料にまで遡って、いずれかの加工段階で加工助剤、キャリアオーバーとして食品添加物が使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示も、「表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合」にあたることを明確に示すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ラインコンタミについても考え方を示してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>菓子の多くで原料として使用される砂糖はその製造過程で複数の加工助剤を使用している。たとえ自社の原料として食品添加物を使用していない場合であっても、食品添加物（加工助剤）を使用して製造した砂糖を原材料として使用した場合は食品添加物不使用表示はできないと解釈するが、その場合、こういった場合であれば無添加・不使用表示が可能なのか想定している具体例を示していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料まで遡って確認ができており、加工助剤やキャリアオーバーはあるものの、不使用と記載する対象の食品添加物の使用がない場合は記載ができる旨を明記していただきたい。例えば、商品の製造工程において食品添加物は使用していない商品で、原材料の加工助剤まで確認ができており、原材料の加工工程において加工助剤（ろ過助剤等）は使用されているものの、「保存料」に当たるものは使用されていない届合は、商品の表示に「保存料不使用」は記載をしても誤認には当たらないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>文章部分の前半と例1が規定している内容を以下のように理解した。すなわち：例1のように、用途名Aたる食品添加物を原材料の一部に使っているが、最終製品においては該用途名Aたる食品添加物が表示免除とされている場合、一括表示「食品添加物名」欄への当該用途名Aたる食品添加物の表示はない。しかしこのような場合は、任意表示として「（用途名A）不使用」の表示をしてはならない。言い換えると、用途名Aたる食品添加物を原材料の一部に使っているが、最終製品においては当該用途名Aたる食品添加物が表示免除とされている場合、一括表示「食品添加物名」欄への当該用途名Aたる食品添加物の表示はない。このような場合、任意表示として「（用途名B）不使用」の表示をも禁止しようとするものではない。</li> </ul> <p>味、香り、色など官能に訴える用途についてはキャリアオーバーを認めない等、加工助剤とキャリアオーバーについての表示のルールは既に存在している。したがって類型9は上記のように考えるが、念のため確認したい。（2件）</p>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>類型10（50件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字以外の食品添加物不使用表現が思い当たらないため、「等」を削除してほしい。もし文字以外にあるとすればどのようなものがあるのか教えていただきたい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条第1項第13号において、「その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」と規定されています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に食品の裏面表示は文字が小さく、読みにくい。表示の内容についても正しく理解するためには一定の知識が必要で消費者が広く理解し易い内容にはなっていないと感じる。現在のように食品の表面に直接的に表示されている方法については、より分かり易く商品選択の一助になっていると感じる。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無添加あるいは不使用の文字等を過度に強調する表示は、表示されている食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与えてしまうことから表示方法を見直すべきと考える。主に、たらこの容器包装に「無着色」表示が見受けられる。たらこの変色防止等のために使用された発色剤は一括表示欄に記載されており食品表示基準に即していると言える。しかし、消費者が容器包装の「無着色」表示だけを見て一括表示欄を確認しなければ、食品添加物が全く使用されていないと誤認するおそれがある。ガイドラインにそって過度に強調された表示が見直しされることを期待する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとはいえない」という前提であるならば、景品表示法でカバーできるため、そもそも類型10自体に必要性はないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物はとても有用なもので、適切に活用することで、質の良い安全な食品を、手頃な価格で作ることができると思う。それだけに、食品添加物を使用しないで、食品本来の姿である食品素材だけで製造した商品は、コストもかかっており、貴重で、その企業努力は高く評価されるべき。いち消費者としては、しっかりと強調して表示して頂き、賢く選択できるようにしていただきたいと思う。世の中では、「有機」食品が重用されている。有機食品の条件である、「農薬不使用」、「化学肥料不使用」は、「保存料不使用」、「化学調味料不使用」と同義である。一部の食品添加物メーカーの思惑で、消費者から知る権利が奪われないように、どうか国民を守っていただきたい。</li> </ul>	<p>ことがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要であり削除を希望する。 何をもって過度であるかなど、統一基準を作ることは困難。必要であれば業界毎の公正競争規約にゆだねることが望ましいと考える。</li> <li>・ 食品表示基準の他の規定と矛盾し若しくは不整合な規定であるため、類型のうち類型10を削除すべき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品表示基準の他の規定と矛盾し若しくは不整合な規定であるため。 「容器包装のあらゆる場所に過度に強調して○○○表示を行う場合や、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る妨げとなり、～（中略）～内容物を誤認させるおそれがある。」とあるが、これは食品添加物表示に限ったことではなく、また不使用表示に限ったことではない。特定の地域産の農産物や魚介類不使用の表示、特定の国の原材料の使用/不使用の表示、特定の原料や栄養素（例：食塩、糖類）の使用/不使用、遺伝子組み換え作物（例：大豆）の使用/不使用、アレルゲンとなりうる原材料の使用/不使用（例：卵白使用なのに「卵黄不使用」）、あらゆる強調表示に共通する「おそれ」である。他の強調表示においては規定されていない、過度は不可で、過度でなければ可という規定を、食品添加物に関してのみ、かつ、不使用の旨の表示に関してのみ設けるべき合理的根拠が、示されていない。このような規定を設けることは、食品表示基準の他の規定と著しく矛盾する若しくは著しい不整合を生じさせることになる。</li> <li>2. 「過度に強調」が明確に定義されておらず、運用にあたり事業者・消費者・行政に混乱を生じさせるものであるため。</li> </ol> <p>概要や例示に用いられている以下の用語に該当するかどうかの判断基準が定められていないので、どれが過度でどれは過度でないかの判断が事業者間・消費者間・行政間及びそれら相互の間で食い違っておそれがある。「場所を変えて」、「複数回」、「大きく」、「その側に」、「小さく」、「あらゆる場所に過度に強調して」、「一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント」、「一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント」、「一括表示欄における表示と比較して過度に強調された大きさ」、「一括表示欄における表示と比較して過度に強調された色」、「一括表示欄における表示と比較して過度に強調された用語」など1. にもかわらずこのようなガイドラインを制定するのであれば、それぞれについての判断基準が必要となる。またそれぞれの判断基準には、なぜそこを基準として「過度」かそうでないかが判断できるのか、その基準を設けた合理的根拠も併せて示されなければならない。（3件）</p> </li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>同類商品で食品添加物の使用実態があることが明らかな場合や、長年の企業努力によって不使用を実現した場合には、「不使用」と表示するのは問題ないと考えます。例えば、豆腐の「消泡剤不使用」、かまぼこ等の魚肉練り製品の「リン酸塩不使用」等は、食品事業者による技術革新や品質向上によって、同類商品で使用されている食品添加物を不使用とした事例であり、事実に基づく表示であることから、「強調表示」だけで食品表示基準第9条違反にはならないと考える。本ガイドラインでは、「一括表示欄と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語など」を規制対象とする旨が記載されているが、何をもって過度なのか、その基準が曖昧である。前述の事例のような事実即した表示であっても、フォントや文字サイズ等によって本ガイドラインに抵触する可能性があることから、食品事業者が表示しづらくなる可能性があり、結果的に、消費者への情報提供を阻害するおそれがあるため、規制対象とするべきではないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて規制されることになる表示であり、さらに議論を加えた上で、今後精査すべきものであり、今回は削除すべき。表示が事実であれば直ちに誤認と言えないという整理の一方、表示の箇所数、大きさ、色合いなどいずれも具体的な指標を示しておらず、メルクマールにはなり得ない。個々の商品や包材の状況によっても異なることから、基準を示すことは困難であり、メルクマールとなり得ず、不適當であり、削除すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者にどのような誤認を与えるものを禁止するのか不明確である。事業者に表示萎縮効果を与え、消費者の知る権利や商品選択の権利を害するおそれがある。削除すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型10は削除すべき。食品表示基準の他の規定との整合性を欠くため。無添加あるいは不使用な文字等が過度に強調されていることで一括表示の妨げになるのだとしたらそれは食品添加物に限ったことではない。特定の地域産の農林水産物の「不使用」も、遺伝子組み換え食品の「不使用」も、特定の栄養成分や特定の原材料（例：食塩や糖類、アレルギーを含む原材料）の「不使用」でも、同じことである。栄養成分の強調表示（食品表示基準第7条）にもそのようなルールはない。それにも拘わらず、食品添加物についてのみ、かつ不使用、無添加表示についてのみ「過度に強調」を理由として食品表示基準第9条違反とする合理的理由はない。「過度に強調」の判断基準がなく適切に運用できないため。「あらゆる場所に過度に強調して」「一括表示欄～と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語」「多くの場所に」「目立つ色で」「大きく」に該当するかしないかの判断基準が示されておらず、そのような判断基準がないままでこのような類型が示されれば、運用にあたって全ての利害関係者に混乱をもたらす。なおもし「過度に強調して」に該当するかどうかの判断基準が個々に示されるのであれば、判断基準だけでなく、なぜそこを基準として「過度」かそうでないかが判断できるのか、その基準を設けた合理的根拠も併せて示される必要がある。当ガイドライン案にしばしば引用されている「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」にも、「過度に強調」を理由とする禁止事項等の規定はない。類型10のような規定は、したがって、国際規格とも整合せず、国際的には通用しないルールである。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの食品表示の決まり事との整合性がとれず、事業者として対応が困難な事、また商品の魅力やお伝えすべき事を表現したパッケージの工夫やデザイン性を侵害するものとするため、類型10の削除をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合」とあるが、ここで言う「過度に」の定義は明確にされておらず、事業者がガイドラインを運用する際に混乱する可能性が考えらる。また、食品添加物の無添加あるいは不使用以外の文字であっても、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合、消費者が一括表示を見る妨げとなり、同様に食品添加物に関して何らか誤認をする可能性がないとは言いきれない。事業者がこの可能性を懸念し、食品表示基準に従い表示しているその他の任意表示の表示をする際にも混乱する可能性が考えられる。不要な混乱を避けるため、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの内容がその他の表示にまで影響を与えることがないようにすべきと考える。よって、類型10は削除すべきと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無添加・不使用表示は内容を吟味すべきであり、字の大きさなどで規制すべきでない。</li> <li>・ 当該類型は、消費者にどのような誤認を与えるものを禁止するのか不明確であるため、事業者に表示萎縮効果を与え、ひいては消費者の知る権利や商品選択の自由を害する懸念があることから、独立類型とすべきではなく、食品表示基準第9条該当性判断の考慮要素である「表示の方法」の内容として扱うべきである。強調表示であれば、一括表示欄における表示と比較して強調されたフォント、大きさ、色、用語となることは通常である。他類型に該当しない場合であるのに、強調表示の存在が「一括表示を見る妨げ」になるとか、「表示上の特定の食品添加物だけでなくその他の食品添加物を全く使用していないという印象を与えかねない」といった一般消費者に通常生じうる誤認とは異なる理由で表示禁止事項に該当するおそれが高いというのは、不使用表示に対する行き過ぎた規制である。また、例1は特定の食品添加物が使用されていない旨（「〇〇を使用していない旨」）が「多くの箇所」に「目立つ色」で記載されているというのであるから、使用されていない特定の食品添加物がどこからみても消費者に分かるように明記されており、一般消費者が「その他の食品添加物を全く使用していない」という誤った印象をもつ表示とはいえないし、「消費者が一括表示を見る妨げになる」とも一概にいえず、例として不適切である。例2についても「無添加」の表示と「保存料、着色料」の表示の大小の程度が不明で、「無添加」表示の大きさよりも、わずかでも小さく「保存料、着色料」と書いただけでも表示禁止に当たるように読め、表示萎縮効果を招く例であり、不適切である。（3件）</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「消費者が一括表示を見る妨げとなる」との考え方は、一括表示に問題がない限り、事実である点は表現の自由を保障されるべきで許し難い。消費者が一括表示の内容を正しく認識していない事実は行政を中心とした啓発で速やかに対応すべきである。類型10自体の必要性はないと考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に例2は悪質だと思う。都合が悪い部分に関しては小さく記載し消費者の注意が及ばないようにしているものの、いざ問題となったら記載しているとの主張をするための、食品メーカーの悪意を感じる。このような表示は消費者に間違えた選択をさせることにつながるので、適当な期間、市場調査をおこない、悪質な例は公表して売り場から撤去してほしい。</li> <li>今般パッケージに目立つように食品添加物の「不使用」を謳っている製品が販売されているが、食品添加物が著しく人体に害があるような消費者の誤解に繋がるおそれがある。事実、食品添加物が有害であるかのような発信が動画サイトやSNSで散見される。不使用であることは消費者が自ら原材料表示を見て判断することが可能であり、極端に強調された表現は規制すべきである。不使用であることを記載する権利はあると考えられるが、例えば、『原材料表示のフォントよりも大きな文字としてはならない』などのルールは必要だと思う。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度に強調」は個々人で判断が分かれることが容易に想像される。「一般的に見て過度」と判断するための参考事例を教えてほしい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。また、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ビール類の場合、びんや缶の形状から、視認性の関係で〇〇無添加という表示をする場合、2か所に表示することが考えられるが、2か所の表示はガイドラインの例1に記載の商品の多くの箇所該当するのか。ガイドラインのQ&amp;Aに明記していただきたく願います。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度に強調されたフォント」のみでは事業者間でその判断の解釈のバラつきが生じ、結果的に混乱すると思われるので、具体的に「無添加」、「添加していない」旨の表示は対象とする食品添加物等の文字の大きさ以上のフォントにはしてはいけない等の、可能な限り具体的な文字の大きさを示してあれば、判断基準として分かりやすいと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>過度に強調された表示の解釈について 缶やびん商品において「〇〇不使用」等の表示をする場合、視認性の観点から2ヶ所に表示することが考えられるが、これはガイドラインの例1に記載の「商品の多くの箇所」に該当するのか。多くの箇所とは具体的に何ヶ所程度を指すのか、ガイドラインのQ &amp; Aに明記の検討をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例2について。例えば、「用途名の大きさの基準として何ポイント以上」のような明確な基準を設けていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合」の部分については、事業者間での判断の差が生じないよう、不適切な例を図示するなど具体的に明示してほしい。</li> </ul>	

御意見の概要 (計758件)	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度に」の基準を定めてほしい。例えば、大きな「食品添加物」の文字と近くの「着色料」の文字の大きさが○%以上であることなど。ドレッシング類の表示に関する公正競争規約及び施行規則ではマヨネーズタイプの「タイプ」は「マヨネーズ」の文字の大ききの75%以上必要である。これを参考にしているかどうか。また75%以上であっても小さくは意味が無いので、8ポイント以上の条件も入れて欲しい。(おおむね50平方センチメートル以下の場合5.5ポイント以上)</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>商品にはパウチ、角形容器、丸缶など様々な形状があるため、「多くの箇所」の具体例を挙げないと不公平が起こる可能性がある。例えば、パウチ(袋状)であれば表面と裏面の2か所に表示すると全ての面になってしまう。他方で立方体の商品では底面を除いても5面あり、5面中2面であれば「多くの箇所」ではないと考える事業者もいるであろう。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合や、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は・・・内容を誤認させるおそれがある。」について、「過度に強調」の記載が分かりづらいため、不適切な表示とみなされない、即ち過度な強調に該当しない要件を示してほしい。 以下に、不適切な表示とみなされない、即ち過度な強調に該当しない要件として例を提案する。 例1)「○○無添加(あるいは不使用)」と書く場合は「○○(対象となる食品添加物名)」と「無添加(或は不使用)」のフォント、大きさ、色が全て同一 例2)「○○無添加(あるいは不使用)」の表示箇所は●カ所(●は数字) 例3)「○○無添加(あるいは不使用)」のフォントの大きさが商品名を除いた主たる商品特徴を表す文字よりも小さい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン(案)では「過度に強調された表示」の判断基準が曖昧であり、客観的に適合・不適合が判定できるような基準を設けるべきであること、消費者への情報提供の一環として表示を認めるのであれば、一括表示と同等の表示(文字の大きさ、色)が妥当であること、一括表示よりも大きい文字や目立つ色の使用、一括表示とは対面側(パッケージデザイン面等)への表示を容認することは、結果として強調表示の容認につながりかねないことから、過度に強調された表示を避けるため、以下例のように表示基準を具体的に設定することを希望する。 ●文字の大きさ：一括表示のポイント数(文字高さ)以下 ●文字の書体：一括表示と同一書体 ●文字色：一括表示と同じ色(or同系色) ●表示位置：一括表示と同一視野の範囲内</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「一括表示と比較して過度に強調」とあるが、過度の程度は判断には個人差があり、曖昧な基準となる懸念がある為、どの程度のフォントサイズ、表現を「過度」と見なすのか、容器包装における表示占有率などの基準や目安を具体的に設けて明示して欲しい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「例1：商品の多くの箇所に～」とあるが、多い、少ないの程度の判断基準には個人差があり、消費者への誤認助長を防ぐためにも、容器包装各面における表示個数の上限や目安個数等を具体的に設けた方が、適切な表示基準が普及しやすくなると考えた為、「多く」とは何ヵ所程度を指すのか、具体的な基準や指針を示してほしい。</li> </ul>	<p>と、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたもので</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政による監視実務の斉一化や事業者の遵法意識の向上に資するというガイドラインの目的より、色の対比、文字の大きさ、表示箇所等の要素についてそれぞれ客観的な基準を示す必要がある。</li> </ul>	<p>す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰な指導ではないか。「過度に」「強調された」という記載は主観により変化する曖昧な表現で、指導側の裁量次第で指導基準が変化するおそれがある。一括表示以外は、できるだけ企業の自由裁量に任せてほしい。そうでなければ「過度に」の具体的な定義を決めてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の多様な志向により甘味料や香料を含まないものを好む方もおられる。その様な消費者に対して、事実即した情報を提供することは必要と考える。しかし、「過度な強調」の定義が曖昧なため、表示内容が「過度な強調」に該当するかの判断が難しく、より具体的な説明を追加いただくことを要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「該当食品添加物不使用」に関連する表示において、「字体の大きさ」、「文字の色」の具体的な制限はあるのか。「過度に強調」とはどの程度を指すのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加あるいは不使用の文字等が過度に強調」とは、何ポイント以上の文字の大きさを指すのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>過度の強調された表示の基準が曖昧であり、この記載のままでは業界やお客様にかえって混乱を引き起こしかねないと危惧する。過度の条件をより明確に示して頂くようお願いする。もし今回それが困難であれば、類型10は次回改訂まで再検討としていただきたくお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>抽象的な表現ではなく「表示面積の〇%以内」、「〇平方センチメートルカネカの包材の場合は〇pt以下」、「最も大きいフォントより〇pt以下」等の表現で具体的に基準を示して頂きたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度に」の基準を定めることが必要と考える。例えば、大きな「無添加」の文字と近くの「着色料」の文字の大きさが〇%以上かつ8ポイント以上など。概要の例や、説明の中で記載されている、複数回の表示や、容器包装のあらゆる場所という表現について、具体例の明示を要望する。なお、容器包装の形態として、パウチ、角形容器、丸缶などがある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度に強調されたフォント」「商品の多くの箇所に」等は、判断基準が曖昧ではないか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「過度の強調」の基準が曖昧である。「一括表示を見る妨げとなる」については、一括表示には、消費者が確認しやすいよう文字の大きさや様式等に関する規定が決まっているので、関係ないのではないか。また、表示禁止事項に該当するおそれが高い「過度の強調」を判断するにあたり、食品添加物不使用の表示が可能な商品に、表示を行う場合のある程度の条件、基準がなければ、極端な場合を除き、「過度の強調」に当たるかどうかは、見た人の主観になると思われる。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「すべて」、「一切」、「〇〇等」の言葉を併記し、過度に強調した不使用表示が行われ、実際には他の食品添加物が使用されている場合、食品添加物が一切使用されていないとの誤認をまねくおそれがある。これは、類型10に該当する場合があると解釈してよいか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該食品添加物が一般的に使用され、消費者がその使用を予期している食品において、代替物を使用するのではなく、代替技術、新規製造技術の開発により当該食品添加物の不使用が達成された場合にあって、不使用とだけ表示するのではなく、「他製品よりも優位な品質である理由」等の技術内容を明示すべき。不使用表示のみが過度に強調された場合には、代替物が使用されているとの誤認をまねく恐れがある。これは、類型10に該当する場合があると解釈してよいか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該食品添加物と同一の物質がもともとの食品に含まれているにも関わらず、過度に不使用表示が強調された場合、当該物質が製品にまったく含有されていないかの誤認をまねくおそれがある。これは、類型10に該当する場合があると解釈してよいか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとは言えないが」に対して具体的表示例1の「商品の多くの箇所に、目立つ色で、〇〇を使用していない旨を記載する」は事実として〇〇不使用であることが目立つのであれば表示禁止事項としては弱いと思うので、「〇〇だけ不使用を強調する」ことは優良誤認に該当する可能性もあるなどの記載が必要と思われる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工助剤やキャリアオーバーも含め、食品添加物自体を使用していない場合、例2（大きく「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と表示）の範囲外である点を明記いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物は国が安全と認めているのであるから、特定の食品添加物の不使用のみを原則として表示させるべきではないという理由から、例1を「食品添加物を使用しながら、その中の特定の食品添加物（例：保存料、着色料、〇〇等）のみを不使用にした場合に「〇〇不使用」と表示」とする、類型10における具体例表示例の修正案を提案する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>複数の類型（17件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4及び5では、同一機能、類似機能を有する他の食品添加物及び原材料について明示すれば、消費者に誤認させる恐れがないと受け取られる懸念がある。そもそも食品であっても食品添加物であっても、安全性が確保されていることを前提として、希望する機能を発揮するものを適切に食品に使用するのが当然であり、「〇〇無添加」、「〇〇不使用」を謳うこと自体が消費者に誤認を抱かせることを意図しているため、同一機能、類似機能を有する他の食品添加物又は原材料を使用した場合には「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と書くことは不適切であり、打消し表示は有効でないことを明記して欲しい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型6、類型7における「関連付ける」ということは、文章として何らかの説明と、「〇〇〇不使用」が表示されている場合、と理解した。「〇〇〇不使用」とだけ表示されている場合は「関連付ける」表示ではないと理解するが、これでよいのかが消費者にわかるよう明確にしていきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4、5、6、7は不明瞭で誤解を招き削除すべきである。明確な誤認、混同を与える事例を具体化し限定すべきである。</li> <li>・ 具体的な事例を知りたい。不使用表示は「ケースバイケースで全体として判断するものである。」とありますが、企業努力により特定の食品添加物を使用しなくても加工工程や原料を工夫したこと、食品表示基準Q &amp; A（加工90）の解釈から、例えば、ミョウバンの使用が許可されている食品加工品や食品添加物製剤で、「ミョウバン不使用」や「アルミ不使用」等と表示し、使用されている商品との差別化をはかられているものがある。今後は、ガイドライン（案）と照らし合わせた場合、このような商品の差別化の不使用表示は、類型4及び類型5にある「同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいう。」に該当した場合のみ、表示禁止事項に該当するということになるか。また、このような技術が一般化して（差別化の必要がなくなった場合）、ミョウバンを使用していないものばかりになった市場では、類型8の表示禁止事項に該当することになるか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4、5について、コーデックスガイドラインにおいては、「同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き」という条件付きで強調表示の制限を行っている。日本においても、単に表示禁止のガイドラインを策定するのではなく、「同程度に顕著な表現」を具体的に示していただき、消費者の選択の機会を確保していただきたい。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4、類型5について、同一機能を有する食品添加物や原材料を配合した場合について記載されているが、例えば主目的が調味である場合は、副次的にpHの低下による保存効果の可能性のあるものであっても当該類型の禁止対象としないようご配慮をお願いしたい。（例えば調味料としての各種有機酸や食品のお酢など。）</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4、5の例として記載されている内容が抽象的でわかりにくい。ガイドラインを正しく理解するためにも、他の類型同様に、より具体的な例示を盛り込むと理解が深まると考える。</li> <li>・ 類型1や類型9において、例えば野菜の殺菌に使用され加工助剤として表示していない次亜塩素酸ナトリウムなどが該当すると考えるが、食品の原材料として使用する水道水や井水に対し、浄水場や食品工場にて加えられる（食品添加物グレードの）次亜塩素酸ナトリウムなども含めて単なる「無添加」表示や「殺菌剤不使用」表示などではできないという理解で良いか。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4、5について、食品添加物や食品原料には複数の機能があるが、より具体的な例示の記載を行うことにより、行政や食品製造事業者、製造を依頼する食品販売流通等事業者の判断・メルクマールになるため、以下のような具体例に関してのガイドラインでの記載、又はQ&amp;A等での記載による判断適否の明確化を行うことを要望する。</li> <li>①加工でん粉は増粘目的で使用される場合もあれば、冷凍変性防止目的の場合もある。冷凍変性防止で加工でん粉を使用した場合でも「増粘剤不使用」と表示することは不適切となるか。</li> <li>②オレンジ果汁を原材料に使用している場合の「着色料不使用」の記載は不適切となるかどうかについて。</li> <li>③酵母エキス、かつおエキス、こんぶエキスなど食品であってうまみ成分を呈する原材料を通常利用、配合している場合に調味料(アミノ酸)不使用の表示は不適切になるかどうかについて。</li> <li>④代表的な食品添加物名（例えば例1に“エタノール”が該当するかどうか、該当しない場合には該当する具体的な食品添加物名の例示の記載を要望する。）</li> <li>⑤類型9との関連において、食品由来の食品添加物（キャリアオーバー含む）もこの類型に該当するかどうかの記載又は見解の明確化を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4及び5について、濃縮果汁や果汁粉末を使うにあたり、色価や風味の点から明らかに着色料(食品添加物)ではないと考えられる食品を、風味に必要な量を使った結果、製品に食材由来の色がついた場合は、この類型4や5には当たらないと判断して良いのではないか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>名称規制のない単一の原材料のみで製造された商品は、類型1及び類型8の適用外とすべきである。食品表示基準第9条において、第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語（第2号）、その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示（第13号）等、表示禁止事項を規定している。食品表示基準Q &amp; A（加工-282）は、この具体例として、①食品添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示、②原材料名及び食品添加物に使用していない原材料及び食品添加物を表示であることを示している。一般消費者は、類型8の例2のミネラルウォーターのように食品表示基準などで名称を使用する際に原材料や製造方法が広く規制（以下「名称規制」という。）される食品では、当該食品添加物の使用を期待していないのは、行政や業界の取組みで、当該名称食品で原材料を限定しない商品の流通がないことによる。種々の原材料を使用する食品がある中で、名称規制されていない単一の原材料のみで製造され原材料欄に一の原料名のみを記載した商品に「無添加」と表示した場合、「無添加」は事実に基づく表示であることから、表示すべき事項と矛盾や内容物の誤認は生じない。このため、当該ガイドラインにおいては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 類型1は、単一の原材料のみで製造された食品は適用外</li> <li>② 類型8において、単一の原材料のみで製造された食品への適用は、広く名称規制された食品のみに限定して適用</li> </ul> となるよう修正すべきである。 </li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型1、2及び4においては、消費者の心のうちを条件としているが、その立証は困難である。そもそも誤認をできるだけ招かないように表示するべきである。消費者の推察、印象、違いが分かるかどうかなどを条件とする箇所を削除していただきたい。具体的には次の箇所である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型1「消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には」</li> <li>・ 類型2「消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っている場合、」</li> <li>・ 類型4「食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、不使用表示の食品添加物と、それと同一機能、類似機能を有する食品添加物の違いが分からない場合、」</li> </ul> </li> </ul>	<p>食品表示基準第9条第1項第1号及び13号は、消費者を誤認させる表示を禁止しているものあり、当該箇所は、誤認するおそれが高い場合の条件となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型4及び類型5の例示における不適切な用語の回避について 類型2では、人工、合成、化学及び天然の用語を用いることは不適切としている一方で、類型4の例2では「合成着色料」と、また、類型5の例1では「化学調味料」と、それぞれ不適切とされている用語が例示されている。消費者、また事業者側にも誤解を与えることを防ぐため、不適切とされる用語を例示に使用することは避けていただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4の例2、類型5の例1について、「合成着色料」、後で「化学調味料」と記載がある。一方、そもそも類型2において、無添加あるいは不使用共に「人工、合成、化学」の用語を用いる表示は不適切とある。誤解を生まないよう、類型4の例2から「合成」、類型5の例1から「化学」の文言を削除頂きたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインに反映いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件ガイドラインでは、酸化防止剤ではなく窒素やアルゴン等の不活性ガスを加工助剤として使用している輸入ワインについても、酸化防止剤の無添加等を容器や包装に表示することが困難となるのではないかと懸念する。当該不活性ガスは、開栓とともに消失あるいは残存は極めて微量であると一般的に認識され、酸化防止剤とは異なるカテゴリーに区分されている。このため、当該不活性ガスについて、飲用時には商品に含有しないにもかかわらず、酸化防止剤と混同され、添加の事実のみをもって表示困難となることは、却って業界、市場及び消費者の混乱を招くことになりかねないと思慮する。</li> </ul>	<p>類型4は、同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示です。なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型4および類型9について、「酸化防止剤」は、食品成分に代わって自身が酸化されることによって、食品の酸化を防ぐ作用を示すと認識しており、果実酒において「酸化防止剤」として広く使用されているピロ亜硫酸カリウム等については食品衛生法上で用途名「酸化防止剤」と規定されている。これには表示義務もあり、最終製品に溶解し残存している状態にあるため、その使用有無は飲用される消費者にとって商品選択の際の重要な情報であると認識している。一方、製造工程中に使用される窒素およびアルゴン等の不活性ガスについては、開栓とともに消失し、最終製品への残存は極めて微量であると認識している。また、一般的にPETボトル入り果実酒に広く使用されている窒素は、既存食品添加物の「製造用剤」に分類されており、これらを用途名「酸化防止剤」と混同して取扱うように類型4及び9で解釈されるように表現されることは、業界および市場における混乱を招くリスクが高いと考える。また、食品表示基準のルールと異なる考え方を持ち込むことによって消費者の混乱を招くことになりかねない。従ってこのような解釈はすべきでないと考え。国税庁通達の「酒類保存のために酒類に混和がすることができる物品」において、窒素およびアルゴンは、その使用目的を限定する目的で細目を「酸化防止」と定義されてピロ亜硫酸カリウム等と併記されているが、通達のなかで「長官指定告示物品の使用については、食品衛生法の適用を受けることに留意する。」と明記されており、窒素は「製造用剤」との解釈であり、「酸化防止剤」と異なるといえる。</li> </ul>	<p>に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
その他（17件）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックスの引用文は、事業者の視点で強調表示の考え方を整理したものであり、類型のような消費者の誤認という視点で整理されたものではなく、「同一機能、類似機能」という言葉と「同等な特質を与える他の物質」という言葉の定義自体も異なり、混乱を招くものであり、不適当なため、削除すべき。</li> </ul>	<p>「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」（CXG 1-1979）は、強調表示に関するガイドラインであり食品添加物のガイドラインではないこと及び本ガイドラインにおける食品添加物の不使用表示は義務表示事項ではなく任意で行われる強調表示であることから、考え方の参考としました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型には「参考」として「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」と記載されている(同3, 5, 6, 8)が、どのような場合にどの程度「参考」とすべきなのかその趣旨が不明である。「参考」の趣旨を明確に記載すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「強調表示に関するコーデックス一般ガイドラインCAC/GL1-1979」を「参考」として記載しているが、食品表示基準及び本ガイドラインの解釈としてどのような場合にどのような限度でコーデックスを参考とすべきか、「参考」の趣旨が不明であり表示萎縮効果などを生じさせるから、「参考」の趣旨を明確に記載しない限り削除すべきである。（4件）</li> </ul>	<p>「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」（CXG 1-1979）は、強調表示に関するガイドラインであり食品添加物のガイドラインではないこと及び本ガイドラインにおける食品添加物の不使用表示は義務表示事項ではなく任意で行われる強調表示であることから、考え方の参考としました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型3、5、6、8において「参考」として「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」が記載されているが、食品表示基準及び本ガイドラインの解釈としてどのような場合にどの程度「参考」とすべきなのか「参考」の趣旨が不明で表示萎縮効果などを生じさせるから、「参考」の趣旨を明確に記載しない限り削除すべきである。（9件）</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠の一つとして「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」を示されているのは非常に説得力があると思う。</li> </ul>	<p>今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックスを言及することで、日本もグローバルスタンダードを持ち合わせ、国内外への食品産業のさらなる発展が予想される。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
4. 普及、啓発（41件）	
本ガイドライン（26件）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそもの問題として、食品添加物の表示に関しての理解が進んでいないことについては、食品表示制度そのものの問題であり任意表示を規制することで解決が図られる問題ではない。拙速なガイドラインの策定ではなく、消費者の知る権利に沿った表示制度の在り方を抜本的に議論する必要があると考える。</li> </ul>	<p>御意見をいただいた件については、平成31年4月から令和2年2月に開催された「食品添加物表示制度に関する検討会」で議論され、現状維持とすることが適当であるとまとめられています。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者にとって、食品表示は食の選択の重要情報であり、正確で分かりやすい食品表示であることが必要である。「不使用」、「無添加」表示についても、不正確・不明確などにより、消費者の誤認を招く表示は排除されるべきである。同時に、特定の原材料や食品添加物を避けたいということも消費者の自由な選択の一要素であり、「不使用」、「無添加」の内容が明確かつ正確であれば、消費者の選択に資する場合もあると考えられる。こうした視点を踏まえてガイドラインの制定・運用が実施されることを求める。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインの運用開始に伴い、食品添加物不使用表示を行う商品は激減すると想定される。これまで食品添加物不使用表示がなされた商品を選択的に購入していた消費者にとっては、商品選択がしづらくなる。検討会では一括表示を見れば分かるという意見も挙がったが、消費者にとって一括表示の内容や表示方法に関する認知度は十分ではないため、ガイドライン施行後に食品添加物不使用表示を行った商品が減ることで、消費者に混乱を招くことが懸念される。そのため、消費者に対する本ガイドラインの普及・啓発を進めるとともに、表示制度そのものに対する理解を促すための行政の施策が不可欠と考える。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの周知、徹底のための取り組みが必要と考える。ガイドラインの設定だけでなく、行政によるガイドラインの周知、徹底の活動を展開しなければ消費者の誤認は減らせないと考える。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のガイドラインの検討に当たっては、最終的に事業者や消費者双方への普及啓発が大事であるとの観点から、消費者と事業者双方の意見を聞きながら、丁寧な進め方をされていることに敬意を表す。</li> <li>食品添加物の表示は、食品表示基準に則り一括表示欄に記載することが原則である。しかし現状は不適切と考えられる「無添加・不使用」表示の広がりも見受けられ、対応が必要である。この要因として、不使用表示については、業界ごとに歴史的背景や状況が異なる部分があり、食品表示基準やQ &amp; Aには具体的な記載がないため、社会全体としてはルールや表示内容に差品やばらつきが存在していると考え。弊会では、不使用等の表示をする場合は、消費者・組合員の商品選択に役立つ情報として必要性があると考える場合に、虚偽や優良誤認とならないように注意を払って実施してきた。今回示されたガイドライン（案）は、類型ごとに消費者誤認を招く表示例や考え方が示されており、消費者の誤認を招く表示を防止するにあたり有用なものである。ただし、類型案や内容の一部に、曖昧で分かりにくい部分がある。ガイドラインの趣旨や内容が関係者に正しく伝わり、普及するよう意見を申し述べる。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へのガイドラインの周知・徹底及び消費者への周知も取り組みが必要。不適切な「無添加」等を表示した製品や宣伝により食品添加物について誤った認識を持つ消費者は少なくないと考える。誤認を是正する意味において、ガイドラインの内容について事業者のみならず消費者への周知もぜひ取り組んでいただきたいと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「本ガイドラインについて消費者に普及、啓発を行うことが重要」の記載があるが、積極的に進めていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に、ガイドラインの趣旨、内容を分かりやすく周知してほしい。ガイドライン制定の趣旨及び制定前後で「不使用」「無添加」表示がどのように変わるのか、10の類型それぞれについて禁止される表示例、認められる表示例をイラストで示すなど、一般の消費者にも分かりやすい資料を作成し説明会を行うなど、周知を図ることを求める。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の誤認をなくすため、ガイドライン制定、行政によるガイドラインの十分な周知、徹底をお願いしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁の画期的・具体的な施策に期待する。本ガイドラインはおそらく消費者にはそのまま理解が難しいと考える。その際、パンフレットの発行だけでは、消費者への啓発は進まない。また、消費者は事業者よりも行政を信頼する。そのため、より成果が認められる具体的な普及・啓発活動を消費者庁主導で実施されることを期待する。特に教育が何より重要であると考えられ、文部科学省等と連携した、今後成果が数値などで測れる対応を立案し、実行して欲しい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者を主役とする食品表示の実現に向けて、消費者を対象とした普及、啓発の活動の一層の展開に期待する。これまで消費者の誤認を招く不適切な表示が見過ごされてきた背景には、消費者における食品表示への理解が必ずしも十分でないことが挙げられる。ガイドラインの徹底を図る上では、ガイドラインを制定するにとどまらず、行政による消費者への周知、普及、啓発の活動が必要と考えられる。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「不使用、無添加」表示は、「不使用の〇〇」が健康被害を生じるような誤認を与えやすく、国が安全を認めている食品添加物に対する誤認は食の安全を守るルールや仕組みにも不信を抱かせるおそれがある。ガイドライン制定後は、ガイドラインが示す考え方が広く共有されるような活動の展開をお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインを事業者・消費者に周知徹底すべき。ガイドラインを制定するだけでなく、行政によりガイドラインを周知、徹底させなければ消費者の誤認は減らせないと思う。事業者においては、マーケティングのためにあえて不使用表示をしている会社もある中、ガイドラインをしっかりと周知徹底させなければ現状からの改善は期待が薄いとと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者、消費者ともに食品添加物の安全性や制度を正しく理解することが重要であるため、そのための関係省庁と連携した施策の実施が必要と考える。また、食品添加物の表示は、食品表示基準に則り一括表示欄に記載することが原則である。消費者に対しては、本ガイドラインの普及啓発のみならず、食品添加物表示の原則や見方について普及啓発する施策が必要と考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に行政における食品添加物の正しい理解促進のための取組み強化を希望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対してのガイドライン案説明会を各所で実施し、その時に出た疑問点などを整理した上でガイドラインとしていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインを有効に使用していくためには、事業者及び消費者の理解を促すことが重要であると書かれている。ガイドラインの理解が深まることで、事業者及び消費者に対して、不使用表示に関する事項のみならず、安全性や科学への理解が深まることが期待される。特に、類型2で示されている「人工」、「合成」、「天然」の用語を表示することがなぜ適切でないか。世の中には、未だに、「人工、合成」と「天然」とを対立させた説明がなされている。根拠のない天然崇拜論、量の概念を無視した二者択一論などによって、科学の正しい理解が妨げられていると考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>10の類型によって、メルクマール（指標）を新たに示しているが、解釈できる幅が広く読み取れるため、問い合わせ、相談窓口を知りたい。現行品の見直しや、今後の新商品の表示作成において、問い合わせや相談を行える行政機関は、身近な地方公共団体のどこなのかを教えてください。中央省庁の消費者庁に問い合わせ、相談を行うには、一食品事業者、特に中小零細の事業者では、垣根が高すぎる。いつもお世話になっていて相談しやすい地方公共団体に問い合わせ、相談窓口がないのであれば設置してほしい。また、消費者庁にしる、地方公共団体にしる、異なる事業者が同様な問い合わせや相談した場合に、担当官によって答えが異なって、事業者によって商品表示が異なるような不公平が起こってはならない。担当官により、解釈の差がでないようにするための施策を具体的に示してほしい。また、問い合わせ、相談への回答を、事例として積み重ねて公開し表示を適正化する仕組みを構築してほしい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>食品関連事業者等からの照会や監視指導に関しては、引き続き、国及び都道府県等の関係機関において対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>普及、啓発については、非常に重要なものであるが、このガイドラインはあくまで「食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示」についてのガイドラインである。したがって、行政が主体となって実施する普及、啓発の取組みについては、別文書で発出する、あるいはガイドラインの前文で記述し、それに基づいて、関係者一体となって積極的に取り組むことが適当と考える。なお、普及・啓発の取組みを充実する観点から、食品添加物不使用を強調表示した際の「消費者の誤認」に関するアンケートを定期的に行う等により、取組みの効果を把握することも重要と考えられるので、この点も明記していただきたい。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>また、現在実施している食品表示に関する消費者意向調査における食品添加物への理解度については継続して調査し、今後とも、取組効果の把握に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のガイドライン制定に伴い、地方のお土産、6次産業化としての農産加工や地方流通事業者のOEM生産を行う中小食品加工業者等幅広い事業者の数多くの商品の表示見直しについて検討が行われることが想定される。一方で、ガイドラインの個々の類型の説明が抽象的であり、複数適用の考え方も含め、不透明な部分が多いことから、事業者が現在行っている表示がガイドラインに抵触するか判断に迷う事例が多発することが想定される。このため、今後、ガイドラインを補足する事例集等の作成やQ&amp;Aの見直し等により、普及啓発を徹底するとともに、当面の問い合わせに対応する相談窓口を設置するなど問い合わせへの体制強化を図るべきである。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>食品関連事業者等からの照会や監視指導に関しては、引き続き、国及び都道府県等の関係機関において対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>類型に記載されている例に少しでも該当すれば、直ちに食品表示基準第9条違反となるのかについて、事業者ではその判断に迷う部分があり、個別の商品ごとに相談に乗っていただける体制であることを望む。現在のメール問い合わせフォームに資料を添付することを可能にするなど、実際の容器包装を見ていただき相談できるようにしていただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置「ガイドラインには表示禁止事項に該当するかは類型だけでなく商品の性質などケースバイケースで全体として判断する」と説明されているが、実際に表示を作成する際には判断が難しいケースが生じることも考えられる。この為、表示内容に関する相談窓口を設置いただくことを要望する。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示禁止事項に該当するか否かは「ケースバイケースで全体として判断する」とのことであるが、担当者や組織で結論が異なるよう、判断の一貫性確保のための施策を実施いただきたい。</li> </ul>	<p>食品関連事業者等からの照会や監視指導に関しては、引き続き、国及び都道府県等の関係機関において対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁の照会・相談対応の充実について、各事業者等による見直し検討等においては、消費者庁における事業者等からの個別の相談・照会への的確な対応体制の整備や地方自治体等の照会対応の整備を要望する。また、これまでの度重なる食品表示制度の見直しに対応し、容器包装の改訂作業等の負担が増大している食品事業者の事情・都合への配慮を要望する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>食品添加物そのもの（10件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造事業者は自社の強みと消費者のニーズを重ね合わせて製品を設計、製造している。製造事業者からは、加工業者や販売業者また消費者から、食品添加物を使用していない製品を求められることが非常に多いのが実情である。消費者が望まなければ、その製品は市場から淘汰される。製品があるということは、要望する消費者がいるということである。このガイドラインではまるで事業者が誤認をあおる悪者かのような書きぶりであるが、消費者の理解不足こそを行政には真剣に理解していただきたい。事業者に表示の規制を言う前に、消費者への教育や普及啓発が圧倒的に不足していることを行政は認識し、まずそこから実行していただきたい。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本において食品添加物の安全性について正しく理解されていないことはアンケートから読み取れるが、正しい理解に導く行動を行政、食品添加物メーカー等がとってこなかった結果でしかない。検討会議事録を読み、今回のガイドラインは、そのことを棚にあげ、消費者や製造メーカーの意見を無視して、食品添加物メーカー等の自己正当化のためだけにガイドラインづくりを進めたように読み取れる。不使用表示を禁止にすることだけを目的とせず、国民への食品添加物に関する正しい理解への啓発活動をお願いしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる食品添加物は安全性評価のもと使用が認められているが、食品添加物が悪と誤認識されて、不使用を要求される場合が多く見られる。社会一般への教育及び知識の向上を総合的に取り組んでいただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全の基本的な考え方がすべての人に理解されるように、国としてもっと積極的に関わってほしい。食品添加物の「無添加」、「不使用」表示については、消費者の誤認を利用する事業者側に問題があると同時に、消費者側にも、食品添加物の安全性や使用による利点などを理解できていないという問題がある。これは今回のガイドラインで対応できることではないものの、国は消費者の理解促進に努めてほしいと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン策定の背景にある、消費者が食品添加物について正しい知識を持っていない状況を改善する期間が必要と考える。行政や事業者等が、SNSやメディア等を通じて消費者へ積極的な周知を実施し、消費者の理解が進んでいる前提で本ガイドラインが効果を発揮すると考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>運用に伴い食品添加物に係る事業者への問合わせの増加も考えられ、また、消費者の誤認の軽減のために食品添加物の正しい情報や表示に関する啓発資料を作成し、活用できるようにしていただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への啓蒙活動を同時に進めていただきたい。世間には「食品添加物は危険」という情報があふれており、不使用表示がされた商品を希望するお客様の要望で商品化している経緯があり。ただ表示を規制するだけでなく、食品添加物の安全性や原材料表示の見方等消費者への啓蒙活動をしっかり行わないと何の意味もなくなってしまうように思う。これらが現状認知されていない事を踏まえ、どうすれば浸透できるのかを検討いただきたい。そうしないと、ただ消費者が知りたがっている情報の表示を禁止するだけの結果になってしまう。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン策定の進め方においては、そもそも消費者の食品添加物の理解が進んでいない中で、過度な表示抑制を行う事で、消費者の理解が益々鈍化することが危惧される。まず、事業者、公的機関も含めて、消費者への教育をすすめることを優先すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「4. 本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及・啓発」で言及があるが、すなわち、このような「不使用表示」が一部の消費者により購買意欲を惹きさせる一定の効果をもたらすおそれがあるのは、消費者に食品表示法その関連規制及び一括表示欄の読み方が十分理解されていない現状や、「食品添加物や合成された物質は安心できない」と考える多数の消費者の存在に起因すると感じる。その根本的な要因の解決に向けた具体的な消費者庁の行動や施策が何より急務ではないかと考える。消費者庁はパンフレットを発行するだけでなく、時代に即した「消費者」となるための教育（家庭科教育に含めるなど）を官庁の縦割りを超えて実行してほしい。ガイドラインの策定とこれらの消費者への教育を両輪として実施しないと、理解できない消費者が少数でもあれば、再度、企業にだけ対応を強いるという繰り返しになると思われる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそもメルクマールとは何か。「ガイドライン」、「指標」、「目標」等の意味とは何が違うのか？聞きなれない言葉を多様し煙に巻こうとする姿勢が、一般消費者を置きざりにしていると感じる。万人が理解できる言葉で記載し、万人が理解できるように書かれていなければ、ガイドラインの意味がないのではないかと。事業者は、消費者の「食品添加物を摂りたくない」というニーズをとらえ、消費者が求める製品を開発している。食品添加物に対して消費者の誤解があるのであれば、ガイドライン等々で無添加表示を縛る前に、食品添加物が安心安全であることを広め、消費者を教育する事が先ではないか。業界が消費者を教育してこなかったそのツケを、事業者への表示の規制させるのは、間違っているのではないかと。</li> </ul>	<p>令和2年3月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」において用いられている用語であることから、引き続き使用しています。</p> <p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>その他（5件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1（2）項で、「「無添加」等の表示は商品の主要面に義務表示事項よりも目立つように表示されるケースがあり、本来見るべき一括表示欄が活用されていないといった現状等を踏まえ、」とあるが、企業は消費者のため多大な努力をして新しい表示に変更した。それが生かされていないという調査結果・現状は、指導した消費者庁としては、原因を分析し、消費者がより理解できるように引き続き対策をすべきではないか。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>また、現在実施している食品表示に関する消費者意向調査における食品添加物への理解度については継続して調査し、今後とも、取組効果の把握に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の簡略名又は類別名で記載する場合、着色料であれば○○色素又は着色料（○○）となると思われるが、スラッシュの後に○○のみで表記されていることがあり、色素を使っていない、と誤解されるので、正確な表記の啓発が必要ではないか。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一括表示欄を確認しない消費者が存在する」と書かれているが、定められた表示（一括表示）を確認する、更にその意味が理解できるように消費者に対する周知徹底、啓発活動をお願いしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「行政は、消費者が食品添加物の不使用表示がなされている食品に対して正しい商品の選択ができるよう」とあるが、必ずしも「不使用表示をしているもの」だけを誤解しているわけではない。食品添加物を使用しておらず、不使用表示をしてはいない場合、「本当は使用しているから「不使用」と謳っていないのでは。」と考える消費者もいる。特に他社類似品には「不使用」と謳われている場合にはその傾向が顕著である。「食品添加物不使用表示」はあくまでも任意であって「不使用」と書いていない商品でも食品添加物を使っていない商品もあるということや、一括表示を十分に活用するように啓発してほしい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの消費者の方にとっては、これまでの法体制や検討会で指摘されている現行法の曖昧さ、不透明さ、難解さがハードルとなって、一括表示部分や表示が免除されている加工助剤などについては「知らない」、「分からない」、「興味がない」ために、パッケージのキャッチーな見出しの情報を鵜呑みにしているという状況であると推察される。検討会で指摘される曖昧さなどについてはこれから検討してもらい、ブラッシュアップやQ&amp;Aの充実を願いたいところであるが、それと同時に消費者が食品表示に対して理解を深めるための、動画・パンフレット等での情報発信や食育などの取り組みを今まで以上に進め、信用回復に努めていただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>5. 表示の見直し期間（36件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品制度の改正などによる製品パッケージの見直し及び資材変更には、事業者側は多くの時間と労力を必要とする。制度改正等が段階的に行われると一層事業者側の負担が増え、商品開発に充てる労働資源が圧縮され開発力低下につながりかねない。そのため、制度改正等は集約して実行していただくことを要望する。</li> </ul>	御意見ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインに基づく表示の見直しにおける包装資材の切り替えのための2年間の猶予期間について猶予期間を要するものではないとお断り、また、速やかに見直しを行うこととの文言を入れながら、事業者に対する配慮を行った点は、実用的な運用を促す意味で良いと考える。</li> </ul>	今後の普及啓発の取組を推進する際の参考といたします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインは、本来特段の経過措置期間を要せずに適用されるものなのであるから、原則として速やかに表示の見直しを行うこと、少なくとも令和4年3月末以降最初の包材資材切り替え時には必要な見直しを行った表示に切り替えるべきであることを明示すべきである。（3件）</li> </ul>	<p>食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要であり、その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜、表示の見直しを行うことが必要である旨を記載しています。</p> <p>なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考え、その点について、ガイドラインに反映いたしますが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインは本来特段の経過措置期間を要せずに適用されるものであるから、経過措置を設けるとしても、原則として速やかに必要な見直しを行った表示に切り替えるべきことを明記すべきである。（9件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本来ガイドラインは特段の経過措置期間を要せずに適用されるものである。速やかに必要な見直しを行った表示に切り替えるべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと」と記載があるが、商品のリニューアルのための開発期間を考慮すると、包装資材の切替えが2年程度（令和6年3月末）では完全に終了できず、更に半年～1年の猶予（令和6年9月末～令和7年3月末）をいただきたい。理由は、あらたな訴求ポイント等を考え、リニューアル開発を実施するには1年半～2年かかり、そこからリニューアル品の製造、包装資材の切り替えとなると、トータルで2年半から3年程度の時間を要するからである。なお、猶予期間内においても、可能であれば、見直しを実施していきたいと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインではあるが2年の猶予期間設定ということで、多くのメーカーは義務と同様に対応せざるを得ない。食品表示法や原料原産地表示と表示変更が続いてきた後でもあり、またコロナ禍で思うような販売計画が困難の中、食品メーカーへの負担が非常に大きいと考える。資材の廃棄も必要になり、昨今のSDGs等の流れにも反する形になる。猶予期間の設定を無くすか、期間を設定するのであれば食品表示法や原料原産地表示と同様に5年程度となるよう検討を依頼する。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに基づく表示の見直しについて、経過措置期間は2年よりも長くすべきと考える。事象者の対応期間として各業界の公正競争規約などの改正にかかる時間や、小規模事業者までの周知と実際の対応を鑑みると、より長い期間が必要。小規模の事業者では、基本的な食品表示ですら正確でない事例もあり、関連法令の周知とその理解は行き届いていないと想定できる。</li> </ul>	<p>食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要であり、その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜、表示の見直しを行うことが必要である旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示基準への対応がまだ継続中であり、ラベル管理やお客様対応等に今しばらくの時間も経費もかかる。今の段階で不使用表示対応を上乗せするならば、令和6年3月末までとする猶予設定は、中小零細企業への配慮の観点が抜けていると言わざるを得ない。</li> </ul>	<p>なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考え、その点について、ガイドラインに反映いたしますが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインは従来、食品表示基準Q&amp;Aで示されてきた基準を変更あるいは拡張するものであり、新たに「違反のおそれがある」と判断される表示を行っている商品は相当数に上ることが想定される。一方で食品関連事業者は直近の数年内に食品表示法並びに新たな原料原産地表示制度への対応を行ったばかりであり、2年以内の更なる表示の見直しは事業者にとって過大な負担となることから、経過措置期間の延長を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な表示の見直しが2年で可能か、再度、広く業界の意見を尊重して決定してほしい。3年は最低必要ではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示の見直しの期間について ウスターソース類の賞味期限は、概ね2～3年と比較的長期である。また、新たな加工食品の原料原産地表示制度の経過措置期間が令和4年3月31日で終了となることから、この数ヶ月の間で包材の切り替えを行ったばかりの製造者も多数存在する。 本ガイドラインに対応するために、包材や食品が過剰に廃棄されてしまうこと、また、そのために過剰な費用負担が発生することを防ぐため、見直し期間については、2年から3年に変更いただけるよう検討いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインへの対応にあたり、食品関連事業者等が表示の点検を行う製品には、賞味期間が長期にわたるものも多数ある。本ガイドラインに対応するために、包材や食品が過剰に廃棄されてしまう（食品ロス）という事態を防ぐためにも、その点を考慮の上、期限設定について変更をご検討いただきたい（点検、包材切替等のリードタイムを考慮すると、「2年程度」では短すぎる）。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと」について、直近の数年内に食品表示法への対応および新たな原料原産地表示制度への対応を行ったばかりであり、2年以内の表示の見直しは事業者にとって大きな負担となる。そのため、経過措置期間の延長を要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2年程度の見直し期間については、業界での公正競争規約の見直し、各社への周知、対応の流れが必要となるため、公正競争規約の見直し後から2年は必要と考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品事業者は原料原産地表示の対応を終えた段階で、さらなる表示の見直しが必要となるが、本ガイドラインのみで不使用表示の可否を即座に判断することは困難であり、規約規則や業界ガイドラインの改訂作業に要する時間も含めた余裕を持った切替期間の確保にご配慮いただきたい。</li> </ul>	<p>食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要であり、その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜、表示の見直しを行うことが必要である旨を記載しています。</p> <p>なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考え、その点について、ガイドラインに反映いたしますが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>4で普及と啓発が求められたが、5では速やかに表示の点検を行うことを指示している点はバランスがとれていない。事業者の協力により見直されていくべき内容であるため、期限を区切り点検の指示を行う表記は必要ない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案の5. の切替え期間については目安とすることを希望する。事業者の表示変更の対応が過度の負担とならないよう、明らかに第9条の表示禁止事項に該当する可能性の高い表示を除いては、2年を目安としていただくことを希望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「.. 同基準に新たな規定を設けるものではないことから、本来であれば特段の経過措置期間を要するものではない。」と記載があるにも関わらず、「・・・2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと。」となっており、経過措置期間2年を設けているように受け取れる。食品表示に関して、数年毎に、変更や追加が行われている現状を踏まえ、もっと長い期間を設けていただきたい。現在、表示の見直し、修正ばかりが発生しており、経過措置期間が短ければ、包装資材のロスも多く発生する。これまででも食品表示法や原料原産地表示等の対応で、かなりの資材を廃棄している状況である。廃棄される残資材は環境にもかなりの負荷を与えると考えられ、環境問題にもなると思われる。また、世界的にもSDGsが掲げられている中、逆行する動きに思われる。併せて、改版毎に改版代等の投用も発生する資材も多く、包材コストの増大が企業にとってかなりの負担となっている。以上のような状況を、考慮いただきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるものであり、同基準第9条に新たな規定を設けるものではないことから、本来であれば特段の経過措置期間を要するものではない。（改行）しかし、」とある。「メルクマーク（指標）で新たな規定を設けるものでない」として監督官庁が考えていても、民間から見れば、法令に連なる文書であり法律の一部、新たな規定と理解するので、「しかし、」までは、不要であり、以降の記述で十分と思う。新たに示されたメルクマーク（指標）を基に、組織内で検討し業界団体とすり合わせを行い、監督官庁にも確認して、見直しを行って、新たな包材を準備するには、相応の時間が必要となるため、「新たな加工食品の原料原産地表示制度」と同程度の5年の経過措置期間がほしい。「包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと。」とある。賞味期限の長い缶詰、びん詰、レトルト、冷凍の食品は、令和6年3月末の時点で販売されている商品は、表示の見直しが終了したものでなくてはならないのか。令和6年3月末までに製造された食品は、経過措置期間を守っているものとしてほしい。</li> </ul>	<p>食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要であり、その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜、表示の見直しを行うことが必要である旨を記載しています。</p> <p>なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考え、その点について、ガイドラインに反映いたしますが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>包装資材の切替猶予期間について、2年程度と示されているが、直ちに表示変更作業に取り掛かったとしても冷凍食品や缶詰などの1～3年以上の賞味期限の商品は市中販売品の表示は2年以内には切り替わらないので、猶予期間の2年は「令和6年3月末の製造まで」としていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「5. 本ガイドラインに基づく表示の見直し」において、「包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと。」とされている。これは、令和6年4月以降に流通する全ての食品について見直しが完了できていることが求めていると理解している。これに対し、令和6年3月末までに製造され、加工され、又は輸入される食品を、経過措置の適用範囲であることとしていただきたい。缶詰やレトルト食品、冷凍食品等のように賞味期限が長い商品においては、速やかな見直しを行ったとしても、2年後に全ての商品を、本ガイドラインに沿ったものに切り換えることが困難である。よって、これらの製造事業者にとっては、実質的な経過措置期間が設けられないに等しい場合がある。また、賞味期限が長いという特徴から、見直し前の商品が令和6年4月以降も市場に流通していることが予想されるが、それらを全て回収することは事実上、不可能である。以上のことから、賞味期限の長さによって公平性を欠くことがないような経過措置内容にしていきたい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置期間が2年程度設けられる予定とのことであるが、缶詰やレトルト食品、冷凍食品等のように賞味期限が長い商品においては、実質的には経過措置期間が設けられないに等しい場合がある。賞味期限の長さによって公平性を欠くことのないよう、実態を踏まえて経過措置期間を5年程度とする、もしくは令和6年3月末まで製造され、加工され、又は輸入される食品を適用範囲とすることを望む。</li> </ul>	<p>食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要であり、その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜、表示の見直しを行うことが必要である旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期間の長短によって準備期間に差が生じないよう、販売時点ではなく「製造・加工又は輸入」を起点とした経過措置期間を定めていただきたい。</li> </ul>	<p>なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考え、その点について、ガイドラインに反映いたしますが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこと。」とある。現実には賞味期間が2年以上の商品もあり、店頭での切替には時間を要する場合も考えられる。そのような場合、店頭において旧来の表示があったとしてもいきなり違反表示として取り扱わないよう御配慮いただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>包装資材の見直し期間の考え方を明確にしてほしい。案の書き方は、見直しに要する期間が「2年程度」とあるが、これは、2024年3月31日までに製造（又は加工）される一般加工食品について見直しするということか。または、2024年3月31日までに流通する一般加工食品について見直しをするということか。その点が明示されていないので、誤解を生む可能性がある。現在、食品ロス削減の観点から賞味期限が延長される食品が多くあり、2年間以上のものも多い。現時点で販売されているもので、2024年3月以降も賞味期間中であるものについては、見直しが間に合わず流通するケースもあり、こうした長期保存食品については配慮するよう付記してはどうか。</li> </ul>	

御意見の概要 (計758件)	御意見に対する考え方
<b>6. その他 (63件)</b>	
<b>食品表示基準Q&amp;Aの見直し (6件)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類型1について、食品表示基準Q&amp;A (加工-90) にも単なる「無添加」について記載がある。「無添加とだけ～具体的に表示することが望ましい」とあり、望ましいのか、ガイドラインが示す通り「表示禁止事項に該当するおそれが高い」のか、表現を統一すべきだ。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの策定と併せ、食品表示基準Q&amp;Aについても見直しを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の食品表示基準Q&amp;A (加工-90) における、「通常同種の製品が一般的に食品添加物を使用されているものであって、当該製品について食品添加物を使用していない場合に、食品添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えない」との記述は、今般のガイドライン『類型 5』との整合性において齟齬があり、食品表示に関わる事業者の混乱を招くので、見直していただきたい。(2件)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品表示基準第9条の解釈を示す食品表示基準Q&amp;Aが曖昧…」の記載がある。Q&amp;Aが曖昧という認識であるならば、ガイドラインの策定と同時に明確なものに改訂していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のガイドラインを元として食品表示基準Q&amp;Aを改正し、ガイドラインの効力を高めるべきと考えます。今回のガイドラインは不使用表示の適正化に対して一定の貢献ができると考えられるが、事業者間に解釈の幅ができると予想され、拘束力の面で十分でないと考えられる。現状でも消費者の誤認防止の視点で不使用表示を自粛する事業者がいる中、わかりやすさと公平性の確保のために、食品表示基準Q&amp;Aもガイドラインに紐づく一貫した表現に整え、ガイドライン遵守の必要性を明確に理解できるようにすべきと考える。(2件)</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
公正競争規約や自主基準等（5件）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界によって基準が異なるのはおかしい。しょうゆ業界では加工助剤で珪藻土を使用した場合に無添加等は表示できなくなる。液に接触はしているが濾過しているので食品添加物を使用しているという感覚はない。表示する必要性もないのだから、それを使ったから無添加と言えないというのはおかしくないか。食品全体の統一したルールが必要ではないか。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正競争規約への反映 公正競争規約の改定を促し、ガイドラインを確実に反映させるべきと考える。（2件）</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、食品表示基準における考え方であり、容器包装に入れられた食品が対象で、公正競争規約、業界自主基準、ウェブサイトや広告等は対象ではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正競争規約や個別表示の基準等ですでに定められている無添加に関する表記について、今後も有効となるようご配慮をいただきたい。</li> </ul>	<p>なお、公正競争規約変更の要否につきましては基本的には業界の自主判断となりますが、公正競争規約が消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとならないよう配慮すべきであるということ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の表示ルールである公正競争規約を尊重していただき、現行の公正競争規約を改正するものでないことを文中に明記されたい。</li> </ul>	<p>は言うまでもありません。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<b>食品添加物の安全性や規制等（7件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物の表示をみて買うかどうかを判断しているが、日本の食品や洗剤の成分には、あまりにも食品添加物が多すぎて買えないものばかりなので、食品添加物が入ってない商品を買うネット通販で購入している。ヨーロッパやアメリカは国が認める食品添加物の数を減らしていると聞く。日本も減らすよう依頼する。</li> </ul>	<p>関係省庁にお伝えさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能・類似機能を持つ原材料とはそもそも食品なのか、食品添加物なのか。類型5において「同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示に関し食品の特定の成分のみを抽出したこと等により当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる」と明示されたことは良いことだと考えるが、一般飲食物を食品添加物としての意図をもって使用していても食品添加物表示がなされていない、そもそも食品添加物であるとの認識がない製造メーカーが多数存在するのではないのか、それとも食品添加物と判断しなくてもよいのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>化学的合成による食品添加物は、利便性、コスト、長期保存性などから年々使用拡大されている。しかし、未解明な複合汚染等による人体への影響や化学的合成物質氾濫による生物・環境への影響などから化学的合成による食品添加物は、原則限定使用として総量的に減らすべきであるとする。化学的合成による食品添加物の表記もその趣旨で強化すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも食品添加物の定義も曖昧である。同じ95度アルコールを使用してもみりんでは食品添加物ではないが、しょうゆでは食品添加物となる。みりんの方が使用割合が高くても。同じ物質で用途が異なると食品であったり食品添加物であったりするのをおかしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの趣旨の2で「食品添加物の安全性が評価されていることについて理解されていない」と書いてあるが食品添加物の単体での安全性については実証されているが「複数の食品添加物を同時に摂取した際の検証結果」について開示をお願いする。多くの商品が複数の食品添加物を使っている中で、「単体ではなく複数の食品添加物の安全性の検証」が無い限り安全とは言えないと思うがその点についても回答をいただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加」表示が増えてきた背景に、あまりにも多種多量の食品添加物が食品に添加されており、健康へのリスク懸念が高くなっていることがある。このように食品添加物が増えてきた理由は、食品添加物単体でしか健康リスクを検証せず、しかも「現在の科学レベルで明らかにリスクが見られない限り添加が認められる」という規制側の「業界寄りのスタンス」にある。「無添加」表示を規制する前に、食品添加物総量の規制を実施すべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>食品添加物を安全なものとして、予防原則で議論すべき。ガイドラインは食品安全委員会が設定したADI（一日摂取許容量）以下なら安全という前提で議論されているが、現在の評価手法には限界がある。その限界をきちんと認めるとともに、予防原則に則り、食品添加物の低減を事業者に指導し、表示についても食品添加物の低減を伝えられるようにすべきである。</li></ul>	関係省庁にお伝えさせていただきます。

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<p>その他（45件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育現場における食品添加物への正確な理解を妨げる要因となっている「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」第3の1の（1）の③の二「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品」の撤廃を望む。管轄の文部科学省に向けて、本ガイドライン制定の経緯、議論の経過を詳細に伝達いただき、改正に向けた支援を消費者庁から与えていただくことを要望する。うま味調味料の特徴は、定められた原資でおいしく健康的な食事の提供を実践する学校給食の現場にこそ生きる重要な要素と考えている。このため、食品添加物の安全性や使用に疑問を抱かせ、学校給食でのうま味調味料活用の障壁となっている上記基準の改正を強く希望する。</li> </ul>	<p>関係省庁にお伝えさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物に対する不安は単に表示を見直せば解消するものでは無く、学校教育も含め、消費者への理解促進が基本である。教育面から食品添加物への正確な理解を促進するためにも、令和2年3月の「食品添加物表示制度に関する検討会 報告書」の「5 終わりに」において示されている「学校給食衛生管理基準」の早急な見直しを進めるべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」における「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品」は使用しないこととの記述は、本ガイドラインの類型6の主旨に明らかに反する内容と思料する。本ガイドラインは一般用加工食品の容器包装上の表示に対して適用するものではあるが、行政によって発出されている文書間に矛盾が発生すること、現実に当該管理基準が給食業者に納入する商品の取引条件となっていることから、ガイドラインの発効に併せて消費者庁より文科省に対して管理基準改訂の申し入れを行うべきである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のガイドライン案及びその根拠となっている食品表示基準とは異なる対象への意見となるが、食に関する基礎知識習得の場ともなる教育の現場において、食品添加物についての正確な理解を妨げる要因となっている「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」の改正に向け、消費者庁から文部科学省へ本ガイドライン作成の経過および内容を積極的に情報提供いただきたい。「学校給食衛生管理基準」第3の1の（1）の③の二に規定されている、「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品」という表現は、安全性が確認されており、必要な場合にのみ使用される食品添加物の事実と齟齬のある不適切な表現である。児童・生徒の心身の健全な成長を促し、安全でおいしく、また安定した価格で提供される学校給食において、食品添加物はこれらの条件を満たすための重要な要素となり得る。基準にある誤った表現を正すことで、食に関する教育と、健康な身体づくりの現場において、食品添加物が安心して受け入れられるようになることを望む。</li> </ul>	<p>関係省庁にお伝えさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」での食品添加物への誤認をさせるような表現の改正を求める。学校給食は多くの人にとって、食のリテラシーを学ぶ大切な初めての機会である。そこで、食の安全に対する不信を生む可能性のある要素は、全て取り除くように働きかけていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」に「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品」については使用しないこととの記載があり、これにより特定の食品添加物を使用しないことが学校給食向け加工食品の採用条件になっている場合がある。本ガイドラインの施行後、学校給食向けの加工食品においても食品添加物不使用表示が制限されることで、学校給食向けに販売できなくなる可能性がある。上記文部科学省告示の当該箇所の記載に問題があることは、食品添加物表示制度に関する検討会報告書においても指摘されていることから、消費者庁として文部科学省に対し、当該箇所の記載を改めるよう要望していただくことを求める。さらに、本ガイドラインの施行について文部科学省に対しても通達していただき、学校給食の現場に周知していただくことを要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」の改正を働きかけるべき。食品添加物についての正確な理解を妨げ、不使用表示氾濫にもつながっている「学校給食衛生管理基準」の改正を消費者庁から働きかける必要がある。また、本ガイドラインは、食品関連事業者のためだけでなく、消費者のためのものでもあると考える。表示制度を含む食品添加物に関する普及啓発を継続する上で、対象とする世代（例えば、学校給食世代の小学生、とその親）に応じたアプローチを行う中で、関連する諸制度に齟齬・矛盾があってはならないと考える。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば醤油の原材料である小麦粉等どこ産で遺伝子組み換え不使用等の表示がぜひほしい。そして使用できる食品添加物や農薬の種類が諸外国に比べて規制が緩いとのことで、せめて諸外国並みにしていただけないだろうか。農薬(たとえ有機栽培に認められた肥料であっても)を使わないほうが3年もすると虫がつかないという。種もF1種等きちんと表示していただけたらと思う。日本はガン大国である。これらの食の安全が大いに関係しているのではないかと思っている。安心して食材を購入できなくなってしまう。そして今フードロスをなくそうという活動も盛んである。海外からの輸入も多いのではないか。自国の農業を守るためにもあまり必要量を超えて輸入するのではなく、例えばチリ産サーモンは抗生物質被害が多いのでそんなやり方では輸入しませんという毅然とした対応も必要と考える。国民の健康を守るのは消費者庁さんの腕力にかかっている。ぜひ最も健康に左右する基本的な食の安全について今一度しっかりした基準の策定と、難しいならせめて消費者が自己で判断して食材を選べるよう表示義務の厳格化をぜひお願いできたらと思う。</li> </ul>	<p>関係省庁にお伝えさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「4. 本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及、啓発」における行政の取り組みについて、学校給食衛生管理基準の速やかな改正の明記が必要と考える。具体的には、当該基準の第3（2）③二「有害若しくは不必要な（略）食品添加物（略）」が、明らかに食品衛生法における食品添加物の定義に矛盾しており、児童生徒の親、更にはその親世代に残る食品添加物への誤った認識を助長するものである。しかしながら、省庁の所管する法の責任範囲を理由として、これまで改正の議論には至っていない。こども家庭庁の創設に見られるように、省庁横断的な課題についてはその壁を越えて法を見直し、本ガイドラインの目的とする消費者の啓発が加速されるよう強く希望する。</li> </ul>	<p>関係省庁にお伝えさせていただきます。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のガイドライン（案）による規制には反対であり、すべて禁止し、その上で一括表示欄に原材料と全ての食品添加物を明確に区別できる方法で表示すべきである。現行の／による方法では不十分と言える、もともと食品添加物は、食品衛生法の定義では原材料とは言えない。従って食品添加物は別項目欄とする、又は「原材料・食品添加物」とすることを提案する。理由は、本来食品表示における原材料は使ったものをすべて表示するのが基本であり、わざわざ使っていないものを表示する必要はないこと、食品表示は分かりやすく、理解できることが第一である。規制すべき類型が10項目挙げられているが、その内容があまりにも複雑で、消費者が理解することはなほだ困難であること、表示の適、否の判断もできにくく、誤認し購入するおそれがあることから。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインにかかる第一回検討会では、昭和63年に「全面化」された食品添加物表示制度において、一群の食品添加物を「消費者の関心の高い」ものとして、他の食品添加物とは明らかに区別された、いわゆる「用途名併記」を義務づけた経緯が示されているが、食品添加物の「不使用」等の不適切な表示がそれらの食品添加物に関して特段に多くなされている現状があり、また、その「消費者の関心の高い食品添加物」という修辞を援用してウェブサイト上でその削減をアピールしている事業者も存在することから、これは食品添加物の「不使用」等の表示の起因及び誘因としてきわめて重大なものであると考える。しかるに、本ガイドラインの策定にあたっては、それらの食品添加物が当時「消費者の関心の高い」食品添加物であったこと、さらに33年後の今日においても「消費者の関心の高い」食品添加物であることの客観的な根拠や、食品添加物の「不使用」等の表示との関連性等について、特に綿密な検証がなされるべきと考えるが、検討会ではまったく踏み込まれておらず、ガイドライン（案）に示された10の種類のいずれかに該当するか否かが不明である。これについて消費者庁の見解をお示しいただきたい。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「無添加」という表示の信ぴょう性について不安に感じる。無添加という表示も「合成されたものが含まれていない」という勘違いを私は無意識にしているのではと思っている。そこで、食品添加物（放射線処理も含む）の一覧表表記を提案する。主な食品に対しフォーマットをつくる、ということである。 例えば「保存料（○○○）」項目に有、無の欄いずれかに○で表記（主なものを複数） 放射線処理「有」、「無」等（最後に、「その他食品添加物」の項目には具体的な食品添加物を表示する） 有か無かなので、消費者はその食品添加物を認めるかどうかを自分で判断できる。 産地についても○○産、100%、50%以上、50%未満のいずれかに○といったような表記があれば、自分の購買の妥協点が見つかる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の中には食品添加物を嫌う方、アレルギーをお持ちのお客様もおられる。後に食品添加物が入っていると知った場合、クレームとなり、返品、返金作業が発生し、企業イメージも悪くなると思われる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組み換え表示と今回の法令との意味合いの違いについて説明をいただきたい。遺伝子組み換えに関しては国が安全と認めた組換え農作物を使用した食品に表示を義務付け、同様に安全と認めた食品添加物は不使用の方の表示に規制をかけるのは一貫性がないように思われる。両者の対応の違いについて説明がほしい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物は物質名を重量順にすべて表示することを要望する。現在、キャリーオーバー、加工助剤に該当する食品添加物表示は、全面的に免除され、一括名表示、類別名表示等も多くが物質名表示が免除されている。食品添加物表示は、食品表示法・食品表示基準の原則に基づき、物質名を重量順に表示義務付けの徹底がなされることで、消費者の選択の権利も保障され、消費者の誤認も減るはずである。（2件）</li> </ul>	<p>御意見をいただいた件については、平成31年4月から令和2年2月に開催された「食品添加物表示制度に関する検討会」で議論され、現状維持とすることが適当であるとまとめられています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自社のプライベートブランド商品では、可能な限り食品添加物名を開示して記載している。また、近年では「食品添加物を知って賢く利用しよう」などの啓発活動を行っている。不使用表示が生まれた背景として、そのような品物を求めた消費者の知る権利があったはずである。食品表示基準別表第7の14種の一括名で使用される食品添加物は、物質名を表示する代わりに一括名表示（例）：調味料（アミノ酸）の記載が認められている。この曖昧な表現では、「どんな食品添加物が使われているか」を推測できない。不使用表示を厳しく制限する前に、食品添加物の物質名表記についても改めて検討し、消費者向け情報開示を強制力のあるかたちで進歩させていただくことを望む。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物表示こそ改善すべき。無添加・不使用表示は、一括名表示や表示免除など現行食品添加物表示制度に問題があるからこそ広がっている面もある。無添加・不使用表示を問題にする前に、食品添加物表示制度を見直すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>私は食品添加物の少ない安全な食べ物を選んで買うようにしている。安全な食べ物を安心して購入したいので、正直でわかりやすい食品の表示を望む。また、無添加・不使用表示の中にも疑わしい物があるようである。人々の健康を願い、正直に安全な食べ物を生産しておられる事業者さんの商品が規制されないように、安全であることを堂々と表示出来ることを求める。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン案に概ね賛成するが、不使用表示は、ビジネス倫理の欠如している事業者、あるいは、科学を知らない/尊重しない事業者が行うものであるから、全面禁止が望ましい。そもそも無添加等の不使用表示の目的は、マーケティングという名の下に、科学的根拠をあえて無視して、食品添加物を悪者のように消費者に印象づけ、自社商品がほかにも優れているかのように消費者に思わせること（印象操作、要するに騙すこと）である。食品添加物に問題ないことを認識して不使用表示を行う事業者であれば、ビジネス倫理が欠如していると言わざるを得ない。「食品添加物は消費者にとってよくない」と本当に信じている事業者であれば、あまりにも科学を知らなすぎると言わざるを得ない。いずれの場合であっても、食品を扱う資格のない事業者であり、そのような事業者は、市場から淘汰されるべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般消費者に無添加＝優れているといった誤った認識を植え付けることから、無添加表示には反対する。無添加表示は優良誤認に当たらないのだろうか。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不使用・無添加表示は禁止である旨を明記すべき。不使用・無添加表示は、不使用・無添加と表示していない製品との差別化を意図している場合が大半であり、競合他社にとっては不公平な表示となっている。また、安全性評価を受け認可されているという事を知らない一般消費者に、食品添加物は悪い物であるという認識を植え付けることに繋がっている。一例として、ハッカ飴において、ハッカ油を原材料名に記載し、無添加と謳っている商品を目にした。ハッカ油は精油(香気成分)であり、香料無添加とするのは優良誤認と思われる。食品添加物不使用の製品を選択したい消費者は、原材料名の食品添加物欄を参照すれば確認できること、食品表示基準が施行され、食品原材料と食品添加物の区分が明確に表示されていることを踏まえ、あえて不使用・無添加と表示する必要性は無いと思われる。一部、キャリアオーバー等で表示免除となる食品添加物もあるが、ガイドライン類型9のような事案を避けるためにも不使用・無添加表示は認められるべきではない。以上のことから、「～禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる」や「なお、実際の～ケースバイケースで」といった曖昧な記載ではなく、不使用・無添加表示は原則禁止である旨を食品表示基準やガイドラインに明記すべきである。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン（案）の作成には賛成するが、「不使用」、「無添加」等の表示を容認するのではなく、原則禁止することを明確に示すべきである。例えば、3. の前文に明記する、3. の個々の類型に明記する。「不使用」、「無添加」等の表示自体が、消費者の食品添加物に対する正しい理解を著しく妨げ、一括表示欄を確認しない消費行動を導いていることを踏まえると、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いかどうかという基準のみでなく、本来は望ましくない表示であり、原則的に表示してはならないという基本的な考え方を前面に出すべきである。現在行われている不使用表示の現状及び食品表示基準第9条の性質から、ガイドラインに類型を示す場合であっても、類型すべてに、「〇〇の表示が見受けられるが、消費者の食品添加物に対する正しい理解を著しく妨げることになるので、望ましくない」との見解を付記すべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の不使用表示は例外なく全面的に禁止すべきだと思う。例えばコンビニのおにぎりなどは保存料不使用を謳いたいがためにコールドチェーンを厳格に管理し、保存料を使わずとも一定期間の品質保持が可能となっている。しかし、いったん購入されコールドチェーンから外れた場合の品質保持は途端にリスクが上昇する。その状態で流通側の管理下にある状態での品質保持期限を消費者は無条件に信じてしまい、変敗リスクの高まったものを口にする事となりかねない。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物不使用の任意表示を不適切とする本ガイドラインの発出に賛成する。「無添加」など食品添加物不使用を強調する任意表示は、あたかも安全性が高い食品であるかのようなリスク誤認を助長してきたことが、消費者庁の消費者意向調査でも証明されている。また消費者市民が食品添加物の合理的選択を行う権利は、原材料の一括表示欄を見れば確保できるため、あえて特定の食品添加物の不使用を強調する必要はない。したがって、特定の食品添加物の不使用表示は、明らかに消費者のリスク誤認を利用した不適切なマーケティング手法であり、食品表示基準第9条に抵触するしないにかかわらず道義的に許容できない。よって本ガイドラインにて、食品添加物不使用の任意表示を禁止すべきと考える。（2件）</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>10項目の類型に該当しない場合でも、原材料の一括表示欄以外で特定の食品添加物不使用を表示するのは不適切とすべき。食品表示基準第9条に抵触する（事実誤認を招く）おそれがある事例として10項目の類型があげられているが、逆にいうと本類型に当てはまらなければ、食品表示基準に抵触せず、不使用表示は許容されるとの逃げ道を残してしまう。一括表示欄を見ればわかる特定の食品添加物の不使用を、あえて欄外表示するのは強調表示であり、すべて類型10に該当するのであれば、このままの類型でよいだろう。安全性に関係するアレルゲンなどの食品成分であっても、不使用表示を強調する科学的妥当性がなければ、あえて不使用表示を強調するのは望ましくない（一括表示欄確認の機会損失につながる）。（2件）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品と食品添加物との別を明快に表示する。原材料のうち、食品と食品添加物の文字列の間に仕切りを入れることになったが、枠を別々にして表示する仕方も可能であるので、これを推進すればよい。そして、この場合の食品添加物の欄には「なし」と表示すれば、無添加であることが明瞭にわかるので、一括表示枠外の宣伝の必要が減少する。天然品には価値がある。「食品表示基準において、食品添加物の表示は科学的合成品と天然物に差を設けず原則として表示」とあるが、消費者の要望に反していると思う。一般的にいうと、消費者は天然物を受け入れるが科学的合成品は拒否すると思う。「無添加」という単語を定義づける。「無添加」という言葉は、食品添加物を使用していないことを示す、という認識がすでに一般であるので、法律においてもそうであって食品添加物の枠が空白であることを示す、と法律で定義すればよい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>日々、食品を購入する際に「無添加」なのか気にしながら購入しているので、曖昧な表示基準ではなく、ちゃんとした基準を作ってほしい。中には「無添加」と表示しておきながら食品添加物が入っている食品もある為、是非ともちゃんとした規定を作ってほしい。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不使用・無添加の訴求は、消費者に十分な知識が無い場合、内容本質と関係なく、優良誤認を助長する可能性がある。適切な食品添加物の使用による正しい賞味期限の設定を阻害し、フードロスを助長することから、これらの表示は安易に容認されるべきではない。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の「不使用」、「無添加」表示は食品表示基準第9条（表示禁止事項）に該当すると認定すべきである。「不使用」、「無添加」の表示がある商品を購入している人はその購入理由として、73%の人が「安全で健康に良さそうのため」を挙げている。（平成29年度消費者意向調査結果報告書より）このような消費者の誤った認識の上に成り立っている食品添加物の「不使用」、「無添加」表示は健全な食品添加物の理解の妨げになるので、いかなる場合でも使用するべきではない。食品添加物の「不使用」、「無添加」表示は食品表示基準第9条（表示禁止事項）に該当すると認定すべきである。今回制定しようとしているガイドラインは食品添加物の「不使用」、「無添加」表示をすべて禁止するものではないので、制定には反対である。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないように、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>なお、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不使用」、「無添加」の表示を禁止すべき。ガイドラインの主旨には概ね賛成だが、「不使用」、「無添加」の表示自体を原則禁止とすべきと考える（理由は食品表示基準第9条第1項に抵触するため）。また、特定の食品添加物を不使用と表示する事例（例えば「香料不使用」、「乳化剤不使用」、「イーストフード不使用」といったもの）が、実際の事例としては多いにもかかわらず、類型に示されていない。ガイドラインの主旨に照らすと、これらの表示も不適切であるため、類型としてガイドラインに明示すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品添加物の不使用に関するガイドライン(案)」に反対です。「無添加・不使用表示」は原則禁止し、業界団体や公正競争規約等で「無添加・不使用表示」を認めているもののみ例外として記載できることとする。一括表示のそばに、一括表示と同じポイント数の文字での記載を認める。食品表示は、使われている原材料及び食品添加物を全て一括表示に記載し、使用されていない食品添加物をわざわざ強調して記載する必要はない。使用されている食品添加物名を正確に知ることの方が重要である。消費者にとっての食品表示は、子どもから高齢者まで誰にもわかりやすく、正しく、消費者の権利と利益を最優先にするべきだと考える。「無添加」、「不使用」の表示は、消費者の誤認を招くだけである。</li> </ul>	

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者には、食品添加物は安全性が評価されていること等について十分に理解されていません。食品添加物は、人類の英知をかけて築いてきたものであり、消費者にその有益性を知らしめる必要がある。小学生などの教科書などにおいて、人類がここまで繁栄できてきたのは、ある意味、この食品添加物の使用の歴史があったからだ。商品選択の際に食品添加物の不使用表示の食品を購入する消費者は、その際に、一括表示欄を確認しない、ということだ。悪徳業者を良い方向に指導するなどして人類共通のこれら食品添加物などの宝を守っていくべきだと思う。無添加表示、不使用表示は禁止すべきである。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のガイドライン（案）で示された10の類型を表示禁止とすることに基本的に賛成する。10の類型を表示禁止とすることによって、消費者を混乱させるような欺瞞的表示をなくす方向に役立つと考える。その一方で、そもそも食品添加物表示については、現行の義務表示が消費者にとってわかりやすいものとなっていない。現行ルールは物質名表記を原則としつつ、「一括名」、「簡略名」、「表示免除」などの例外規定によって食品の実態を必ずしも表しておらず、消費者にはどんな食品添加物が使われているのか判別できないということが根本的な問題と考える。このように義務表示が不十分のまま、「無添加」、「不使用」といったアピール表示が行われていることが問題である。使われた食品添加物の名称と用途が例外なく表示されるようなルールとするべきである。今回のガイドラインに示された表示禁止事項に該当するものについては、消費者のみならずガイドラインを遵守する事業者の不利益とならないよう、しっかりと取り締まることを求める。</li> </ul>	<p>消費者の商品選択において表示の正確性は重要なことであると考えられることから、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、誤認又は矛盾させる表示に基づく商品選択が行われることがないよう、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項の解釈を示したものです。</p> <p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>食品関連事業者等からの照会や監視指導に関しては、引き続き、国及び都道府県等の関係機関において対応します。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物が化学合成のものも、天然のものも併せて食品添加物と表記されていると初めて知ったが、いまこそ、食品添加物を化学合成食品添加物と、天然由来の食品添加物に分けた表記の検討をお願いします。</li> </ul>	<p>食品衛生法において、食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められています。</p> <p>食品表示基準において、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）でも、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていません。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されています。</p> <p>化学調味料の用語は、かつてJAS規格において使用されていましたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはありません。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断する」旨を記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の中には食品添加物を使用していない商品を要望される方がいる。そのお客様向けに、製造用剤を含め、全く食品添加物を使用しないで加工食品を製造した場合は、事実即しており、誤認を招くおそれがないため、「食品添加物不使用」又は「全く食品添加物を使用していません」等の記載を認めてほしい。</li> </ul>	<p>食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけでなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものです。</p>

御意見の概要（計758件）	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハム・ソーセージの「無塩せき」、数の子の「無漂白」、たらこの「無着色」等、商品カテゴリーとして確立されているものについては、これらの表示が浸透していること、定義が明らかなことより、誤認を招くことがないため、継続して使用できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>食品表示基準第9条においては、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していないこと、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っていることから、あらゆる例示を列挙することは困難です。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとして新たに策定されたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者が食品について正しく判断できるようになるきっかけとなることを望む。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案の解釈補足として、各類型別に「〇〇な場合」における想定が記載されているが、理解しやすい反面、不使用表示における弊害や不使用表示を歓迎しないだろう側の意見がどのような内容でどのような程度に存在するかも調査・明示をお願いしたい。それらも踏まえうえて、明らかに消費者に悪い影響を与える表示をしている企業の取締り強化や、食品添加物を善悪の二論で語る風潮・根源の清浄化を活動の優先に置かれることを期待する。</li> </ul>	<p>本ガイドラインの普及啓発については、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識と共に、食品関連事業者等及び消費者に対して進めてまいります。</p> <p>また、現在実施している食品表示に関する消費者意向調査における食品添加物への理解度については継続して調査し、今後とも、取組効果の把握に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインについては、適当な時期に効果等の評価を行い、必要な見直しを行っていただきたい。</li> </ul>	<p>本ガイドラインは、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてとりまとめたものであり、今後、消費者における食品添加物への理解の程度等を踏まえ、見直す可能性はあると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の議論を改善すべき。この間、食品表示の検討会は「実行可能性」という言葉で業界の意見ばかりが尊重され、消費者から見て不十分な表示制度が全く改善されていない。検討会のあり方の見直しを強く要望する。</li> </ul>	<p>本検討会は、事業者、消費者、法律家の委員の方々に各々の立場から議論いただきました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の視点から食品添加物表示制度の改善を再検討すべき。この間、食品表示見直しの論議は業界の意見ばかりが尊重され、不十分な表示制度が改善されないどころか、消費者にとっては後退とも言える事態となっている。検討会のあり方を抜本的に見直し、消費者の声によって食品添加物表示制度を再度改善検討することを強く要望する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一連の検討に際して、議事をまとめる事務局を含め、関連する委員の皆様が、公正中立の状況で選ばれて、消費者のために議論してきたという明確な根拠が丁寧な説明とともに開示される必要がある。</li> </ul>	